

立川市第2次環境基本計画



人と自然を育み

住みやすさを創るまち

平成27(2015)年

立 川 市



目 次

第1章 計画策定の背景	
1-1 計画策定の経緯	2
1-2 社会情勢の変化とこれまでのあゆみ	3
1-3 立川市の概況	7
第2章 計画の基本的事項	
2-1 計画の目的	14
2-2 計画の役割と位置づけ	14
2-3 計画の期間	15
2-4 計画の対象分野	15
第3章 計画の基本理念と目指すべき環境像	
3-1 基本理念	16
3-2 目指すべき環境像	17
第4章 環境像の実現に向けた取組	
4-1 施策体系	18
4-2 具体的な施策	20
基本方針1：暮らしに安心を与えるまちづくりを進めます	20
基本方針2：水と緑、生きものと調和したまちづくりを進めます	34
基本方針3：ごみを減らし、資源を有効利用するまちづくりを進めます	50
基本方針4：地球温暖化の防止を目指したまちづくりを進めます	58
基盤的取組に関する基本方針1：	
良好な環境を保全・再生・創出する活動を広げ、継承します ..	70
基盤的取組に関する基本方針2：	
市が率先して環境に関する取組を進めます	78
第5章 計画の推進体制・進行管理	
5-1 推進体制	82
5-2 進行管理	84

第6章 立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

6-1 基本的事項	86
6-2 温室効果ガスの排出量	90
6-3 目標	93
6-4 目標達成に向けた取組	94
6-5 計画の推進	94

資料編

資料1 立川市環境審議会開催経緯.....	96
(1) 立川市環境審議会名簿	96
(2) 開催日程と審議内容	97
資料2 立川市環境市民検討委員会開催経緯	98
(1) 立川市環境市民検討委員会名簿	98
(2) 開催日程と検討内容	98
資料3 立川市環境基本条例	99
資料4 用語解説	104

コラム

・健全な水循環とは？	23
・「立川市景観計画」が示す本市の街並み	31
・地域猫活動ってなんだろう？	33
・自然環境と生きものの多様性	45
・小学校でのヤゴ救出作戦	47
・ご存知ですか立川市緑の十二景	49
・ごみ減量を一層推進	51
・家庭ごみ有料化後の現状	53
・地球規模で進む地球温暖化の影響	59
・家庭でできる省エネルギー活動は電気代の節約にもなる？	61
・得する省エネルギー診断の受診	63
・いろいろ役立つ緑のカーテン	67
・環境にやさしい移動手段	67
・地球温暖化への適応	87

- ・本文中で示している市民アンケートと事業者アンケートの結果は、平成 25（2013）年に実施した「環境に関するアンケート」の結果を引用したものです。
- ・本文に「※」のある用語は、資料編に用語解説を掲載しています。なお、「※」は用語が最初に出てくる場所のみにつけています。本文に「◇」のある用語は、そのページの下段に用語解説を掲載しています。

環境基本計画

第 1 章

計画策定の背景

1-1 計画策定の経緯

本市は、平成 10（1998）年に「立川市環境基本条例」を制定し、これに基づき平成 11（1999）年に、環境の保全と回復及び創造を図り、環境への負荷の少ないまちづくりの指針となる「立川市環境基本計画」（計画の期間：平成 12（2000）年度から平成 26（2014）年度までの 15 年間）（以下、「前計画」という）を策定しました。前計画は、地域環境のあり方を明らかにするとともに本市の自然や社会的な条件に応じた施策を体系化し、行政とともに市民・事業者の自主的・主体的な取組と相互のパートナーシップによる目標実現に向けた方向性を示しています。また、前計画の実施計画である「立川市環境行動計画」を 5 年ごとに策定し、取組を進めてきました。

今回、前計画の計画期間が終了すること、また、前計画の策定後に国や東京都、本市の環境に関連する他計画の策定や改定がされたこと、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により国、東京都の取組や市民意識に大きな変化があったことなどを踏まえて、「立川市第 2 次環境基本計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。



1-2 社会情勢の変化とこれまでのあゆみ

国は、平成 24（2012）年に「第四次環境基本計画」を策定しました。この計画では、持続可能な社会の実現には「低炭素社会*」、「循環型社会*」、「自然共生型社会」が必要であるとし、さらに「安全」の確保がこれらの基盤となるものであるとされています。また、個人や事業者の環境配慮行動が浸透している「経済・社会のグリーン化」と世界が直面する環境制約に対応する上での技術革新に加え、新たな価値の創出や社会システムの変革も含めた「グリーン・イノベーションの推進」、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進、地球温暖化*に関する取組、生物多様性*の保全及び持続可能な利用に関する取組、物質循環の確保と循環型社会の構築などが優先的に取り組む重点分野として掲げられています。

東京都は、「2020 年の東京」（平成 23（2011）年）の中で、「低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会を創出する」、「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」といった環境に関する目標を掲げています。

本市は、多摩地域における業務、商業等の中核拠点としての発展を見据え、今後の環境負荷*の増大に備えて、その低減に向けた取組を進めています。また、前計画の策定後、本市の総合的な計画である「立川市第 4 次長期総合計画」や環境に関連するさまざまな分野での個別計画の策定や改定を進めてきました。そこで、本計画は、これらの関連計画との整合を図り策定しました。



清掃工場(若葉町)から撮影（平成 26 年 12 月撮影）

本計画の策定にあたり、前計画からの社会情勢の変化を踏まえた計画策定に向けた課題を以下のように捉えました。

■公害がなく快適にすごせるまちづくり

平成 13（2001）年、東京都は「東京都公害防止条例」を全面改正し、環境への負荷を低減するための措置、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めた、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を施行しました。

平成 23（2011）年には、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、これを契機として安全・安心な生活環境の重要性が再認識されました。

また、平成 25（2013）年ごろから、中国での深刻な大気汚染が多く報道されるようになり、それに関連して日本においても PM_{2.5}[◇]への関心が高まっています。

本市は、生活環境の基盤に影響する大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの調査を継続し、その防止策に取り組んできましたが、安全・安心な生活環境についても重要視されています。このような状況を踏まえ、本計画では、「暮らしに安心を与えるまちづくり」を改めて考え、改善に取り組むことが求められています。

■環境への負荷の少ないまちづくり

平成 13（2001）年、環境省の設置とともに環境行政に関する関連組織も整えられ、低炭素社会や循環型社会、自然共生社会などの目指すべき社会のあり方が明確化されました。平成 24（2012）年、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定され、市町村による「低炭素まちづくり計画」の策定や低炭素建築物の普及など、まちづくりにおける低炭素化が促進されています。

平成 26（2014）年、東京都は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を改定し、「都市の低炭素化」、「水と緑の豊かな潤いの創出」などに関する都市計画決定の方針を定めました。

このような状況を踏まえ、本計画では、交通の利便性や生活のしやすさの向上を進めるとともに、地球温暖化対策の必要性を踏まえ、低炭素社会の実現を念頭に置いた都市整備及び交通網の整備に取り組むことが求められています。



立川駅南口

◇PM_{2.5}：浮遊粒子状物質のうち粒径が2.5マイクロメートル（マイクロメートル＝100万分の1m）以下の小さなもので微小粒子状物質と呼ばれる。浮遊粒子状物質は大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10マイクロメートル以下のものをいう。

■自然と共生したまちづくり

平成 12 (2000) 年、東京都は、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することを目指した「東京における自然の保護と回復に関する条例」を施行しました。

平成 16 (2004) 年、特定外来生物[◇]による生態系[※]、人の生命・身体、農林水産業への被害の防止を目指した「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定され、特定外来生物の飼育、栽培、保管及び運搬などが原則禁止となりました。

平成 24 (2012) 年、国は、「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、その中で地方公共団体は、地域の特性に応じた取組を進めることが求められています。同年、東京都は、「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しています。

水循環に関しては、平成 26 (2014) 年、水循環に関する取組を総合的かつ一体的に推進することを目指した「水循環基本法」と雨水の有効利用や集中的な流出の抑制を目的とした「雨水の利用の推進に関する法律」が成立し、健全な水循環の維持に関する取組の重要性が増しています。

このような状況を踏まえ、本計画では、本市の貴重な財産として、自然環境をより良い形で将来世代に引き継いでいくために、現在の取組も継続しつつ、多様な生きものの生育・生息環境の保全・創出に向けて取り組むことが望まれています。

■自然や文化にふれるまちづくり

平成 16 (2004) 年、「都市緑地保全法」が改正され、緑の基本計画の充実、緑地保全地域制度の創設等が示されるとともに「都市緑地法」に改称されました。

平成 18 (2006) 年、東京都は、地形、自然、街並み、歴史、文化等に配慮したまちづくりを推進するために、「東京都景観条例」を制定しました。さらに、都市住民の農村漁村情報に接する機会の拡大、地域資源を活用した交流拠点の整備等を進めています。



若山牧水の歌碑（錦町5丁目）
『多摩川のあさき流れに石なげて
あそべば濡るるわが袂かな』

平成 25 (2013) 年度に実施した市民アンケートの結果では、公園、緑道、遊歩道の身近さについての市民の満足度は高い状況ですが、一方で、歴史的・文化的雰囲気についての満足度は低い状況です。

このような状況を踏まえ、本計画では、自然環境の保全や文化にふれあえる場や機会の創出に取り組むことが求められています。



根川で遊ぶ子ども

◇特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から環境省が指定している生きもの。

■地球環境の保全と循環を基調としたまちづくり

平成 13 (2001) 年、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を目指した、「循環型社会形成推進基本法」が施行され、その後、平成 20 (2008) 年、「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

平成 12 (2000) 年から平成 17 (2005) 年にかけて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、「特定家庭用機器再商品化法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」などが施行され、資源化の取組が進みました。

平成 14 (2002) 年、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めた、「エネルギー政策基本法」が施行され、平成 15 (2003) 年、平成 19 (2007) 年、平成 22 (2010) 年に、エネルギー政策の基本的な方向性を示す「エネルギー基本計画」が策定されました。さらに、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、新たな計画が平成 26 (2014) 年に策定されました。平成 24 (2012) 年、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、市町村での低炭素化の取組促進に向けた新たな枠組みも整備されてきています。平成 26 (2014) 年に策定された「東京都長期ビジョン」では、スマートエネルギー都市や環境と調和した都市などの実現を目指しています。また、異常気象の多発など、地球温暖化の影響と考えられる現象が顕在化しており、地球温暖化問題への対応はより重要性を増しています。

このような状況を踏まえ、本計画では、低炭素・循環型社会の実現に取り組むことが求められています。



太陽光発電システム
(市役所屋上)

■市民・事業者・市総参加の環境づくり

平成 15 (2003) 年、環境保全活動や環境保全の意欲の増進、環境教育や協働※の取組の推進を目指した、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行されました。その後、改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が平成 23 (2011) 年に施行され、環境保全活動・環境教育

の一層の推進と、幅広い分野の人材づくりとその方々との協働が図られています。

このような状況を踏まえ、本計画では、引き続き、環境リーダー※などが有する豊富な知識や経験を将来世代に継承していくための新たな人材の発掘・育成、「ゆるやかな連携」などの市民が参加しやすい環境づくりや協働の輪の拡大・強化に取り組むことが求められています。



たちかわエコパートナー講座

1-3 立川市の概況

■本市の位置・地勢

本市は、東京都の中央よりやや西に位置しており、多摩地域の中心部分にあって、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市の8市と接しています。

市の南部には東西に流れる多摩川や昭和用水が、中央には南北に流れる残堀川が、北部には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水や砂川用水が流れています。これらの水の流れと五日市街道のケヤキ並木、立川崖線※、国営昭和記念公園などが水と緑の回廊を形成しています。

地形はほぼ平坦ですが、南側に多摩川の浸食によって形成された立川崖線があります。



図1 立川市の位置



春 根川の桜



夏 玉川上水の水と緑



冬 サンサンロード（都市軸）の雪景色



秋 国営昭和記念公園の紅葉

■本市の沿革

本市で人々が生活を始めたのは、約1万5千年前と考えられています。縄文時代中期（約5千年前）には、現在の錦町や羽衣町、柴崎町で大きな集落が形成されており、向郷遺跡、大和田遺跡にその足跡を残しています。

江戸時代において、本市は幕府の天領になり、主に農業が営まれていました。承応3（1654）年には、玉川上水が引かれ、その後、砂川用水や柴崎分水が整備され、新田開発に活用されました。

大正時代には立川飛行場が開設され、立川駅北側に商店が並び、人口が増え、まちは発展していきました。

昭和10年～20年代の戦時中は、本市も空襲により被害を受けましたが、戦後は、立川駅周辺を中心とした復興が進み、昭和52（1977）年の立川基地全面返還後、基地跡地を利用した新しいまちづくりが行われてきました。



五日市街道の様子（昭和30年頃）

街道沿いに建物が集中していました。



残堀川
（五日市街道との交差点 昭和30年頃）



立川駅北口（大正時代）

昭和30年～40年代の高度経済成長期には、本市においても大気汚染や水質汚濁などの公害が問題となり、昭和47（1972）年に「立川市環境保全条例」を制定し、環境問題の取組を強化しました。その結果、水質が改善された多摩川や玉川上水などの水路、立川崖線の樹林地と湧水※、国営昭和記念公園などのまとまった緑のある場所は、人々の憩いの場となっており、多くの市民が訪れています。

このような発展と市民の環境への愛着が深まる中で、身近な生活に起因する道路や横田基地からの騒音などの公害や、土地改変等による緑の減少、地球温暖化などの新たな環境問題など、広範な分野での環境保全への取組が必要と認識されるようになりました。そこで、本市は平成10（1998）年に、今後の環境保全の道筋を示す「立川市環境基本条例」を制定し、関連する取組を総合的かつ計画的に進めています。



国営昭和記念公園



五日市街道のケヤキ並木



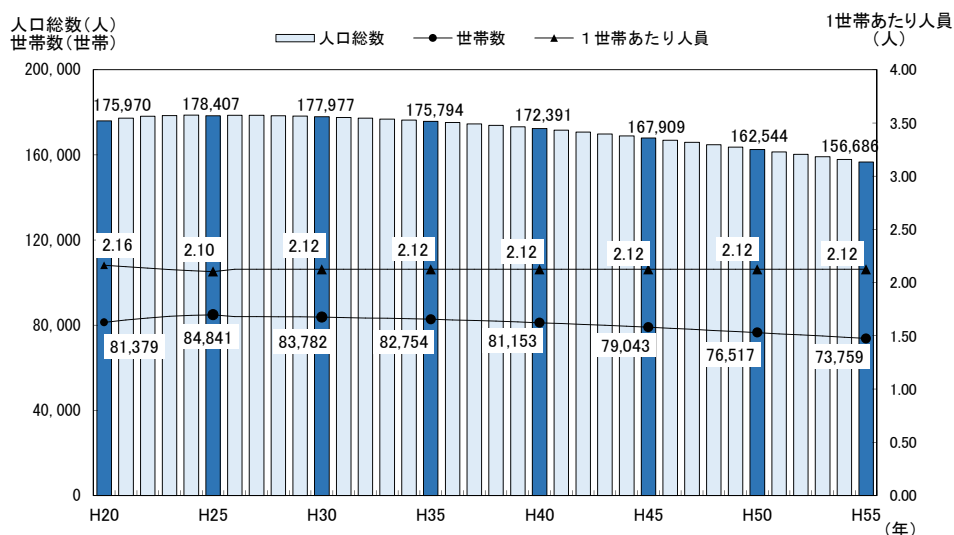
立川駅北口



多摩都市モノレール（よいと祭り）

■人口

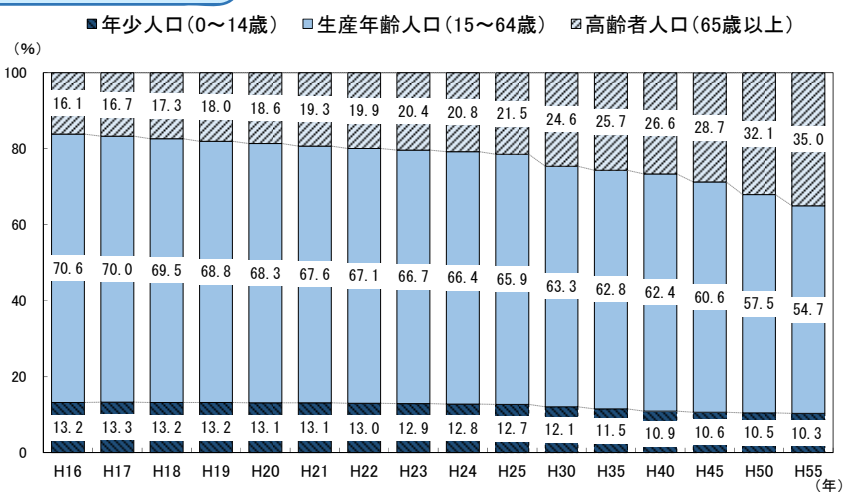
平成 27 (2015) 年 1 月 1 日現在の総人口は 179,090 人、世帯数は 86,162 世帯となっています。本市の人口推計では平成 27 (2015) 年頃にピーク時期を迎え、その後減少する見通しです。高齢者人口は増加傾向にあり、将来においても少子化、高齢化社会が続くと推定されています。そのため、今後の人口減少と少子化、高齢化の急速な進展を見据え、さまざまな立場の人が環境保全活動に参加しやすいしくみづくりを進めていくことが求められています。



注) 平成 27 年までは「住民基本台帳」(立川市)、平成 28 年以降は推計。

図2 立川市の総人口、世帯数、1世帯あたり人員の推移、将来見通し

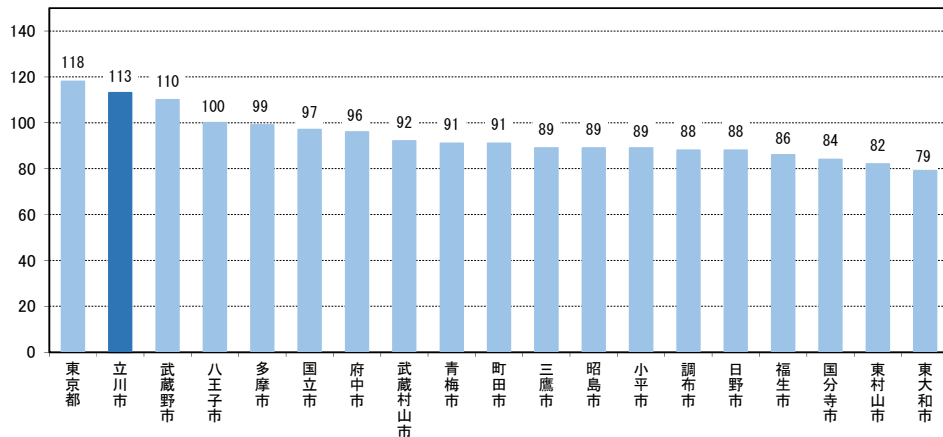
若い人の割合が低くなる見通しです。



注) 平成 25 年までは「住民基本台帳」(立川市)、平成 30 年以降は推計。

図3 立川市の年齢3階層別人口の推移

本市の昼夜間人口比率（定住人口 100 人あたりの昼間人口の割合）は、周辺自治体と比較して高い状況であり、平成 22（2010）年現在で 113 となっています。今後、本市の環境負荷の低減を図るためには、通勤や通学、買い物などで本市を訪れる市外の方々にも環境に配慮した行動を促すことが求められています。

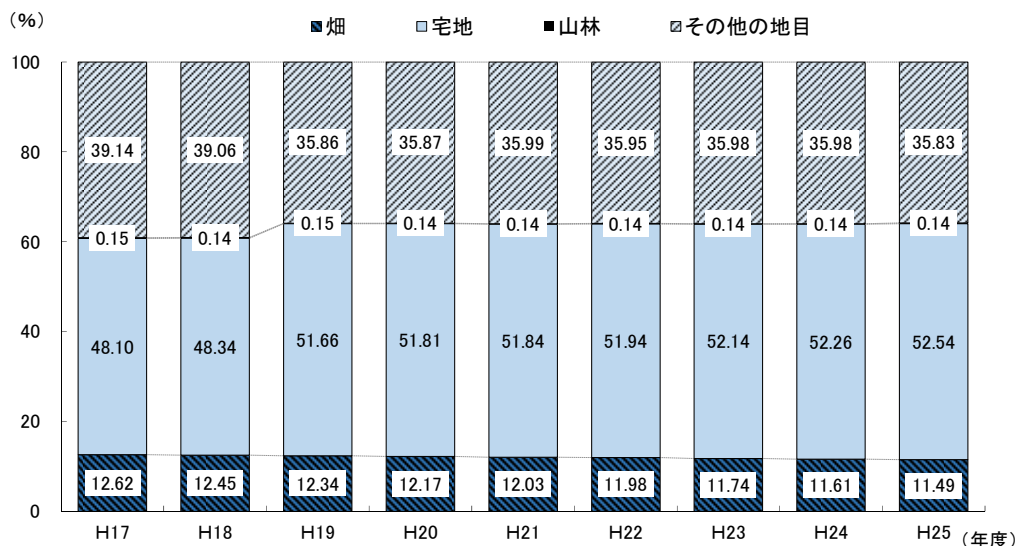


出典：「平成 22 年東京都の昼間人口」（東京都総務局統計部）より作成

図 4 周辺自治体の昼夜間人口比率（平成 22 年）

■土地利用

本市は、宅地が少しずつ増加しており、平成 19（2007）年度以降は市域面積の 5 割以上を占めています。一方、相続の発生や農業者の高齢化、後継者不足等により畑が少しずつ減少しています。このことが緑の減少の一因となっており、農業後継者の育成などの取組が望まれています。



注）各年度の「固定資産概要調書」を基礎としている。

図 5 地目別土地面積構成比の推移

■交通

市域の中央には、東京都の東西を結ぶＪＲ中央線が走っており、山梨方面との行き来も行われています。立川駅はこの他、ＪＲ青梅線・南武線が乗り入れており、多摩都市モノレールへの乗り換えも可能であることから、多摩地域の交通の要衝となっています。北部には西武拝島線が走り、バスネットワークは、立川駅を中心として広範囲に網羅され、路線バスを補完するコミュニティバス「くるりんバス」が、市内４ルートで運行しています。

平成 22（2010）年度にはＪＲ中央線三鷹駅立川駅間の連続立体交差事業が完了し、踏切遮断による交通渋滞の解消や踏切事故の防止などが図られました。今後は、これらの公共交通機関の利用を増やし、移動にともなう環境負荷の低減につなげていくことが求められています。

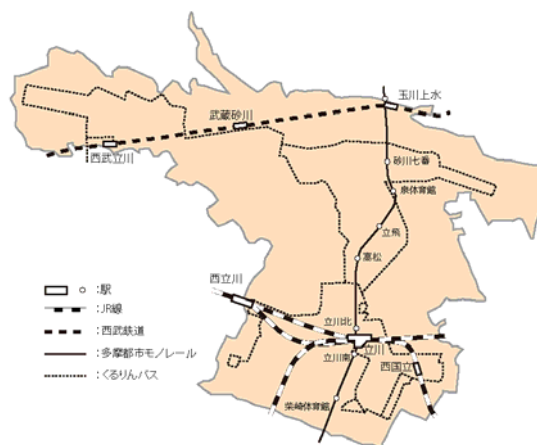
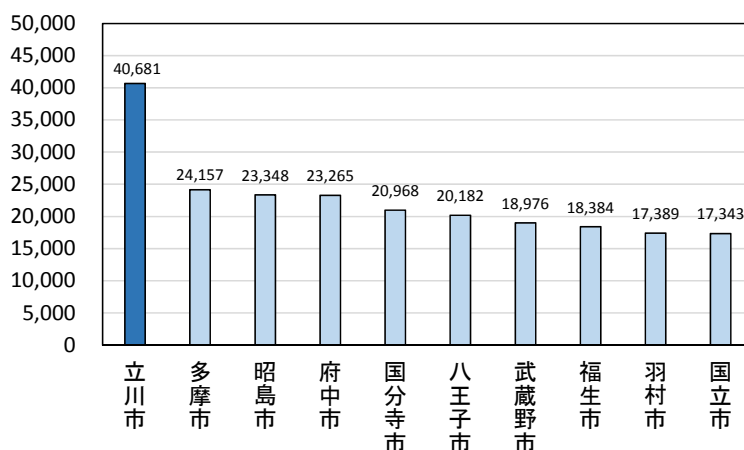


図6 公共交通位置図（平成 25 年度末時点）

■産業

本市は、立川駅周辺や基地跡地を中心とした業務や商業機能などの集積が図られ、多摩地域の業務、商業等の中核拠点として発展しています。今後は、これにともなう環境負荷を低減するための対策を検討することが求められています。

（百万円／人口1万人）



出典：「平成 24 年経済センサスー活動調査 卸売業・小売業に関する集計」（総務省・経済産業省、平成 25 年）より作成。人口については、「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁目別・年齢別）」（東京都総務局統計部、平成 24 年）を使用。

図7 人口1万人あたりの年間商品販売額（卸売業・小売業）（多摩地域、平成 24 年度）

本市の北部では、五日市街道を中心に植木や野菜（東京うどなど）、果樹、花きの生産、酪農などが行われています。

東京うどは、主に本市の北部で生産されています。



室の中のうど

■ 財政状況

本市の財政状況は、歳入の根幹となる市税収入が、近年はほぼ横ばいで推移していますが、歳出の社会保障関係経費[◇]は高齢化の進展などにより増加傾向にあります。

今後、社会保障関係経費の増加や都市インフラ（道路や下水道）を含む公共施設の維持などへの対応により、歳出が増える状況が想定されますので、限られた財源を有効に活用するため、優先順位を考慮した取組や今ある環境資源の有効利用を進める必要があります。

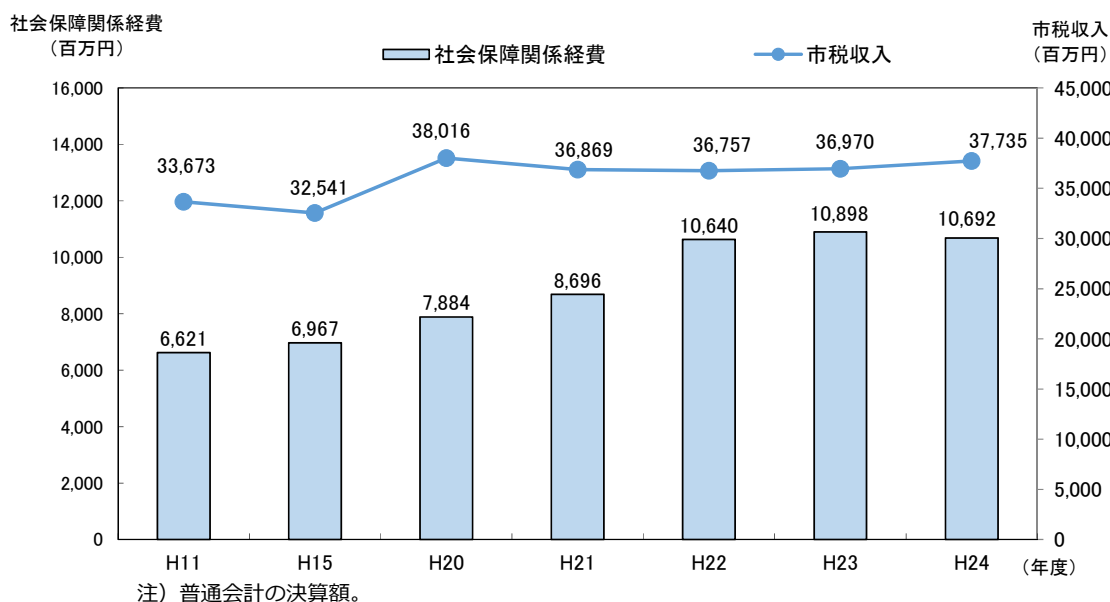


図8 社会保障関係経費（市税等投入額）と市税収入の推移

◇ 社会保障関係経費：生活保護や障害者福祉経費などの「扶助費」と、一般会計から国民健康保険事業会計や介護保険事業会計、後期高齢者医療会計への「繰出金」を合わせたものを、「社会保障関係経費」として表記しています。

第2章

計画の基本的事項

2-1 計画の目的

本計画は、「立川市環境基本条例」に基づき策定しました。本計画の目的は、目指すべき環境像の実現に向けて、環境の保全等に関する施策を総合的に推進・管理・実行するための方針・道筋を示すことです。

2-2 計画の役割と位置づけ

本計画は、「立川市第4次長期総合計画」や各分野の個別計画と連携して進めます。また、本市において環境に配慮した取組を行う際に最も基本となる計画です。市が行う環境に関する、または、環境に影響をおよぼす可能性のある取組については、本計画で示す基本方針や方向性に沿って、検討・実施していきます。さらに、本計画に基づいて、必要に応じて新たに個別計画を策定するなどして、具体的・個別的な取組を進めます。

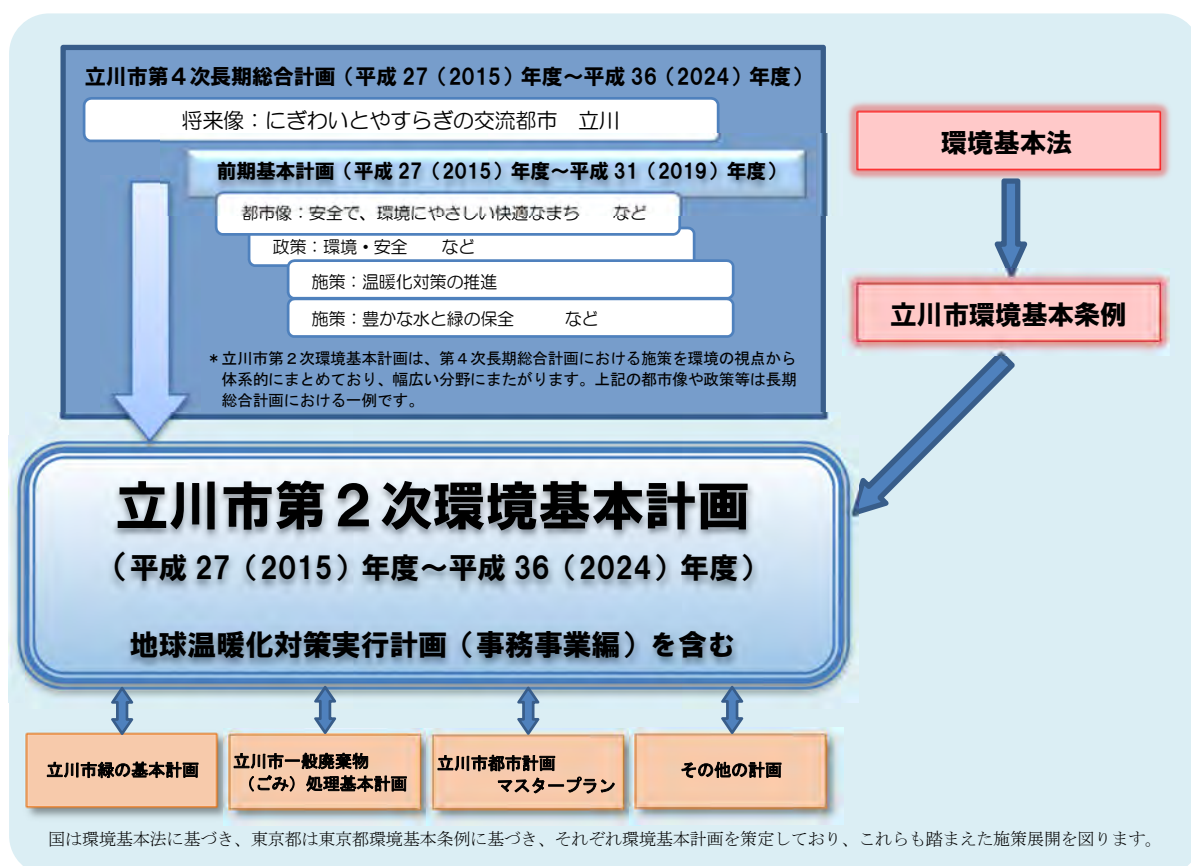


図9 本計画と他計画の関連

2-3 計画の期間

本計画は、平成 27（2015）年度から平成 36（2024）年度までの 10 年間を計画の期間とします。

また、本計画中で示す、アクションプラン、協働プロジェクト、エコオフィスプラン 21※については、中間年度に、計画の期間の後半を見据えた見直しを行います。

なお、将来の環境をめぐる社会情勢などが大きく変化し、計画の変更が不可欠となった場合は、計画の期間に関わらず見直しを行います。

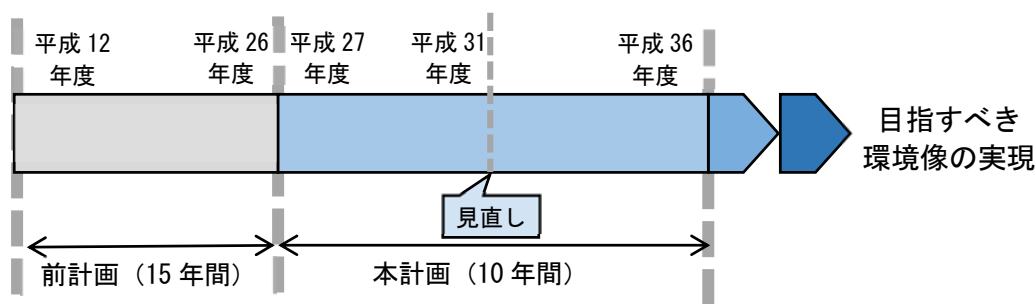


図 10 計画の期間

2-4 計画の対象分野

本計画の対象分野は、「都市」、「自然」、「資源」、「地球温暖化」の 4 つの分野と、これらの分野を支える「基盤的取組」とします。

「都市」は、都市・生活型公害、化学物質、都市基盤・交通網の整備などに関する内容とします。

「自然」は、水、緑、生きものなどに関する内容とします。

「資源」は、ごみの発生抑制、ごみの再利用、資源化などに関する内容とします。

「地球温暖化」は、地球温暖化の緩和と適応、低炭素まちづくり、エネルギーなどに関する内容とします。

「基盤的取組」は、環境学習、環境配慮行動の実践、協働、市の率先行動などに関する内容とします。

表 1 計画の対象分野

環境の分野	内容
都市	都市・生活型公害、化学物質、都市基盤・交通網の整備 など
自然	水、緑、生きもの など
資源	ごみの発生抑制、ごみの再利用、資源化 など
地球温暖化	地球温暖化の緩和と適応、低炭素まちづくり、エネルギー など
基盤的取組	環境学習、環境配慮行動の実践、協働、市の率先行動 など

第 3 章

計画の基本理念と目指すべき環境像

3-1 基本理念

立川市環境基本条例第3条では、次の3つを基本理念としています。本計画は、この基本理念に基づき推進します。

第3条 第1項

環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

私たちを取り巻く環境は、先人から引き継いだ、全ての市民の共有財産であるとともに、将来の全ての世代の共有財産でもあると認識しなければなりません。この環境を私たちの世代で損なうことなく、将来にわたって健康で安全かつ快適な生活を営むことができるように、本市は、良好な環境を確保し、将来の世代に継承していくことを目的として、環境の保全と創造を推進していきます。

第3条 第2項

環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

私たちは、自然の生態系の一員として存在しているのであり、人間だけの都合で環境をとらえるのではなく、自然への感謝や思いやりを持って、自然との健全な共生を図っていくことが必要です。

人の活動は、さまざまな側面で環境への負荷を発生させています。自然との健全な共生には、私たち一人ひとりが自ら発生させる環境負荷を極力少なくしていくことが必要です。私たち人類が将来にわたってこの地球上で健やかに暮らしていけるように、本市は、持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、全ての主体の参加と協力により、環境の保全と創造を推進していきます。

第3条 第3項

地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において行わなければならない。

環境への負荷は、自らが直接的に発生させるものだけでなく、例えば私たちが使用・消費する物品等の製造や廃棄などに伴い間接的に発生させるものもあります。

また、その地域の環境に対しては直接影響がないように見えても、他の地域や地球全体、あるいは将来世代に影響を及ぼす環境負荷もあります。しかも、その原因は私たちの通常の社会経済活動にあり、私たちは、被害者にも加害者にもなり得ることを認識しなければなりません。本市は、すべての事業活動とあらゆる日常生活の場面において、環境保全を推進していきます。

3-2 目指すべき環境像

本市は、多摩地域において業務、商業、文化が集まる中核拠点として発展しています。一方で、玉川上水、残堀川、国営昭和記念公園、立川崖線や五日市街道のケヤキ並木などの良好な水と緑が残されています。このような立川市の特徴を踏まえ、本計画では、四季を感じることができ、人々が集い、憩う場となる水と緑を育み、人々が安心して住み続けたいと思う環境を創出し、将来世代に引き継いでいくことを目指して、以下の環境像を掲げます。

“人と自然を育み 住みやすさを創るまち”

「人」という言葉は、暮らしや産業、教育、歴史・文化などを表しています。

「自然」という言葉は、水や空気、緑や生きものなどを表しています。

「住みやすさ」という言葉は、「人」による環境負荷をできるだけ少なくし、人々が住み続けたいと感じる状態を表しています。

「創るまち」という言葉は、市民や事業者、市が自主的・積極的に創出する「まち」を表しています。

本計画では、「人」と「自然」が互いに良い影響を与えながら成長し、「住みやすさ」を市民や事業者、市が一体となって、英知を出し合い創る「まち」を目指します。

第4章

環境像の実現に向けた取組

4-1 施策体系

目指すべき環境像「人と自然を育み 住みやすさを創るまち」の実現に向けては、私たち一人ひとりが自ら発生させる環境負荷を極力少なくすることが、その第一歩です。

私たちの継続的な環境への取組により、豊かな自然や住みやすさを自ら培い、将来世代に引き継ぎ、将来にわたって健やかに暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

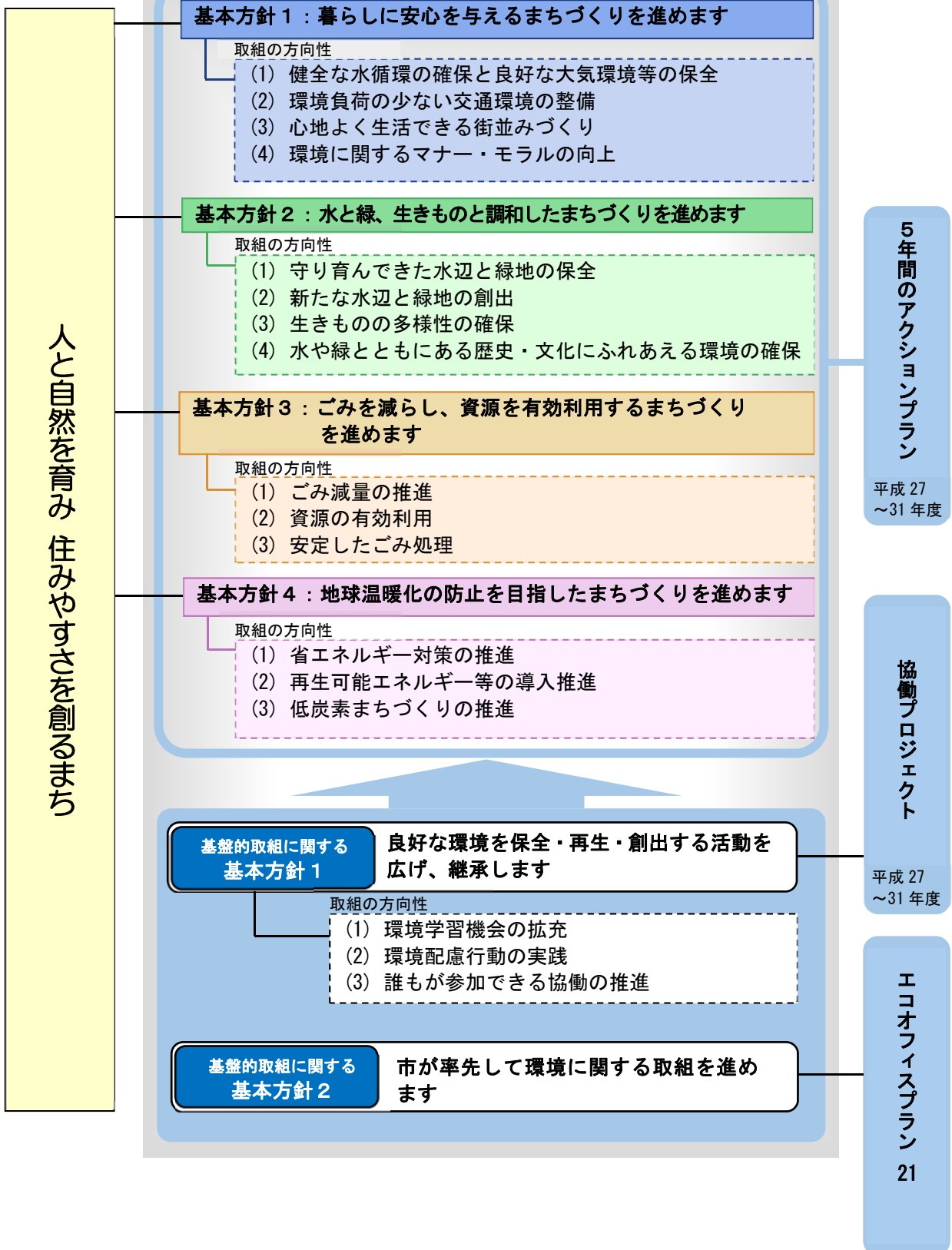
本市の大きな特徴は、多摩地域における業務、商業等の中核拠点として発展していることと、水と緑が人の知恵と努力により、文化とともに育まれていることです。この2つの特徴を踏まえて、本計画では、本市が今後とも、環境負荷の少ないまちづくりを進め、あわせて「水と緑」に代表される自然環境を育んでいく上での必要な取組について、次ページのとおり「暮らしの安心」、「水と緑などとの調和」、「ごみの減量と資源の有効利用」、「地球温暖化の防止」をキーワードとする4つの分野における基本方針を設けました。

また、環境分野はもとより地域の課題などに積極的に取り組む市民の活動の輪が広がっており、今後とも環境施策の展開においては、市民・事業者の協力と実践が大きな推進力であることから、市民などとともに各分野の施策を進める2つの基盤的取組に関する基本方針も設けました。

これらの基本方針は、アクションプランや協働プロジェクト、エコオフィスプラン21といった具体的な展開や事業等をまとめた5か年の行動計画などにより進めていきます。

目指すべき
環境像

平成 27～36 年度



1 計画策定の背景

2 計画の基本的事項

3 計画の基本理念と目指すべき環境像

4 環境像の実現に向けた取組

5 計画の推進体制・進行管理

6 立川市地球温暖化対策実行計画

図 11 立川市第2次環境基本計画施策体系図

4-2 具体的な施策

基本方針 1 暮らしに安心を与えるまちづくりを進めます

本市では、交通や生活の利便性に関する市民の満足度が高い一方、暮らしの静けさや水辺との親しみやすさについての満足度は高いとはいえません。また、都市化の進展にともない、土壌の涵養[◇]機能が低下することによる、湧水量や湧水箇所数の減少が懸念されています。そこで、私たちが安心して暮らしていくために、健全な水循環の確保、大気環境・騒音・振動・水質等の改善、住宅や交通に関する環境負荷の低減、心地よく生活できる街並みの保全を進めるとともに環境に関するマナー・モラルの向上に努めます。

目標と取組の方向性

本市では、都市化が進むことにより、土壌の涵養機能が低下し、湧水量や湧水箇所数の減少が懸念されており、健全な水循環の確保に向けた取組が望まれています。交通や生活の利便性に関しては、市民の満足度が高い一方で、暮らしの静けさや水辺との親しみやすさの不満が比較的高い状況です。特に、横田基地、立川飛行場における騒音の低減を求める市民の意見は多く、今後も航空機騒音の解消に向けた取組が求められています。また、立川駅周辺などの土地利用転換や、それにとまなう交通量増加による環境負荷の増大が想定されるため、環境に配慮した事業の実施や自動車の利用抑制、自転車の利用環境の整備等のまちづくりを進めることが期待されます。

持続的発展が可能な社会を実現し、将来世代に引き継ぐためには、人の活動による環境への負荷を抑制することが求められます。さらに、玉川上水、五日市街道、立川崖線や立川駅を中心とした商業地域、農地、地域の歴史を物語る寺社などは、本市を代表する街並みを形成しています。これらの街並みを今後も人々に親しまれるものとするために、良好に維持することも望まれています。

また、日々の暮らしの中で、ごみのポイ捨て、ペットのふん害などが問題となっており、満足度の高い暮らしを送るために、環境に関するマナー・モラルの向上が求められています。

基本方針1

目標

市民が暮らしのまわりの環境に満足しているまちであることを目指します。

指標

居住する地区が快適で住みやすいと感じている市民の割合が平成31年度までに85.0%（平成25年度82.3%）を越えることを目指します。以降の5年間については別途設定します。

※市民アンケート

取組の方向性

(1) 健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全

- ア 健全な水循環の確保
- イ 大気環境の保全
- ウ 騒音・振動・悪臭等の防止
- エ 化学物質対策の実施

(2) 環境負荷の少ない交通環境の整備

- ア 交通円滑化の推進
- イ 公共交通利用の促進
- ウ 自転車の利用環境や歩道の整備

(3) 心地よく生活できる街並みづくり

- ア 良好な街並みの形成
- イ 街並みの美化

(4) 環境に関するマナー・モラルの向上

- ア 環境に関するマナーとモラルに対する意識向上
- イ 身近な環境問題への対応

◇涵養：降水や河川水などの地表の水が地下に浸透し、地下水となること。水源涵養機能とは、土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化し、洪水の緩和、河川の流量を安定させる機能である。

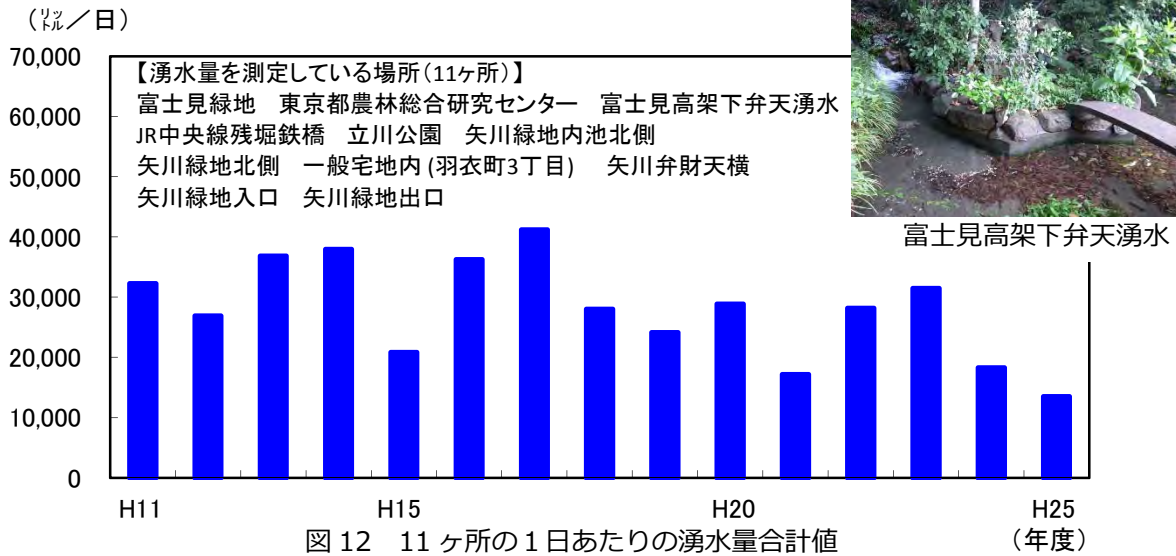


表 2 大気環境等の環境基準の達成状況

項 目		達成状況(平成25年度)
二酸化硫黄		環境基準を達成しています。
一酸化炭素		環境基準を達成しています。
浮遊粒子状物質		環境基準を達成しています。
二酸化窒素		環境基準を達成しています。
光化学オキシダント		環境基準を超えている時間がありました。
微小粒子状物質		環境基準を超えている日がありました。
ダイオキシン類		環境基準を達成しています。
航空機騒音	横田基地	環境基準を超えています。
	立川飛行場	環境基準はありませんが、横田基地と同様の基準を当てはめると、基準を達成しています。
自動車公害	騒音	環境基準を超えている地点がありました。
	振動	環境基準を達成しています。
	大気	環境基準を達成しています。

：環境基準を超えている項目

本市は、良好な街並みの形成と美化のために、市民や事業者との協働により取組を進めています。



多摩川クリーンアップ作戦



喫煙マナーアップキャンペーン

(1)健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全

現状と課題

水循環については、集中豪雨による都市水害や通常時の河川や水路の流量減少などが問題となっており、湧水量の低下や湧水箇所の減少も懸念されています。市内を流れる河川は、BOD^{*}の環境基準^{*}が達成されている状況が続いています。

大気環境については、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は、環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダントは、環境基準の未達成が続いています。さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故後、空間放射線量を測定していますが、測定値は自然放射線量の全国平均に近い値[◇]で推移しており、大きな変化はありません。

航空機の騒音については、横田基地や自衛隊等に騒音軽減の要請を行ってきましたが、横田基地は環境基準を超過している状況が続いています。なお、立川飛行場周辺は、平成26(2014)年11月に東京都から航空機騒音に係る環境基準を適応する地域に指定され、東京都が騒音測定を実施して環境基準の達成状況を監視することとなりました。道路騒音は、環境基準が未達成な場所があります。

化学物質については、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、規則で定める量以上の適正管理化学物質^{*}を取り扱う工場、指定作業場から毎年使用量の報告を受けています。

以上のような状況の中で、健全な水循環の確保に向け、雨水の有効利用や地下浸透の促進などが求められています。また、大気環境など環境基準が設定されているものについては、環境基準の達成が期待されています。化学物質については、事業者に対しては適正な管理の指導、市民に対しては化学物質についての知識を分かりやすく提供することが求められています。

取組

健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 健全な水循環の確保

河川や地下水、湧水の調査を行うとともに、雨水の土壌への浸透を促すため、道路や宅地内などにおける雨水浸透施設の設置や日常生活、事業活動での節水や雨水の有効利用等を促します。また、公共用水域^{*}の水質向上のため、下水道施設の維持・管理や下水の高度処理^{*}を推進します。

イ 大気環境の保全

大気汚染物質の常時監視等を行い、その結果を公表するとともに、自動車の相乗り奨励、自動車利用自粛、アイドリングストップ^{*}等の周知・啓発を行います。

◇立川市における直近の放射線量測定値は毎時0.03～0.06マイクロシーベルト（市内8ヶ所で平成27年2月に測定）。自然界にもともと存在する放射線である自然放射線量の全国平均は毎時0.05マイクロシーベルトとされています。



多摩川と根川緑道



錦町下水処理場

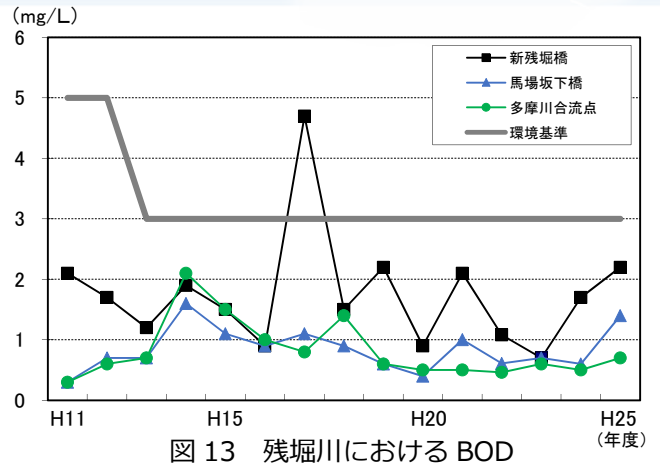


図 13 残堀川における BOD

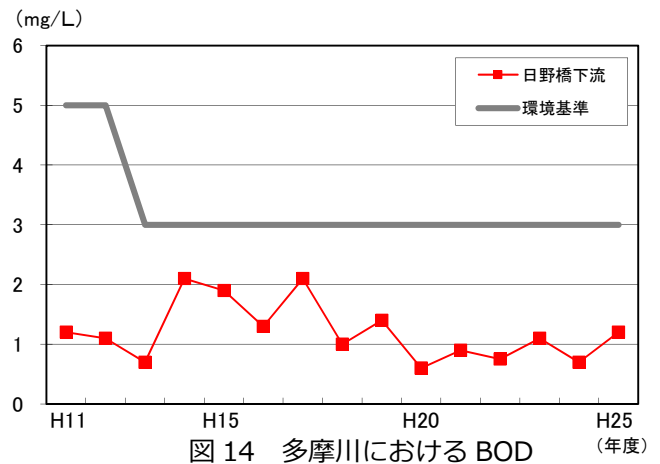


図 14 多摩川における BOD

河川の水質を示す指標の一つである BOD においては、平成 18（2006）年度から環境基準を達成している状況が続いています。

コラム

健全な水循環とは？

水は、地球規模で循環しています。海や川で蒸発した水が雲となり、雨や雪として地上に降下し、その一部が田畑や工場、家庭などさまざまな場所で使われます。使って汚れた水は、下水処理場などで一定の水質まで浄化されて川や海に流されます。健全な水循環とは、水循環において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、良好なバランスで保たれていることです。汚れた水を自然の中できれいにすることは大変なことです。例えば、コップ 1 杯の牛乳を、魚が住める程度の水質に戻すには、お風呂の水 9 杯分が必要といわれています。河川や地下水などの水資源を貴重なものにとらえ、上手に使うことが大切です。



出典：「平成 26 年版日本の水資源」（国土交通省、平成 26 年）

ウ 騒音・振動・悪臭等の防止

騒音・振動の軽減を図るために、適切な自動車の運転方法の周知や、経年劣化した路面の補修などを行います。また、悪臭等の苦情については、現状を把握し、改善・指導等の対応を行います。

エ 化学物質対策の実施

化学物質に関する情報の収集と市民への情報提供を継続します。また、分かりやすい情報の提供に努めます。

■ 5年間のアクションプラン

ア 健全な水循環の確保

市（担当課）	市民	事業者
- 市内の河川などの水質調査を実施します。（環境対策課） - 立川崖線の湧水調査を実施します。（環境対策課） - 市内の地下水の調査を実施します。（環境対策課） - 雨水浸透施設の設置の要請・指導・助成を行います。（下水道管理課） - 下水道施設の維持管理に努めるとともに、下水の高度処理を推進し、公共用水域の水質向上を図ります。（下水道管理課・下水道工務課・下水処理場）	- 雨水浸透ます[◇]の導入に努めます。 - 家の近くの排水口の清掃を行います。 - 雨水を植木の水やりや庭先への打ち水などに利用します。 - 台所や風呂等からの汚れた水の排水を減らすように努めます。 - 環境にやさしい石鹸や洗剤の使用に努めます。また、その使用量を減らすように努めます。	- 水辺周辺の工事では、自然環境に配慮した工事を行います。 - 事業場からの汚れた水の排水を減らすように努めます。 - 環境にやさしい石鹸や洗剤の使用に努めます。また、その使用量を減らすように努めます。

イ 大気環境の保全

市（担当課）	市民	事業者
- 大気汚染物質を監視測定し、公表します。（環境対策課） - 自動車のアイドリングストップ、自動車の相乗り奨励、エコドライブ[※]などの周知・啓発を行います。（環境対策課） - レンタサイクル事業の推進に取り組みます。（交通対策課） - 光化学スモッグの原因物質である揮発性有機化合物の適正管理を事業所に周知します。（環境対策課） - 空間放射線量と放射性物質濃度を測定し結果を公表します。（環境対策課・保育課・下水処理場・ごみ対策課・清掃事務所・学校給食課） - 新たな環境汚染物質が確認された場合には、国や東京都と連携して、迅速な状況の把握と公表に努めます。（環境対策課）	- アイドリングストップを心がけ、エコドライブに努めます。 - 自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車の利用に努めます。	- 使用する車両の低公害車[※]化を目指します。 - アイドリングストップを心がけ、エコドライブに努めます。 - 輸配送等、物流の効率化を図ります。

◇雨水浸透ます：雨水の地下への浸透量を増やすための設備。導入が進むと湧水や地下水が豊富になり、水循環の保全や下水管の負担軽減につながる。

ウ 騒音・振動・悪臭等の防止

市（担当課）	市民	事業者
- 横田基地及び立川飛行場沿いの騒音固定地点調査を実施します。（環境対策課） - 横田基地、立川飛行場の騒音については、周辺自治体と連携・協力して騒音軽減等を関係機関に要請します。（企画政策課） - 道路沿道の騒音と振動の測定を実施します。（環境対策課） - 悪臭等の苦情については、現地調査と発生源に対する改善指導等を行います。（環境対策課）	- 自動車の急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップに努めます。 - 生活騒音の抑制に努めます。 - 悪臭を発生させないように努めます。	- 事業場の稼働時間の見直しや低騒音・低振動型機械の導入を検討します。 - 騒音・振動・悪臭等の発生防止に努めます。

エ 化学物質対策の実施

市（担当課）	市民	事業者
- 適正管理化学物質を年間一定量以上取り扱う工場、指定作業場の設置者に、使用量の報告を求めます。（環境対策課） - 事業場からの申請や届出に基づき、現地調査や改善指導等を行い、条例の基準への適合、周辺環境に与える影響の低減のための指導を行います。（環境対策課）	化学物質が含まれた製品は適正に管理、使用します。	化学物質の保管・使用・運搬・廃棄の際は、適正な管理を行います。

■ 取組指標

取組指標		現状（平成25年度）	目標（平成31年度）
1	河川調査地点におけるBODの環境基準達成率	100%	100%
2	市内測定局における大気環境基準達成率	75%	100%
3	雨水浸透施設設置数（設置助成数累計）	421基	660基

(2)環境負荷の少ない交通環境の整備

現状と課題

立川市内の交通量（測定している地点の合計）は、平成 15（2003）年度をピークに減少傾向にあります。一方で、立川駅北口周辺では、近年、商業施設のバーゲン時等、特定日における駐車場への入庫待ち車両による交通渋滞が発生していることから、関係機関が協力してこれに取り組んでいます。今後も、立川駅周辺では開発が進み、交通量の増加が想定されるため、引き続き、公共交通の利用促進など交通の円滑化に取り組んでいく必要があります。

平成 25（2013）年度に実施した市民アンケートの結果、80%以上の市民が、「通勤や遠方へ外出するときは、電車やバス、モノレールを利用する」、「買い物や近所に出かけるときは、徒歩や自転車で行く」を「行っている」（「いつも行っている」、「時々行っている」の合計）と回答しており、自動車の利用抑制に向けた市民の意識は高いものと考えられます。

以上のような状況の中で、交通渋滞による環境負荷の低減のために交通円滑化の取組を進めていくことが求められています。また、低炭素社会の実現とも合わせ、自動車から公共交通への利用転換を考慮した鉄道・モノレール・路線バス等の利便性の向上、自転車の利用環境の整備、安心して歩くことができる歩道の整備が望まれます。

取組

環境負荷の少ない交通環境の整備のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 交通円滑化の推進

「立川市総合都市交通戦略」などにに基づき、関係機関と連携して、市内の交通円滑化の推進に取り組みます。

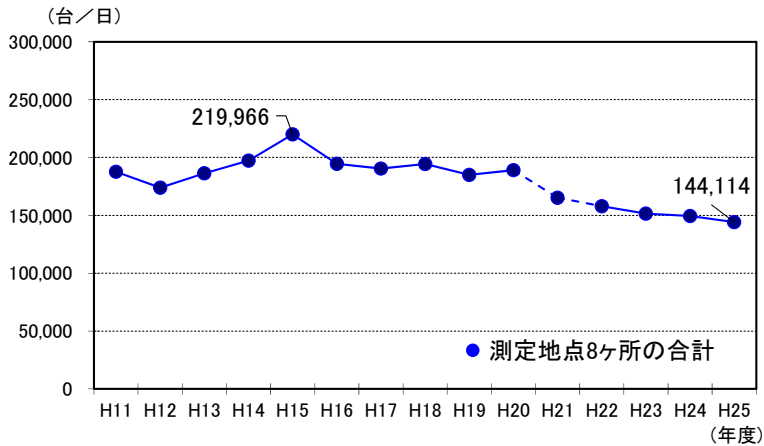
イ 公共交通利用の促進

自動車の利用を抑制するため、地域公共交通の利便性の向上に取り組みます。

ウ 自転車の利用環境や歩道の整備

自転車駐車場の整備など、自転車の利用しやすい環境の整備を進めるとともに、放置自転車台数の減少に向けた、市民や事業者、来街者^{*}への普及啓発を行います。

また、安全に移動が可能な歩道の整備を進めます。



注) 平成 20 年度から平成 22 年度までに測定地点 8 ケ所の見直しを行っている。

図 15 市内の自動車等（大型車、小型車、二輪車）の交通量の変化

本市の自動車等の交通量は統計をみると減ってきています。今後は、立川駅周辺の発展により交通量が増えることを想定した対策が必要です。



立川駅コンコース

80%以上の人々が、通勤や遠方への外出時に、電車やバス、モノレールを利用し、買い物や近所に出かける時は、徒歩や自転車を利用しています。

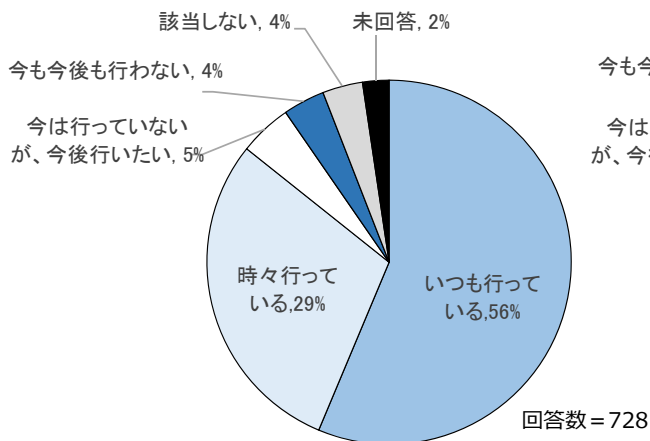


図 16 通勤や遠方へ外出するときは、電車やバス、モノレールを利用する取組を行っている市民の割合

(市民アンケート「日頃行っている、または、関心がある環境保全にかかわる取組」より抜粋。)

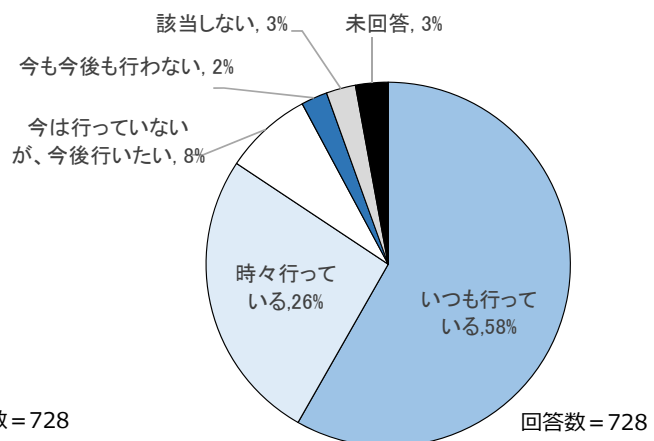


図 17 買い物や近所に出かけるときは、徒歩や自転車で行く取組を行っている市民の割合

くるりんバスをご利用ください

本市は、平成 14 (2002) 年より、立川バス株式会社と協定を結び、コミュニティバス(くるりんバス)を運行しています。



■ 5年間のアクションプラン

ア 交通円滑化の推進

市（担当課）	市民	事業者
・都市計画道路について、整備事業を推進するとともに、東京都が施工する道路については、早期整備を東京都に要望します。（都市計画課・工事課） ・関係機関と連携して、駅周辺の交通円滑化に取り組みます。（交通対策課）	・可能な範囲で、自動車の利用を控えます。 ・自動車を利用する場合は、立川駅周辺部への乗り入れを避けるように努めます。	・可能な範囲で、自動車の利用を控えます。 ・自動車を利用する場合は、立川駅周辺部への乗り入れを避けるように努めます。 ・関係機関と連携して、駅周辺の交通円滑化に取り組みます。

イ 公共交通利用の促進

市（担当課）	市民	事業者
・多摩都市モノレールの延伸や JR 中央線三鷹・立川間の複々線化などを関係機関に要請します。（都市計画課） ・コミュニティバスの持続的な運行に取り組みます。（交通対策課） ・モノレール駅周辺などに自転車駐車場の整備を進めます。（交通対策課） ・公共交通の利用促進を図るため、交通事業者と連携して利用環境の向上に取り組みます。（交通対策課）	・可能な範囲で、徒歩、自転車、公共交通機関を利用します。	・可能な範囲で、徒歩、自転車、公共交通機関を利用します。 ・公共交通の利用促進を図るため、利用環境の向上に取り組みます。

ウ 自転車の利用環境や歩道の整備

市（担当課）	市民	事業者
・レンタサイクル事業の推進に取り組みます。（交通対策課） ・自転車駐車場の確保や効率的な管理運営に取り組みます。（交通対策課） ・自転車通行（走行）空間の確保に取り組みます。（交通対策課） ・放置自転車の撤去など、放置自転車対策を進めます。（交通対策課） ・歩道の拡幅やバリアフリー化に取り組みます。（道路課・工事課）	・交通ルールを守って、自転車を積極的に利用します。 ・自転車駐車場を利用します。	・交通ルールを守って、自転車を積極的に利用します。 ・自転車駐車場を利用します。 ・自転車駐車場を適切に整備し、自転車を利用しやすい環境を整えます。

■ 取組指標

取組指標		現状（平成 25 年度）	目標（平成 31 年度）
1	自動車等の交通量（測定地点 8 ヶ所の合計）	144, 114 台	平成 25 年度より少なくする
2	市内各駅周辺の自転車収容台数（民間自転車駐車場を含む）	20, 965 台 （平成 26 年度）	21, 625 台 ^{注）}
3	市内放置自転車台数	1, 023 台	450 台

注）21, 625 台：「立川市第3次自転車総合計画」の活動指標。

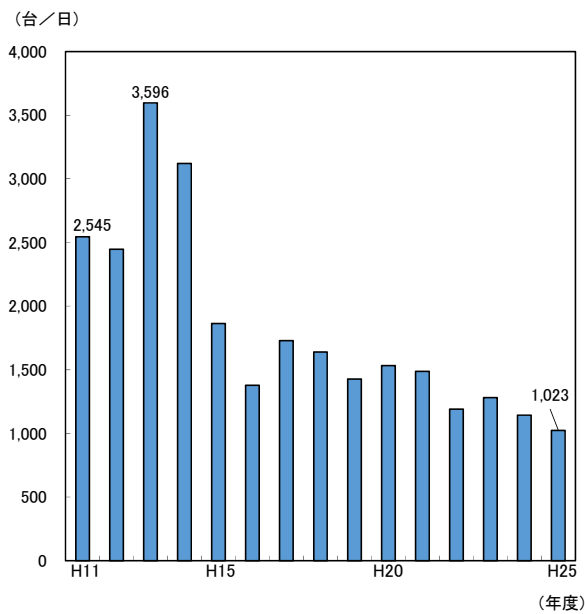


図 18 放置自転車台数の推移



自転車駐車場（立川北駅下）

1 計画策定の背景

2 計画の基本的事項

3 計画の基本理念と目指すべき環境像

4 環境像の実現に向けた取組

5 計画の推進体制・進管理

6 立川市地球温暖化対策実行計画

(3)心地よく生活できる街並みづくり

現状と課題

本市は、多摩川や立川崖線などを含む自然的景観、玉川上水や寺社などを含む歴史・文化的景観、立川駅を中心とした商業拠点としての都市的景観など、多様な街並みを有しています。

平成24(2012)年には景観行政団体へ移行し、同年10月には良好な景観形成に関するルールや手続きを定める「立川市景観計画」を策定しました。この計画に基づき、豊かさと愛着を感じながら暮らせるまちとして発展し続けるための景観づくりを推進しています。

以上のような状況の中で、多様な街並みは、市内で生活する多くの人々が普段から慣れ親しんでいる環境によって形成されていることから、市民一人ひとりが地域の景観に対する意識や理解を深め、地域特性に応じた、心地よく生活できる街並みづくりを進めていくことが求められています。

取組

心地よく生活できる街並みづくりのために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 良好な街並みの形成

「立川市景観計画」を踏まえ、地域ごとに特徴のある街並みを形成・保全するための取組を市民や事業者と協力して進めます。

イ 街並みの美化

道路や商店街、駅前の広場などの街並みを美しく保つために、屋外広告物について、違反広告物の指導・撤去を行います。また、「立川市無電柱化整備計画」に基づく、道路における電線類の地中化により、路上スペースを確保するとともに、景観を改善することに努めます。また、市民や事業者、市の協働で、美化活動を推進していきます。

■ 5年間のアクションプラン

ア 良好な街並みの形成

市（担当課）	市民	事業者
・「立川市景観計画」に基づき、良好な景観づくりを進めます。（都市計画課）	・建物の建築や構造物の設置は、「立川市景観計画」を踏まえ、景観に配慮します。	・建物の建築や構造物の設置は、「立川市景観計画」を踏まえ、景観に配慮します。

イ 街並みの美化

市（担当課）	市民	事業者
・環境関連団体や地元の自治会や、市民ボランティアと連携して美化活動を実施します。（環境対策課・道路課・公園緑地課） ・電線類の地中化（道路無電柱化）を進めます。（工事課） ・屋外広告物について、違反広告物の指導・撤去を行います（道路課）	・市が行う道路・公園の清掃や屋外広告物などの撤去活動に参加します。 ・多摩川の一斉清掃など、地域の美化活動に参加します。	・市が行う道路・公園の清掃や屋外広告物などの撤去活動に参加します。 ・多摩川の一斉清掃など、地域の美化活動に参加します。 ・適切な屋外広告物を設置・管理します。

■ 取組指標

取組指標	現状（平成25年度）	目標（平成31年度）
1 無電柱整備完了路線延長（累計）	446m	次期立川市無電柱化整備計画の中で目標値を設定する
2 ロードサポーター◇登録団体数	11 団体	17 団体

コラム

「立川市景観計画」が示す本市の街並み

「立川市景観計画」では、景観特性のまとまりからみた3つの地域を「一般地域」として位置づけています。一般地域は、北部の農地や低層住宅などを中心とする「砂川地域」、中央部の立川基地跡地を中心とする「立川基地跡地関連地域」、東部と南部の既成市街地を中心とする「一般市街地地域」の3つの地域に区分しています。

一般地域のほか、特徴ある7つの地区を「景観形成地区」として位置づけています。さらに、市域全体にわたってネットワークが形成される「モノレール」、「幹線道路」、「河川」は、「一般地域」や景観形成地区を跨って都市の骨格的な景観を形成する「景観形成軸」として位置づけています。

また、市内全域に点在する「歴史・文化」、「公園・緑地」、「商店街」、「駅周辺」は、地域の拠点として重要な景観を形成する「景観形成拠点」として位置づけています。

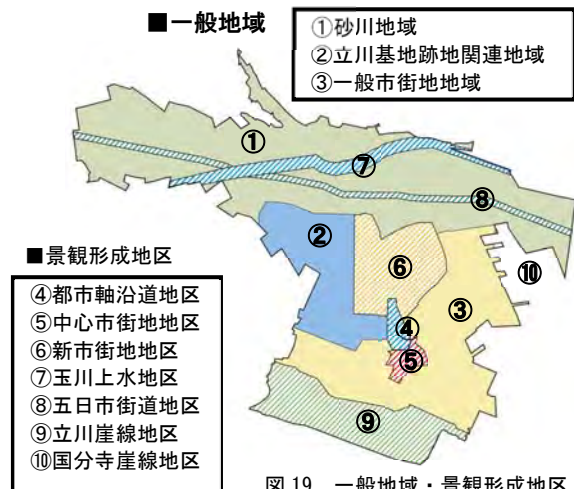


図19 一般地域・景観形成地区

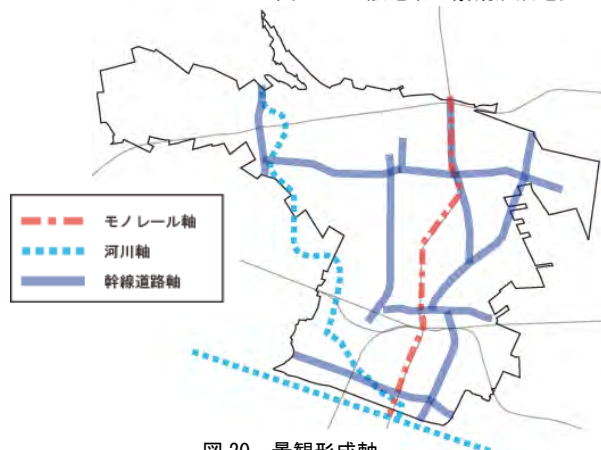


図20 景観形成軸

◇ロードサポーター：本市と協働して、市の管理道路の美化活動を行う、地域の住民や企業などのボランティアグループのこと。

(4)環境に関するマナー・モラルの向上

現状と課題

ごみのポイ捨てや不法投棄、路上喫煙、犬・猫等のペットの適正飼育、空き家等の管理実態が身近な環境問題となっています。

以上のような状況の中で、心地よい暮らしを維持するためには、各自が環境に関するマナー・モラルを守ることが重要です。

取組

環境に関するマナー・モラルの向上のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 環境に関するマナー・モラルに対する意識向上

本市では喫煙制限条例により、市内全域での歩きタバコやポイ捨て、立川駅周辺などの特定地区での路上喫煙が禁止となっています。条例の周知と喫煙マナーの向上に向けて、市民・市民団体、事業者と連携し、周知・啓発活動を行います。また、不法投棄防止に向けたパトロールを行います。ペットの飼い方マナーについては、意識啓発を行います。

イ 身近な環境問題への対応

管理されていない空き家が、周辺の環境を悪化させることのないように所有者等に適正な管理を求めます。そのほか、苦情の原因やマナー違反を是正する取組を支援していきます。また、飼い主のいない猫による地域トラブルの解消のため、地域やボランティア団体との協働による地域猫活動を推進していきます。

■ 5年間のアクションプラン

ア 環境に関するマナー・モラルに対する意識向上

市（担当課）	市民	事業者
・喫煙マナー向上のための意識啓発活動に取り組みます。（環境対策課） ・不法投棄防止のためのパトロールを行います。（ごみ対策課） ・ペットの飼い方マナー等の意識啓発を行います。（環境対策課）	・喫煙マナーを守ります。 ・ペットの飼い方マナーを守ります。	・従業員の喫煙マナーの向上を図ります。 ・事業所における環境に関する法令などを遵守します。

イ 身近な環境問題への対応

市（担当課）	市民	事業者
- 管理されていない空き家については、必要に応じてその所有者等に対し、適正な管理を求めます。（生活安全課） - 地域やボランティア団体との協働による地域猫活動を推進していきます。（環境対策課）	- 所有する空き家を適正に管理します。 - 地域猫活動を進めていきます。 - 日常生活において近隣の暮らしに配慮した行動に努めます。	- 所有する、または管理を委託された空き家を適正に管理します。 - 事業活動において近隣の暮らしに配慮した行動に努めます。

■ 取組指標

取組指標	現状（平成 25 年度）	目標（平成 31 年度）
1 特定地区内での路上喫煙率	0.13%	0.1%程度を維持する
2 地域猫数 （団体が把握する猫）	713 匹	500 匹

（人／日）

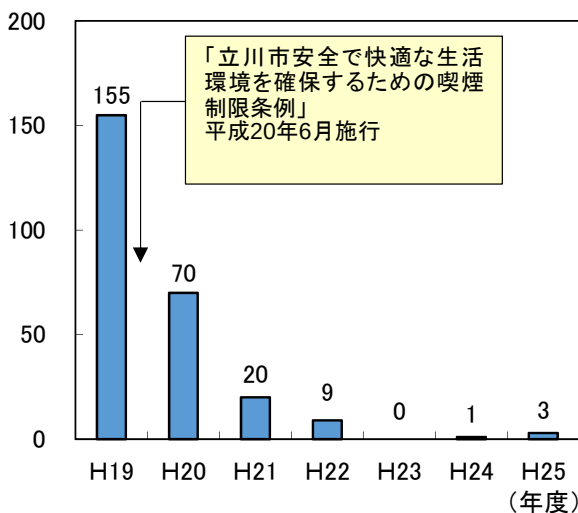
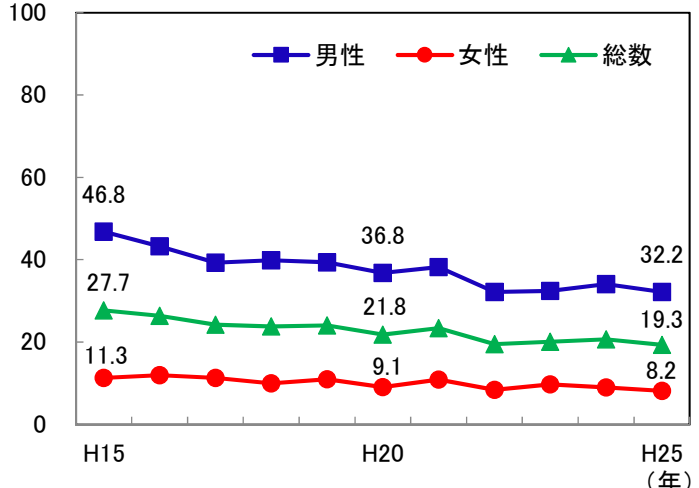


図 21 立川駅南北デッキ上喫煙者数（土日調査）

（％）



出典：国民健康・栄養調査結果の概要（厚生労働省、平成 25 年）

図 22 現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移（20歳以上）

コラム

地域猫活動ってなんだろう？

飼い主のいない猫のことで迷惑している人、かわいそうだと思っている人、どちらにとってもそういった猫がいないことが望ましいのですが、現在、生きている猫をどこかへ移動させることや処分することは違法になります。そこで、本市では、飼い主のいない猫に関連するトラブルを地域の課題ととらえ、地域（自治会、マンションの管理組合など）、ボランティア、市が協働して、猫の不妊・去勢手術を進めていくことでこれ以上飼い主のいない猫が増えないようにし、少しずつ減らしていく地域猫活動を推進しています。

本市では、平成 21（2009）年より、本市に登録した地域猫活動団体（自治会やボランティア団体など）に対して、不妊・去勢手術の費用の一部等を補助する制度や講演会、説明会などの地域猫活動を推進するための啓発事業を行っています。



基本方針2 水と緑、生きものと調和したまちづくりを進めます

本市では、市民の身近にある水や緑が、うるおいのある街並みや多様な生きものの生育・生息環境を提供しています。また、東西方向につながる玉川上水、五日市街道、多摩川と南北に流れる残堀川に沿った水と緑は回廊を形成しており、本市の貴重な財産となっています。その一部は、地域住民により継続的に守られてきました。これらの水と緑を将来世代に引き継いでいくために、水辺や緑地の保全・創出、生きものの多様性の確保、水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保に取り組みます。

目標と取組の方向性

本市は、多摩川、残堀川、矢川、玉川上水、昭和用水、砂川用水、柴崎分水などの身近な水辺を有しており、これらは、うるおいのある景観を生み出すとともに、多様な生きものの生育・生息環境にもなっています。また、市内各所にある緑地や公園は地域の憩いの場として利用されており、中でも国営昭和記念公園は、多くの方々が来園しています。多摩川と玉川上水は、この緑あふれる公園を挟み込むようにして流れ、市域の南部と北部を東西方向に横断する水辺を提供しています。さらには、これらの水と緑に交差するように、残堀川の水辺が南北方向に市域を縦断しており、市域を包み込むように水と緑の回廊が形成されています。

本市の水と緑は、地域の人々が手を加え、守り育ててきた歴史があります。これらの水と緑は、市民生活の身近にあるため、市民アンケートの結果では、緑や公園、自然、河川などの自然環境を大事に思う市民の割合が多く、自然を身近に感じられる水辺や緑地を今後も良好に維持していくことが望まれています。

そこで、本市は貴重な財産である自然を将来世代に引き継いでいくために、地域で守り育ててきた水辺や緑地を守りつつ、新たな水辺や緑地の創出を図ります。また、多様な生きものが生育・生息する自然環境の確保、水と緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境づくりに取り組みます。

基本方針2

目標

水と緑、生きものが身近にあり、人の活動と調和したまちであることを目指します。

指標

公園に満足している市民の割合が平成31年度までに58.0%（平成25年度55.1%）を越えることを目指します。以降の5年間については別途設定します。

※市民アンケート

取組の方向性

(1) 守り育ててきた水辺と緑地の保全

- ア 水辺と緑地の保全
- イ 農地の保全
- ウ 水と緑のネットワークの形成

(2) 新たな水辺と緑地の創出

- ア 水辺と緑地の創出
- イ 市民協働による水辺と緑地の創出・管理

(3) 生きものの多様性の確保

- ア 生きものの多様性の現状把握
- イ 生きものの多様性に関する情報発信
- ウ 生きものの多様性の保全

(4) 水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保

- ア 水と緑とともにある歴史・文化の継承
- イ 水と緑とともにある歴史・文化資源の活用



図 23 水と緑のネットワークの図

設問:本市の環境の中であなたが最も大事に思うものは何ですか？

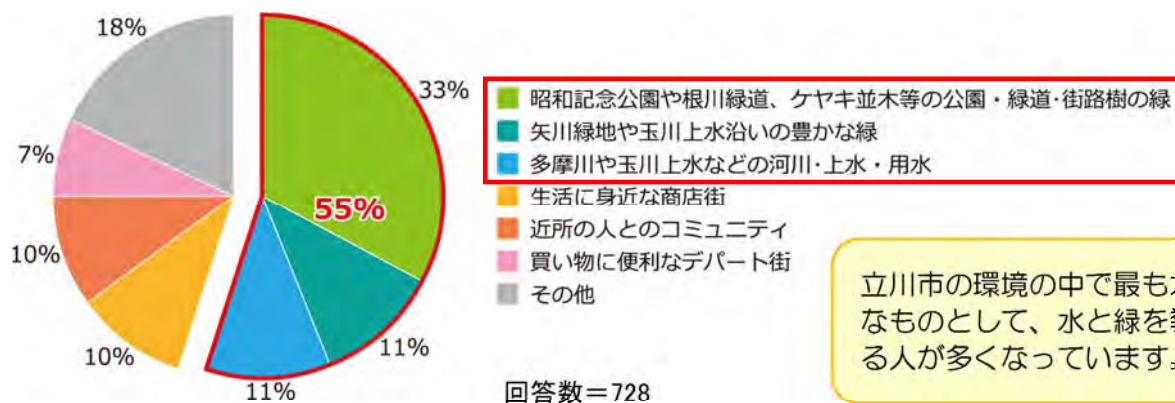


図 24 市民アンケート・本市の環境の中であなたが最も大事に思うもの

立川市の環境の中で最も大事な
なものとして、水と緑を挙げ
る人が多くなっています。

1 計画策定の背景

2 計画の基本的事項

3 計画の基本理念と目指すべき環境像

4 環境像の実現に向けた取組

5 計画の推進体制・進行管理

6 立川市地球温暖化対策実行計画

(1) 守り育んできた水辺と緑地の保全

現状と課題

玉川上水沿いや立川崖線などの水と緑は、地域の住民によって守り育まれてきたもので、市民の憩いの場となっています。また、農地は、市内の緑の一部として大切ですが、相続の発生や農業者の高齢化、後継者不足等により、その面積は減少傾向にあります。

本市は、玉川上水や残堀川、立川崖線や五日市街道のケヤキ並木等のつながりのある緑や公園・緑地・農地などを保全することにより、市内全域を結ぶ水と緑のネットワークの形成に取り組んでいます。

以上のような状況の中で、市内の水や緑をこれ以上減らさないために、水路沿いなどに現在残っている水や緑を保全し、農地の維持を図るなど、水と緑のネットワークの形成に向けた取組を継続して進めていくことが望まれています。

取組

守り育んできた水辺と緑地の保全のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 水辺と緑地の保全

地域で守り、育んできた樹林地や湧水地、河川の自然環境や緑地環境を地域と協力して保全していきます。

イ 農地の保全

農業振興を通じた農地の保全を図るため、農業経営や後継者育成への支援を行います。また、環境に配慮した農業に取り組む農業者を支援します。

ウ 水と緑のネットワークの形成

「立川市緑の基本計画」等を踏まえて、多摩川や玉川上水、残堀川、国営昭和記念公園といった骨格となる緑をベースとして本市全体の水と緑のネットワークの形成を図ります。

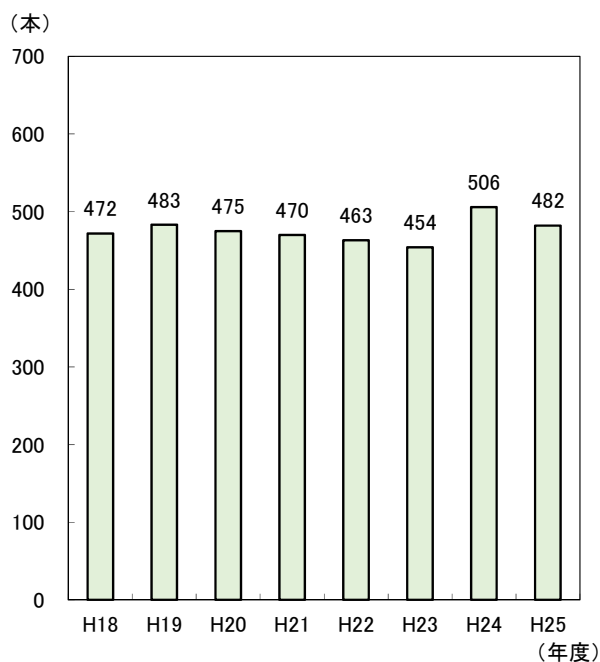


図 25 保存樹木数

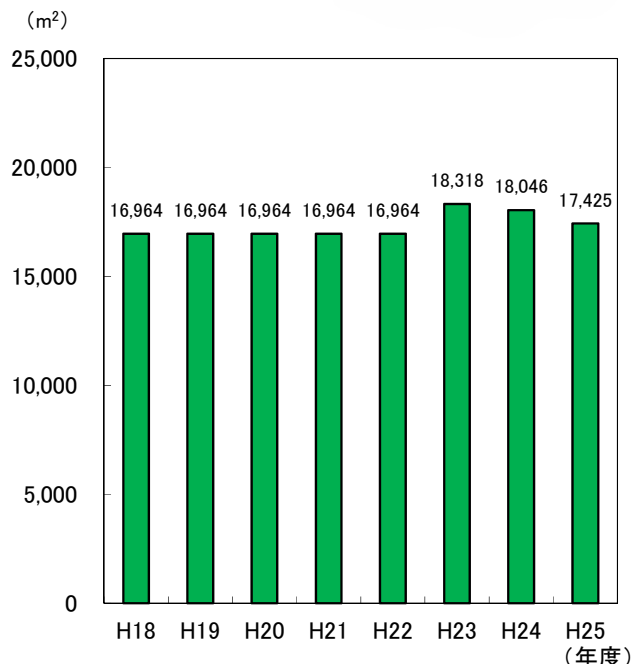
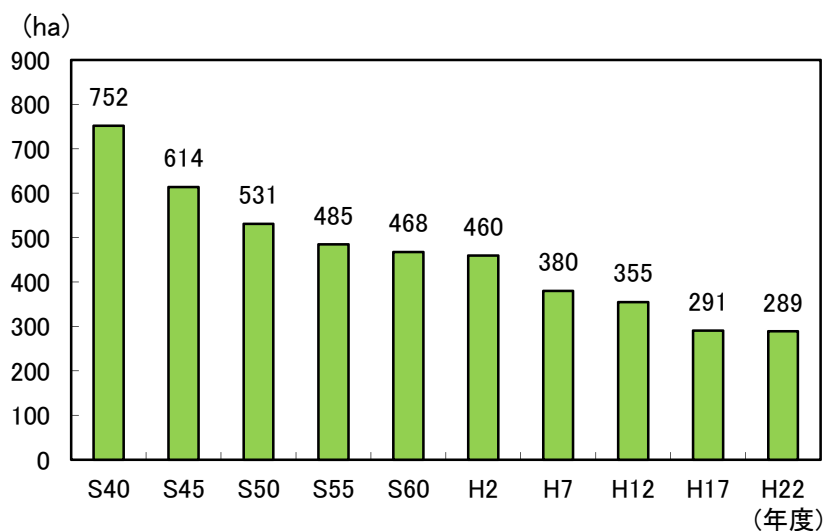


図 26 保護樹林地面積



ファーマーズセンターみのーれ立川

「ファーマーズセンターみのーれ立川」(立川市砂川町2-1-5)は、本市内で生産された農畜産物をはじめ、観光協会推奨認定品などの特産品や加工品の販売、さらに市民交流の場づくりなど、「農・商・工・観」の連携を推進する産業の拠点施設です。



出典：「農林業センサス東京都結果報告」(東京都総務局統計部)より作成

図 27 経営耕地面積(農地の面積)

1 計画策定の背景

2 計画の基本的事項

3 計画の基本理念と目指すべき環境像

4 環境像の実現に向けた取組

5 計画の推進体制・進行管理

6 立川市地球温暖化対策実行計画

■ 5年間のアクションプラン

ア 水辺と緑地の保全

市（担当課）	市民	事業者
・樹林地、湧水地については、公有地化を図る中で保全に努めます。（公園緑地課） ・近隣の関係自治体と協力・連携して、立川崖線の保全に努めます。（公園緑地課） ・樹林、樹木については、保護樹林地・保存樹木制度を活用し保全していきます。（公園緑地課） ・保護樹林地、保存樹木について、指定を進めます。（公園緑地課） ・樹林、樹木の実態調査を実施します。（公園緑地課）	・水辺を利用した場合、ごみを持ち帰るようにします。 ・立川崖線などに現存する雑木林を保全するために、地域の生態系に配慮した樹木の植栽を検討します。 ・緑地等の清掃美化活動などに参加します。 ・屋敷林※の保全に努めます。	・緑地等の清掃美化活動などに参加します。 ・事業所の敷地内の水辺や緑地の維持管理を行います。

イ 農地の保全

市（担当課）	市民	事業者
・周辺住民に農地の大切さを理解してもらい、都市と農業が共生できるまちを目指します。（産業観光課） ・市民が農園主の指導により、農作業を体験する「体験型農園」を整備します。（産業観光課） ・農業団体に対し、畜産有機質たい肥の購入費を補助し、有機農業の拡大を図ります。（産業観光課） ・「ファーマーズセンターみのり立川」やその他の共同直売所、個人直売所を紹介します。（産業観光課） ・小学校での緑育・食育を実施します。（産業観光課）	・地場産の農産物を購入し、地産地消に協力します。 ・援農ボランティアとして活動します。	・環境にやさしい農業を行います。 ・安全・安心な農産物の生産に努めます。

ウ 水と緑のネットワークの形成

市（担当課）	市民	事業者
・河川や立川崖線、幹線道路などで水と緑のネットワークの形成を図ります。（公園緑地課） ・既存の散策ルートを管理・維持し、水と緑を保全します。（公園緑地課）	・河川などで行われる活動に参加します。 ・散策路の保全に協力します。	・河川などで行われる活動に協力します。 ・散策路の保全に協力します。

■ 取組指標

	取組指標	現状（平成25年度）	目標（平成31年度）
1	保護樹林地面積	17,425 m ²	17,800 m ²
2	保存樹木数	482 本	500 本



すずかけ3兄弟

多摩都市モノレール「高松駅」の南側に、スズカケノキが3本並んでいます。これは、「すずかけ3兄弟」と呼ばれており、戦後、日米友好のシンボルとして植えられたものです。



富士見緑地の湧水

1 計画策定の背景

2 計画の基本的事項

3 計画の基本理念と目指すべき環境像

4 環境像の実現に向けた取組

5 計画の推進体制・進行管理

6 立川市地球温暖化対策実行計画

(2)新たな水辺と緑地の創出

現状と課題

本市は、「立川市緑の基本計画」に基づき、立川公園や川越道緑地など緑の拠点となる公園・緑地の整備を進めています。現在までに、水辺に降りることができる階段、水の広場が設置されて水に親しめる空間となっている根川緑道やビオトープ※のある砂川公園などが整備されています。

都市公園（都市公園法に基づく公園）の数と面積は、近年横ばいの状況ですが、都市公園以外の施設数と面積は増加しています。市民一人当たりの都市公園等面積は、市民数の増加もあり、9.63m²/人前後で推移しています。また、市民アンケートにおいて、本市の環境の中で最も大事に思うものとして、「国営昭和記念公園や根川緑道、ケヤキ並木等の公園・緑道・街路樹の緑」を選択している割合が33%と最も高くなっています。

以上のような状況の中で、公園の維持・充実や更新を含めた街路樹の管理の実施などが期待されています。また、公園を整備する際などにおいて、親水空間の保全と整備を可能な限り進めることが望まれています。

取組

新たな水辺と緑地の創出のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 水辺と緑地の創出

公園・緑地の整備を計画的に実施します。その際に、湧水等の水源が確保できる場合は、水に親しみやすい公園を整備します。

イ 市民協働による水辺と緑地の創出・管理

公園整備の際は、周辺住民の意見を取り入れながら、地域の特性に配慮した公園づくりを行います。公園の管理は、市民と協働する体制を推進するとともに、緑地や水路沿いの散策路の管理についても、周辺住民や市民団体等と協働で行うしくみづくりを検討します。

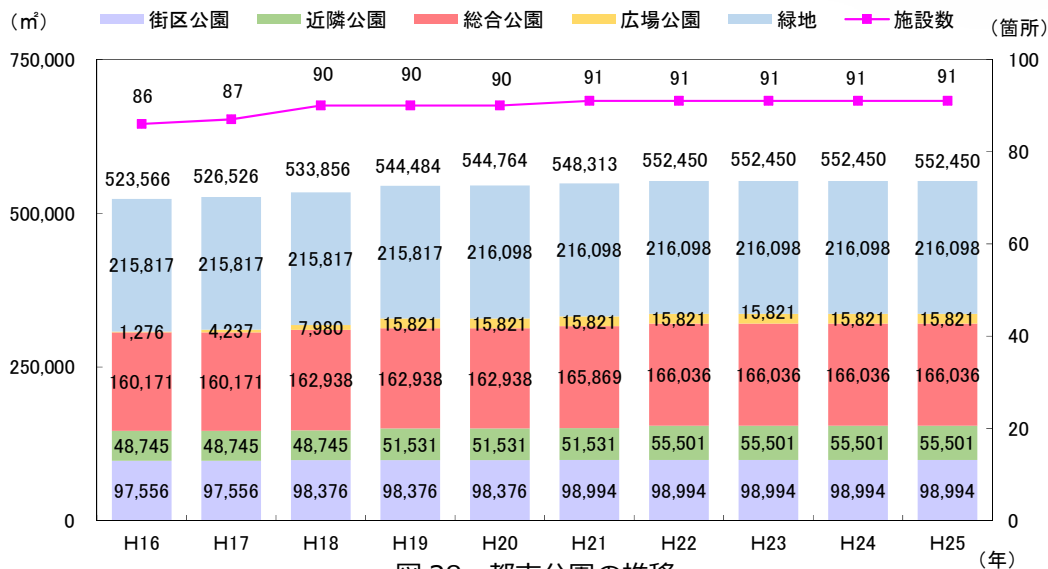


図 28 都市公園の推移



錦第二公園（オニ公園）の桜

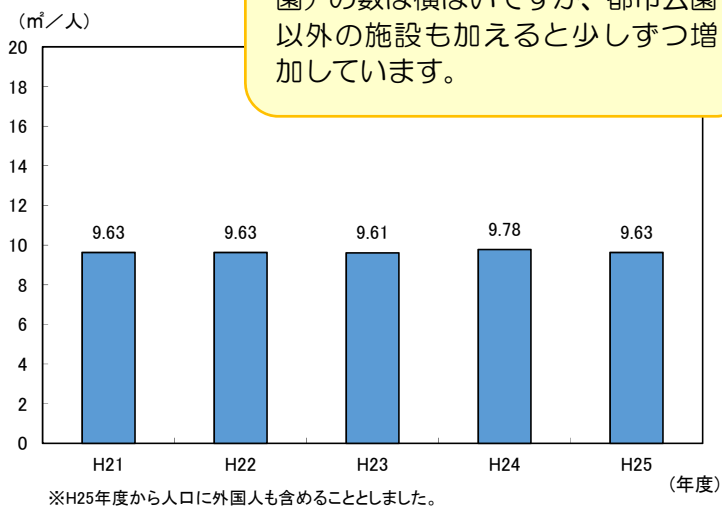
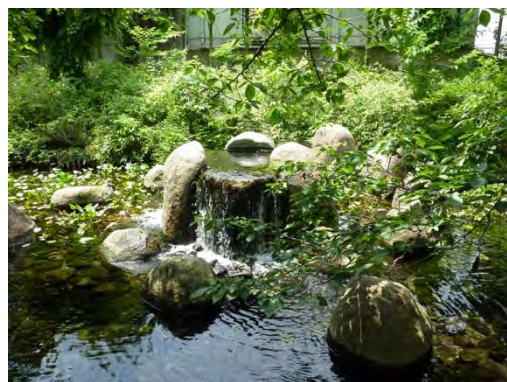


図 29 市民一人当たりの都市公園等面積



湧水を利用した水辺空間のある富士見公園



根川緑道の最上流部

本市の南部にある根川緑道の最上流部には、高度処理水を活用した噴出口があり、せせらぎを創出しています。（写真右）
富士見公園周辺では、立川崖線の連続的な緑が多く残され、湧水もあるなど、崖線の自然環境が一体となって良好に残されています。（写真左）

■ 5年間のアクションプラン

ア 水辺と緑地の創出

市（担当課）	市民	事業者
- 公園・緑地の整備を行います。（公園緑地課） - 立川公園等、流水や湧水が確保できる公園を整備する場合は、水の流れを創出し、水に親しみやすい公園の整備に努めます。（公園緑地課） 「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」に基づき、開発事業規模により、公園または緑化地の設置について、事業者及び市民に協力を要請します。（都市計画課）	- 自宅の庭に花や樹木を植栽します。 - 屋上緑化*や壁面緑化*に努めます。	- 敷地内の緑化に努めます。 - 屋上緑化や壁面緑化に努めます。

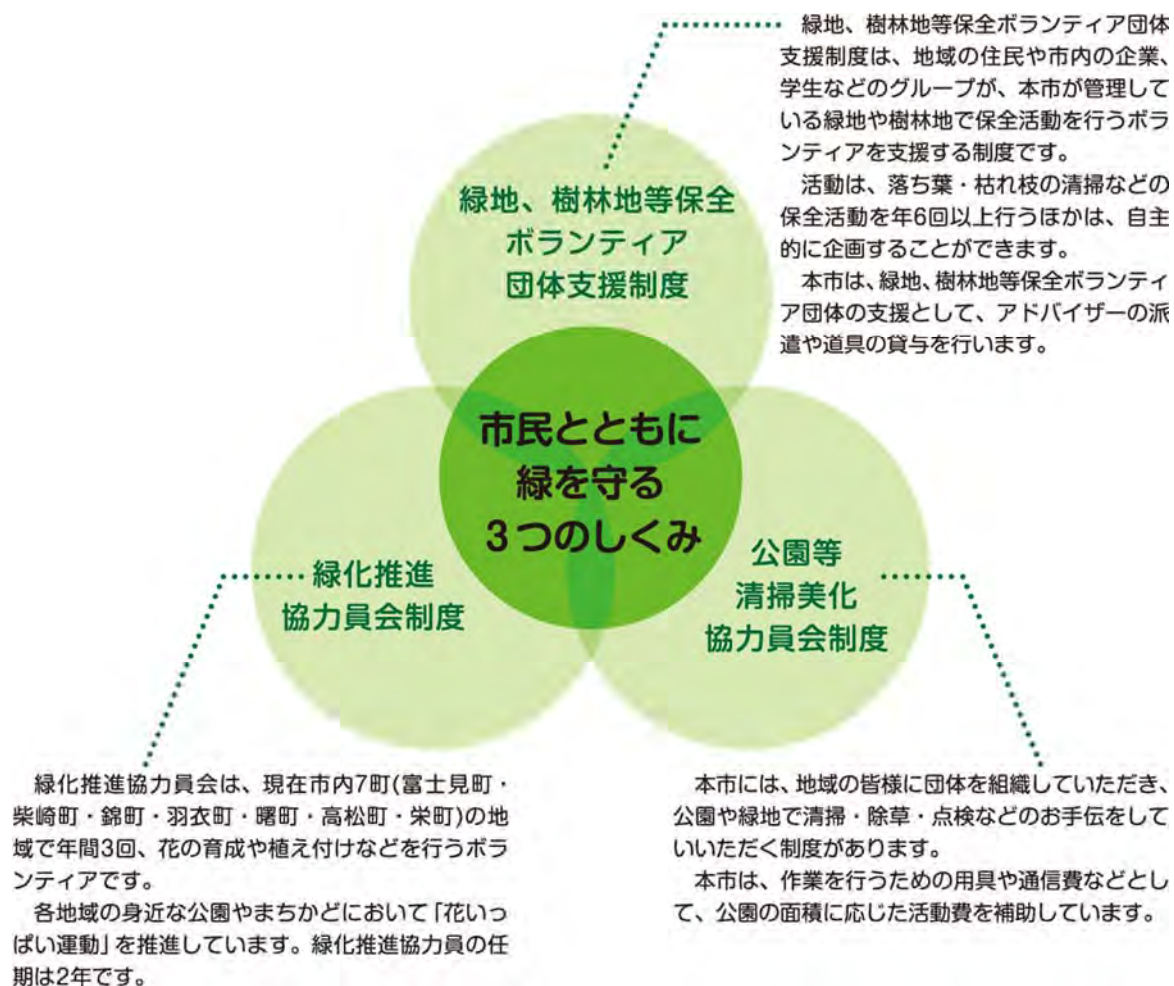
イ 市民協働による水辺と緑地の創出・管理

市（担当課）	市民	事業者
- 地域住民等とワークショップを開催し、地域の特性にあった公園づくりを行います。（公園緑地課） - 地域団体と協働する「公園等清掃美化協力員会制度」を推進します。（公園緑地課） - 市民の自主組織である「緑化推進協力員会」を支援します。（公園緑地課） - 市が管理する緑地等の保全活動を行う「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」を推進します。（公園緑地課） - 環境関連団体や環境への意識の高い市民との協働による取組を進めます。（環境対策課）	- 公園を適正に利用し、公園の管理に参加します。 - 緑地や水路等にある散策路の管理に協力します。 - 自宅敷地内に花や樹木を植栽します。	- 緑地や水路等にある散策路の管理に協力します。 - 事業所の敷地内に花や樹木を植栽します。

■ 取組指標

取組指標		現状（平成25年度）	目標（平成31年度）
1	市民一人当たりの都市公園等面積	9.63 m ²	16.5 m ² 注) (目標年度32年度)
2	公園等清掃美化協力員会数	54 団体	66 団体

注) 16.5 m²：「立川市緑の基本計画」の目標値。



緑化推進協力員会による花の苗の植え付け

✳本市では上記で紹介した制度の他、花苗の育成を市内福祉団体に委託して障害のある人たちの社会参加の機会を広げ、上記でご紹介した緑化推進協力員会等による花の苗の植え付けにつなげるなど、市民へ憩いの場や安らぎの場を提供する事業を行っています。

(3) 生きものの多様性の確保

現状と課題

本市は、平成6（1994）年度に市域全体を対象とした生きもの調査を行い、959種の生きものが確認されていますが、その後、生物種数に関する調査を行っていないため、現状を把握できていません。一方、水質調査の一環として、残堀川と矢川では、水生生物調査が継続的に行われており、生育・生息している生きものの種類が確認されています。また、市民や市民団体が独自に行っている自然観察会や調査等においても、多くの生きものが確認されているため、市内の一部については、生きものの情報が把握できるものと考えられます。

私たちの身近にはさまざまな生きものが、相互につながりを持ち、支えあいながら生きており、人間もそのつながりの中で暮らしています。環境が変化することによって、そこに生育・生息する生きものが変化することがあります。また、外来種※の中には、既存の地域の生態系をかく乱するなど、大きな影響を及ぼすものもあります。

以上のような状況の中で、身近な生きものを継続的に観察することによって、身近な環境の変化を把握していくことが大切です。今後、生きものの多様性の保全・再生を進めるためには、まず、生きものの現状から身近な環境の実態を把握していくことが望まれています。

取組

生きものの多様性の確保のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 生きものの多様性の現状把握

本市の生きものの現状を把握するために、市民や環境に関わる市民団体との協働により、身近な生きもの調査を行います。

イ 生きものの多様性に関する情報発信

生きもの調査で得られた情報や、市民や市民団体が独自に行っている自然観察会や調査等の情報については、統合し、集積、発信するしくみを検討します。

ウ 生きものの多様性の保全

市民や市民団体と協力して、多様な生きものが生育・生息する場所の環境を保全します。また、生きものの多様性が学習できるさまざまなフィールドを活用して小学校や保育園での環境学習につなげます。

ここで紹介するのは、本市に生息している生きものの一例です。

身近な自然に住む生きものに目を向けてみませんか。



カワセミ
(根川)



ギンヤンマ
(ヤゴの救出作戦)



自然観察会の様子



コオニヤンマのヤゴ
(残堀川)



オイカワ (残堀川)



ホトケドジョウ (矢川)



コラム

自然環境と生きものの多様性

生きものの多様性とは、地球上には多様な個性を持つ生きものが存在し、お互いの間にさまざまなつながりを持って生きているということです。もちろん人間もそのつながりの一部であり、私たちの暮らしは生きものの多様性がもたらす恵みによって支えられています。

ところが、人の活動による生態系の破壊、生きものの種類の減少や絶滅、外来種の持ち込みによる生態系のかく乱などにより、豊かな自然が失われつつあります。

生態系の変化は、自然が発する環境に関するメッセージともいえるもので、私たちの豊かな暮らしを将来世代に引き継ぐために、生きものの多様性を守っていくことが必要です。そのためには、まず、身近な生きものに関心をもち、その生育・生息状況をよく知ったうえで良好な自然環境を保全・創出することが大切です。



1 計画策定の背景

2 計画の基本的事項

3 計画の基本理念と目指すべき環境像

4 環境像の実現に向けた取組

5 計画の推進体制・進行管理

6 立川市地球温暖化対策実行計画

■ 5年間のアクションプラン

ア 生きものの多様性の現状把握

市（担当課）	市民	事業者
・市民参加の身近な生きもの調査の実施を検討します。（環境対策課） ・生きものに関する情報を蓄積するしくみづくりを行います。（環境対策課） ・市民や事業者などからの生きものに関する情報の収集と整理を行います。（環境対策課）	・生きものに関する情報を本市の要請に応じて提供します。	・生きものに関する情報を本市の要請に応じて提供します。

イ 生きものの多様性に関する情報発信

市（担当課）	市民	事業者
・市内の生きものに関する情報を公表します。（環境対策課、図書館） ・市内の生きものに関する情報を整理した資料を作成し、環境学習の教材として活用します。（環境対策課、教育総務課） ・広報紙や市民交流大学の講座などを通じて、生きものの多様性の大切さを普及啓発します。（環境対策課、生涯学習推進センター）	・環境に関する講座やイベントなどに積極的に参加・協力します。 ・自然観察会の講師の育成に関する講座などを受講し、自然観察会等の講師を努めます。	・環境イベントや自然観察会などに参加・協力します。

ウ 生きものの多様性の保全

市（担当課）	市民	事業者
・市内の生きものの多様性を保全する市民協働による取組について検討します。（環境対策課） ・生きものの多様性が学習できるフィールドを活用し、小中学校や保育園での環境学習につなげます。（環境対策課）	・本市から提供される生きものに関する情報を収集し、生きものの多様性の保全に向けた行動に努めます。	・本市から提供される生きものに関する情報を収集し、生きものの多様性の保全に向けた行動に努めます。

■ 取組指標

取組指標	現状（平成25年度）	目標（平成31年度）
1 市民と連携した身近な生きもの調査会等実施回数	—	4回



学校ビオトープでのヘイケボタルの幼虫放流

コラム

小学校でのヤゴ救出作戦

「ヤゴ救出作戦」は平成 14（2002）年から始まった「小さな生きものの命の大切さ」をメインテーマとした環境学習プログラムであり、市内の小学校全 20 校で取り組んでいます。

環境リーダーを講師に迎え、小学校のプールで生きてきたトンボの幼虫（ヤゴ）をプール開き前の清掃で下水に流される前に捕まえます。また、捕まえたヤゴは、学校の廊下などで育て、数日後に自分の家に持ち帰って飼育し、羽化の瞬間を待ちます。

平成 25（2013）年度は 19 校で実施し（1 校はプール工事のため未実施）、約 1,500 人の子ども達が参加しました。また、支援スタッフは、延べ 100 人で約 30,000 匹のヤゴを救出しました。



(4)水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保

現状と課題

本市は、いわゆる「武蔵野」と呼ばれる地域に位置し、昔から自然環境と人の活動が共存してきた地域といえます。そのため、本市には、歴史的な財産ともいえる玉川上水、農業用水路、農地、寺社、屋敷林、雑木林等が今も残されています。

また、根川緑道を中心に、立川にゆかりのある文学者である若山牧水などの詩碑、歌碑、句碑が建立された「詩歌の道」があり、文化の薫りを感じながら散策できる道となっています。

以上のような状況の中で、市内に残されている歴史・文化にふれあえる環境を保全するとともに、本市の魅力の一つとして活かしていくことが望まれています。

取組

水や緑とともにある歴史・文化にふれあえる環境の確保のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 水と緑とともにある歴史・文化の継承

五日市街道、玉川上水など、地域の歴史・文化とともにある水と緑を、歴史・文化との調和を保ちながら保全します。

イ 水と緑とともにある歴史・文化資源の活用

本市の歴史・文化と自然環境に同時にふれあえる市内の歴史遺産や景観等を広く紹介します。

■ 5年間のアクションプラン

ア 水と緑とともにある歴史・文化の継承

市（担当課）	市民	事業者
・文化財等を含めた歴史的景観を保全するため、文化財の調査や保護、民俗芸能等の継承・発展に努めます。（生涯学習推進センター） ・風致地区◇（五日市街道、玉川上水）内の建築等の行為に対して許可等による規制を行い、良好な自然的景観を維持します。（都市計画課） ・市民団体との協働による資料調査や伝統文化の保存継承活動を実施します。（生涯学習推進センター）	・地元の歴史遺産を学び、歴史的景観の保全に協力します。	・建物の建築や構造物の設置時には、周辺の歴史的な景観に配慮します。

◇風致地区：都市の自然的景観を維持するために都市計画法で定められた地区。

イ 水と緑とともにある歴史・文化資源の活用

市（担当課）	市民	事業者
・本市の歴史や文化、自然風土を学習する場として、水と緑とともにある歴史・文化資源を活用し、体験学習等の充実を図ります。（生涯学習推進センター） ・「詩歌の道」を紹介します。（地域文化課）	・本市の歴史や文化、自然風土の学習会に参加します。 ・立川の歴史や風土を学ぶために古民家園や歴史民俗資料館等を有効利用します。 ・「詩歌の道」を訪れます。	・本市の歴史や文化、自然風土の学習会の開催に協力します。

■ 取組指標

取組指標		現状（平成25年度）	目標（平成31年度）
1	日頃から文化芸術にふれる機会があると思う市民の割合	36.4%	40%
2	歴史民俗資料館収集資料点数	13,119点	13,700点



古民家園（川越道緑地内）



川越道緑地（立川市緑の十二景）

コラム

ご存知ですか立川市緑の十二景

時代の変遷とともに、私たちの生活や文化も大きく変わりましたが、本市には、貴重な緑の名所や風景が残されています。それらを平成15（2003）年に「立川市緑の十二景」として選定しました。

「立川市緑の十二景」が、日々の暮らしの中で活用され、市の施策の中でも活かされることが望まれます。



若葉町の大ケヤキ（立川市緑の十二景）

- | | | |
|-----------|-------------|------------|
| 1 玉川上水 | 6 諏訪神社周辺 | 11 中央南北線周辺 |
| 2 根川のサクラ堤 | 7 流泉寺周辺 | 12 ケヤキの並木 |
| 3 立川崖線 | 8 阿豆佐味天神社 | |
| 4 川越道緑地 | 9 若葉町の大ケヤキ | |
| 5 矢川緑地 | 10 ファーレ入口周辺 | |

※本計画の裏表紙のデザインは、「立川市緑の十二景」の写真を用いています。

基本方針 3

ごみを減らし、資源を有効利用するまちづくりを進めます

日本において、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や生活様式を見直し、社会における物質循環の確保により、天然資源の消費の抑制を図り、環境への負荷を低減する循環型社会の形成が進められています。

本市においても、ごみの減量や資源の有効利用に取り組んできており、平成 25(2013)年度から家庭ごみの戸別収集・有料化に取り組み、ごみの減量について一定の効果をえています。今後さらにごみを減らすために、日常生活や事業活動において、一人ひとりが意識をして家庭や事業所から発生するごみの削減や資源の有効利用を一層進めます。また、安定したごみ処理の観点から、施設の整備及び維持管理を計画的に進めます。

目標と取組の方向性

本市は、「立川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、ごみの減量や資源の有効利用に取り組んできましたが、清掃工場の老朽化・移転問題などから、燃やせるごみのさらなる減量と分別の徹底による資源化の推進が課題となっています。

「燃やせるごみ 5 年で 50%減量」◇を掲げ、地域説明会や意見交換会、広報紙、ホームページ、「資源とごみの収集カレンダー」、「資源とごみの分別ハンドブック」などを通じた周知啓発や、家庭ごみの戸別収集・有料化、生ごみの減量・資源化のためのモデル事業などに取り組み、業務により発生するごみ（以下、「事業系ごみ」という）の減量では、事業者訪問や啓発活動、搬入時の検査を徹底しました。こうしたさまざまな施策により、ごみ減量とリサイクル※が進んでいますが、今後もさらなるごみの減量を目指す必要があります。

そこで、ごみを減らし、資源の有効利用を進めるために、日常生活や事業活動において、一人ひとりが意識をして家庭や事業所からのごみの排出抑制や資源の有効利用を推進します。清掃工場や総合リサイクルセンターにおいて、計画的に点検・整備を進めるとともに、清掃工場の移転を候補地周辺住民との合意形成を踏まえ計画的に進め、ごみの安定した処理に取り組めます。

基本方針3

目標

本市全体でごみの減量、資源の有効利用を意識したまちであることを目指します。

指標

燃やせるごみ量を平成 36 年度までに、平成 19 年度比 50%削減を目指します。

取組の方向性

(1) ごみ減量の推進

- ア 家庭ごみの減量
- イ 事業系ごみの減量

(2) 資源の有効利用

- ア 資源の再使用の推進
- イ 資源のリサイクルの推進

(3) 安定したごみ処理

- ア 施設の計画的な保守点検や整備補修の実施
- イ 清掃工場の移転に向けた取組の推進

◇「燃やせるごみ 5 年で 50%減量」:「ごみ減量」を喫緊の課題として、平成 19（2007）年の燃やせるごみ量（45,584t）を 5 年間で半減させるために、平成 21（2009）年 3 月から掲げた目標。

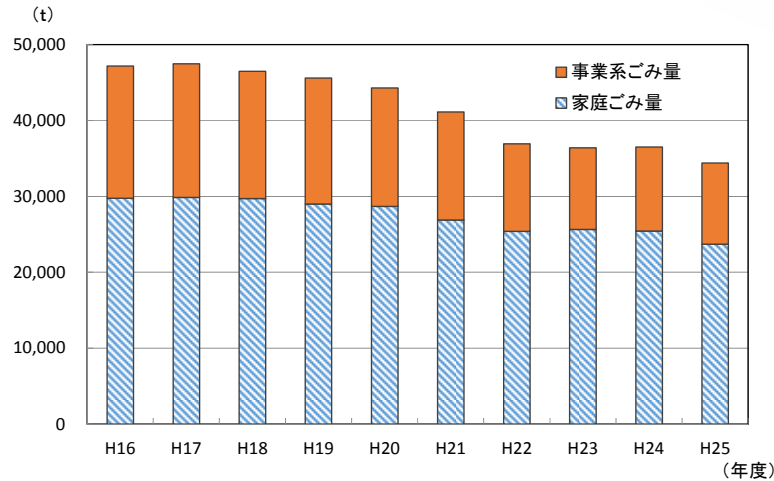


図30 ごみの排出量の推移

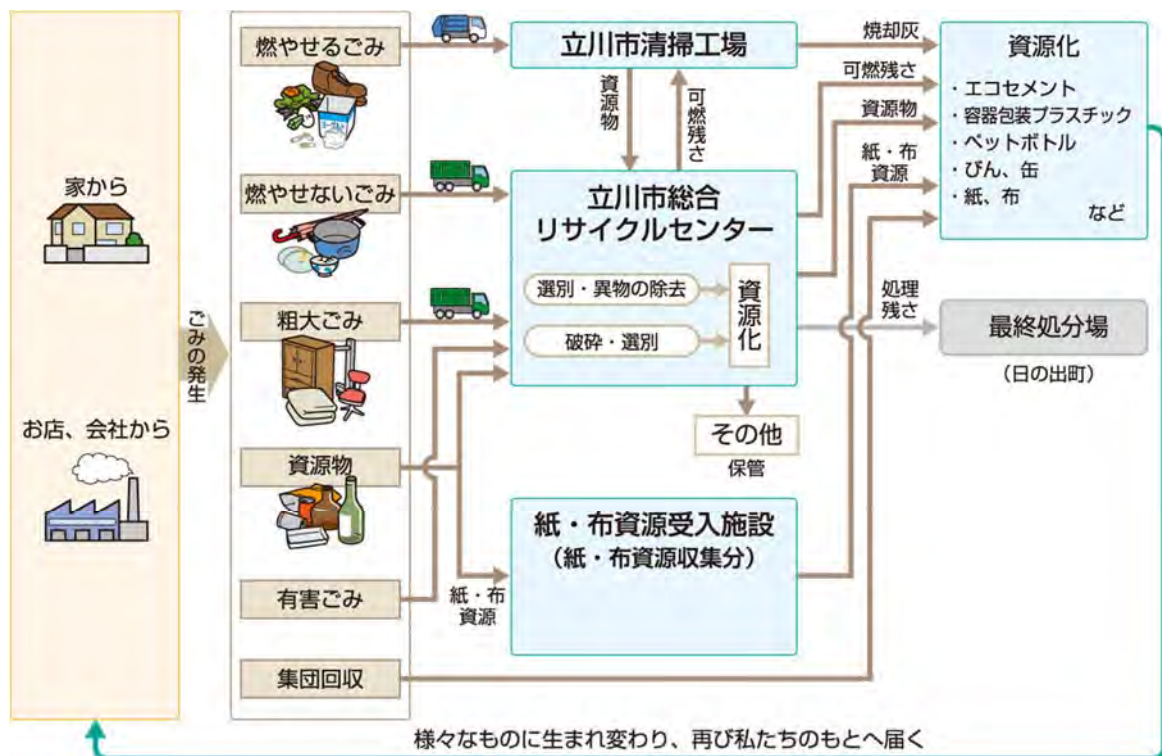


図31 ごみ処理・処分の流れ

コラム

ごみ減量を一層推進

本市は、持続可能な住みよい環境づくりを進めていくために、資源を循環させて極力、ごみを発生させないという資源循環型社会の形成を進めています。

図30のとおりここ数年のごみの排出量は減少傾向にあり、ごみ処理においても図31のように選別の徹底などにより資源化を図っています。

今後とも3R[◇]といわれる、ごみを発生させない、再使用する、リサイクルを図るといった点について、家庭でも、地域でも、さらに社会全体でも取り組んでいくことが必要です。

本市においては、清掃工場の移転という大きな課題があり、最終処分場を長持ちさせることと併せて、資源化を図る一方、燃やせるごみの50%減量という目標に向けて、市民や事業者の皆さんの一層のご協力を得ながら、ごみ減量を進めていきます。

◇3R：ごみを減らすための行動を、リデュース（Reduce：ごみを減らすこと）、リユース（Reuse：繰り返し使うこと）、リサイクル（Recycle：資源として再利用すること）の3つのR（アール）で代表させたもの。

(1)ごみ減量の推進

現状と課題

一人一日当たりの総ごみ排出量は、平成 17（2005）年度以降減少傾向にありましたが、平成 22（2010）年度からほぼ横ばいになりました。家庭ごみ戸別収集・有料化を実施した平成 25（2013）年度には一人一日当たりの総ごみ排出量は 850g/人日となり、1,147g/人日であった前計画策定時の平成 11（1999）年度と比べ約 26%を減らしたことになります。また、本市には事業所が多く、事業系ごみはごみ排出量全体の約 25%（平成 25（2013）年度）を占めていることから、事業系ごみの減量も大きな課題となっています。以上のような状況の中で、今後も、家庭ごみ戸別収集・有料化とさまざまな事業を合せ、ごみの減量に向けた市民や事業者の意識向上のため、「立川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づいた取組が求められています。

取組

ごみの減量のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 家庭ごみの減量

ごみの減量に貢献するための行動や減量の実態について、広報紙やホームページで紹介するなど、ごみ減量に向けた行動を促進するための取組を進めます。また、ごみの分別方法について、分かりやすい情報の発信に努めます。

イ 事業系ごみの減量

関係団体との連携によるごみ減量の啓発を行い、燃やせないごみや資源ごみ等の受け入れ制限を継続するとともに搬入量の多い事業所を中心に減量化に向けた適正処理についての指導や搬入物検査を強化して事業系ごみの減量を進めます。

■ 5年間のアクションプラン

ア 家庭ごみの減量

市（担当課）	市民	事業者
・ 広報、ホームページ、印刷物への掲載やイベント、地域説明・意見交換会等で燃やせるごみの50%減量目標の周知を図ります。（ごみ対策課） ・ 生ごみの水切りや紙類の分別などの周知を行います。（ごみ対策課） ・ 食材などの計画的な購入や詰め替え製品の利用を推進し、ライフスタイルの転換を促します。（ごみ対策課）	・ 不要となるものを買わないなど、ごみが発生しない生活を実践します。 ・ ごみと資源物の分別を行い、出し方のルールを守ります。 ・ 簡易包装商品の購入、買い物時にマイバッグ[◇]を持参するなど、ごみ減量を意識した行動を心がけます。 ・ 食材は、必要な分だけ購入し、使い切ります。	・ マイバッグの利用を消費者に呼びかけます。 ・ 簡易包装への協力を消費者に呼びかけます。 ・ 「ごみとなるものは売らない」、「環境負荷の少ない製品づくり」など、ごみ発生抑制に貢献します。

◇マイバッグ：小売店などが渡すレジ袋の代わりに、消費者が持参する袋やバッグのこと。マイバッグを利用することは、身近な環境配慮行動の一つである。

イ 事業系ごみの減量

市（担当課）	市民	事業者
・関係団体と連携し、ごみの減量とリサイクルの推進の周知啓発を行います。（ごみ対策課） ・事業者への訪問による指導や搬入物検査などの指導を行います。（清掃事務所・ごみ対策課） ・ごみ排出量に応じた処理費用の負担を求めるため、ごみ処理手数料の見直しを検討します。（ごみ対策課）	—	・ごみと資源物の分別を行い、出し方のルールを守ります。 ・生ごみや紙類を分別し資源化してごみを減量します。

■ 取組指標

取組指標		現状（平成 25 年度）	目標（平成 31 年度）
1	家庭の燃やせるごみ量	23,708t	19,800t
2	事業系燃やせるごみ量	10,698t	6,800t

コラム

家庭ごみ有料化後の現状

平成 21（2009）年度に掲げた「燃やせるごみ 5 年で 50%減量」を目指し、平成 25（2013）年 11 月より家庭ごみ戸別収集・有料化を実施しました。

事業実施後は、ごみ集積所廃止によるまちの美観の向上やごみ処理費用負担の公平性が確保され、さらに市民のみなさんのご理解とご協力により、有料化実施前と比べ実施後の燃やせるごみについては月平均約 370 トン、燃やせないごみについては月平均約 190 トン減少し、一定の減量効果が現れています。

有料化の対象から除外した資源物についてはリサイクルの推進が図られており、資源化率*の向上につながっています。



家庭ごみ指定収集袋

(2)資源の有効利用

現状と課題

平成 18（2006）年度より開始した焼却灰のエコセメント※化により、資源化率は増加しています。また、生ごみの資源化の取組として、大山自治会（上砂町）の約 550 世帯を対象として、平成 23（2011）年 2 月から平成 26（2014）年 3 月まで、生ごみ分別・資源化モデル事業を実施し、この期間で約 77 t もの生ごみが資源化されました。現在、この結果を受けて、平成 26（2014）年 8 月から対象世帯を拡大し、生ごみ分別・資源化事業として継続しています。

以上のような状況の中で、さらに資源の有効利用を進めるために、紙類などの分別の呼びかけや、生ごみ等からつくられるたい肥の利用促進、地域における資源回収の推進が求められています。

取組

資源の有効利用のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 資源の再使用の推進

総合リサイクルセンターの「リサイクルショップにしすな」等の利用や不用品情報の提供などにより、資源の再使用を促します。

イ 資源のリサイクルの推進

紙類やプラスチックを分別し、ごみを資源としてリサイクルするルールについて、市民・事業者に対して周知・啓発を行います。また、缶やびん、プラスチック、生ごみ、せん定枝などの資源化を行います。

■ 5 年間のアクションプラン

ア 資源の再使用の推進

市（担当課）	市民	事業者
・物を大切に使用し、壊れたものは修理するなど、長く使う意識を持ってもらうように啓発します。（ごみ対策課） ・家庭内で不用になった日常生活用品についての情報を提供します。（生活安全課） ・おもちゃの病院を開催し、物を大切にする心を育てます。（生活安全課） ・イベント等において、再使用可能な食器を貸し出す「食器再使用システム」を推進します。（環境対策課）	・服や家具などのリユース◇に努めます。 ・壊れても修理して使うなど、できるだけものを長く使う心がけます。	・市民の服や家具などのリユースに協力します。 ・壊れても修理して使うなど、できるだけものを長く使う心がけます。

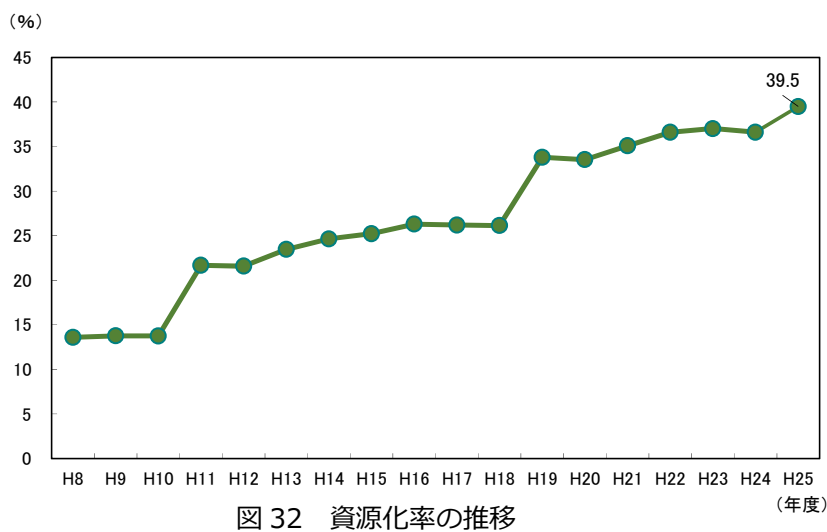
◇リユース：いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

イ 資源のリサイクルの推進

市（担当課）	市民	事業者
・総合リサイクルセンターにおいて、缶やびん、金属などの分別を行い、資源化率の向上に努めます。（ごみ対策課） ・地域で行う資源物の集団回収を支援します。（ごみ対策課） ・「生ごみ分別・資源化事業」を継続して実施し、生ごみの処理の方向性について引き続き検証を行います。（ごみ対策課） ・リサイクルを推進するため、資源化の処理、ルートなどの調査研究を行います。（ごみ対策課） ・生ごみやせん定枝からたい肥の素をつくり、市民や市内の農家に提供します。（ごみ対策課） ・焼却灰はエコセメントとして再利用します。（清掃事務所）	・買い物する際は、率先して環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入します。 ・資源となるものを分別し、適正に排出します。 ・リサイクルできる製品について学び、リサイクルを心がけます。	・発泡トレイやペットボトルなど、販売した製品を回収し、リサイクルします。 ・厨芥類の分別・資源化を推進します。 ・リサイクルできる材料や製品について学び、リサイクルを心がけます。

■ 取組指標

	取組指標	現状（平成 25 年度）	目標（平成 31 年度）
1	資源化率	39.5%	43%
2	食器再使用システムの利用団体数	43 団体	50 団体



家庭から排出される生ごみの回収

1 計画策定の背景

2 計画の基本的事項

3 計画の基本理念と目指すべき環境像

4 環境像の実現に向けた取組

5 計画の推進体制・進行政管理

6 立川市地球温暖化対策実行計画

(3)安定したごみ処理

現状と課題

本市は、清掃工場と総合リサイクルセンターの施設等が老朽化していることや、清掃工場の移転問題から安定したごみ処理が求められています。

以上のような状況の中で、各施設等を安定稼働させ、新清掃工場の建設については、候補地周辺住民との合意形成を踏まえつつ、計画的に取り組むことが求められています。

取組

安定したごみ処理のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 施設の計画的な保守点検や整備補修の実施

清掃工場や総合リサイクルセンターの安定した稼働のため、計画的に保守点検や整備補修を行います。

イ 清掃工場の移転に向けた取組の推進

新清掃工場の建設に向けて、候補地周辺住民と合意形成を図り、清掃工場の移転を計画的に進めていきます。

■ 5年間のアクションプラン

ア 施設の計画的な保守点検や整備補修の実施

市（担当課）	市民	事業者
・ 現清掃工場や総合リサイクルセンターの安定稼働のため、計画的に保守点検や整備、補修を行います。（清掃事務所・ごみ対策課） ・ 非焼却による再資源化施設の実証導入に取り組めます。（清掃事務所） ・ 現清掃工場の周辺住民に対して、定期的に焼却炉の運転状況等について報告を行います。（清掃事務所）	・ 施設の負担軽減のため、ごみの減量化に努めます。	・ 施設の負担軽減のため、ごみの減量化に努めます。

イ 清掃工場の移転に向けた取組の推進

市（担当課）	市民	事業者
・新清掃工場の建設に向けて、候補地周辺住民と合意形成を図り、清掃工場の移転を計画的に進めていきます。（清掃工場移転問題対策担当主幹）	—	—

■ 取組指標

取組指標	現状（平成25年度）	目標（平成31年度）
1 総合リサイクルセンターにおける処理後資源化率 [◇]	70.4%	71%



清掃工場



清掃工場（ごみピット）

「立川市清掃工場」（立川市若葉町 4-11-19）、では、一般家庭及び事業所から出された一般可燃ごみを焼却処分しています。工場に搬入されたごみは、資源物が取り除かれた後、850℃以上の高温で焼却されます。

焼却によって発生した焼却灰は、エコセメントの原料として再利用されています。



総合リサイクルセンター（計量棟）



総合リサイクルセンター（ごみの手選別作業）

「立川市総合リサイクルセンター」（立川市西砂町 4-77-1）では、燃やせないごみや粗大ごみから金属類を回収し、また、集めたびんや缶などを選別・異物除去し、資源化を行っています。

[◇]総合リサイクルセンターにおける処理後資源化率：総合リサイクルセンター処理後資源化量÷総合リサイクルセンター処理対象量

基本方針4 地球温暖化の防止を目指したまちづくりを進めます

世界的規模で気温の上昇や異常気象の多発、雪氷の広範囲の融解など、地球温暖化が要因と考えられる問題が顕在化しつつあります。本市においても、温室効果ガス※の排出量が多い民生業務部門※、民生家庭部門※での省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギー※等の導入により、地球温暖化対策を進めるとともに、低炭素まちづくりを推進します。また、地球温暖化が原因と考えられる局地的な豪雨による都市型水害等を防止する取組を進めます。

目標と取組の方向性

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、平成 19（2007）年に気候システムに温暖化が現れているとし、人の活動による温室効果ガスの増加が地球温暖化の原因であるとほぼ断定しました。さらに、平成 25（2013）年、人の活動が地球温暖化に最も大きく影響した要因であった可能性が「極めて高い」としました。地球温暖化の問題は、世界的規模での問題ですが、その防止のためには、地域のまちづくりや事業活動、日常生活における地球温暖化対策の積み重ねが必要です。

本市の主な温室効果ガスの排出量は 700 k t（CO₂ 換算）前後で推移しています。部門別で見ると、民生業務部門が最も多く、次いで、民生家庭部門、運輸部門、産業部門の順になっています。多摩地域と比較すると、民生業務部門の割合が高く、また、民生家庭部門の割合もほぼ同数であり、これらの部門での取組が特に必要です。

そこで、温室効果ガスの排出量を削減するため、個人用住宅への太陽エネルギー利用機器、高効率給湯器※、燃料電池コージェネレーションシステム◇の導入支援や中小企業が行う省エネルギー改修への支援など「省エネルギー」及び「創エネルギー」の取組を推進するとともに、蓄電池等による「蓄エネルギー」についても検討します。また、一人ひとりの自発的な行動を促すとともに、まちづくりの視点からも低炭素化に取り組みます。また、深刻化する局地的な豪雨等への対応として、地球温暖化への適応策◇を検討します。

基本方針4

目標

日常生活、消費行動、事業活動など、さまざまな場面で地球温暖化の防止を目指すまちづくりを推進します。

指標

本市全体でのエネルギー消費量を平成 32 年度までに平成 12 年度比で 20%削減となることを目指します。以降の4年間については別途設定します。

取組の方向性

(1) 省エネルギー対策の推進

- ア 日常生活・事業活動における省エネルギー対策の推進
- イ 公共施設における省エネルギー対策の推進

(2) 再生可能エネルギー等の導入推進

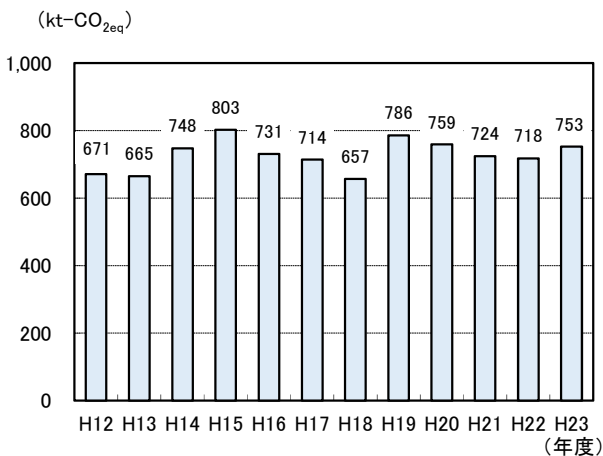
- ア 日常生活・事業活動における再生可能エネルギー等の導入推進
- イ 公共施設における再生可能エネルギー等の導入検討

(3) 低炭素まちづくりの推進

- ア 地域で行う低炭素まちづくり
- イ 自動車からの温室効果ガスの排出削減
- ウ 二酸化炭素吸収源の確保
- エ 地球温暖化への適応

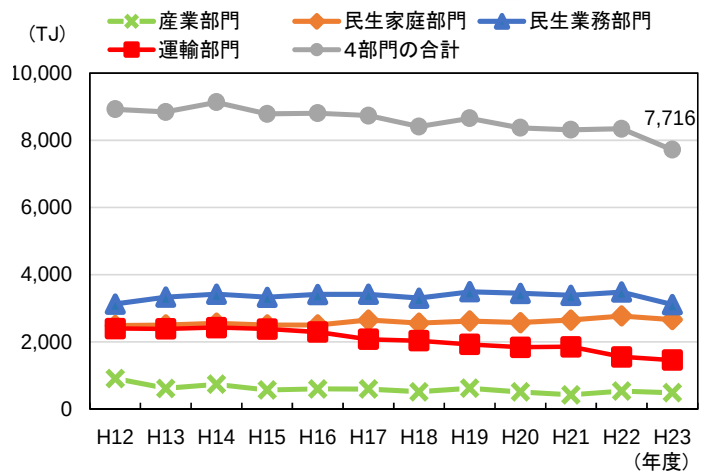
◇燃料電池コージェネレーションシステム：水素と酸素を利用して発電し、その際に発生する熱を有効活用するシステム。

◇地球温暖化への適応策：既に起こりつつある、あるいは起こりうる地球温暖化の悪影響に対して、自然・社会システムの調節を行う取組。一方、大気中の温室効果ガス濃度の上昇を抑え、地球温暖化の進行を止めるための取組を「緩和策」という。



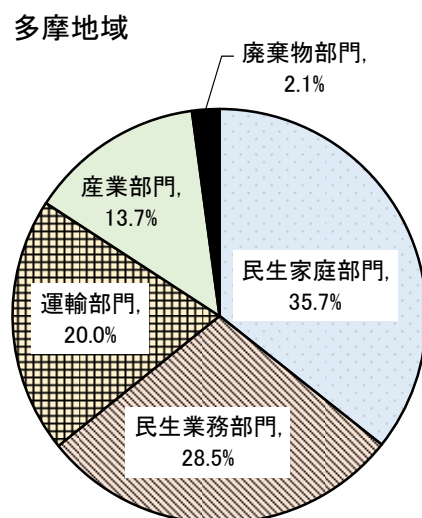
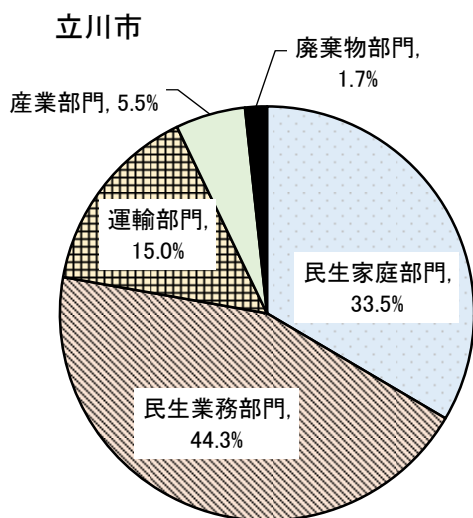
出典：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2011年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」，平成 26 年）

図 33 本市全体の温室効果ガス排出量



出典：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2011年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」，平成 26 年）

図 34 本市全体のエネルギー消費量



出典：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2011年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」，平成 26 年）

図 35 本市と多摩地域の部門別温室効果ガス排出割合（平成 23 年度）

コラム

地球規模で進む地球温暖化の影響

地球温暖化が原因ではないかと指摘されているさまざまな現象があります。

その現象の中には、世界平均海面水位の上昇があります。これにより、海拔の低い島々は、海面下に沈んでしまうかもしれないと懸念されています。

また、生きものたちは、気温や海水温の上昇にとともに、生育・生息地を変化させているといわれています。

地球温暖化は、人の活動による温室効果ガスの増加が大きく影響していることが分かってきており、私たちは、今すぐ、自分たちにできる地球温暖化対策に取り組む必要があります。



出典：「IPCC 第 5 次評価報告書」（全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト，平成 25 年）

(1)省エネルギー対策の推進

現状と課題

本市は、太陽エネルギー利用機器や高効率給湯器の設置、中小企業の省エネルギー改修に対する補助事業などに取り組んできました。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故後、市民・事業者のエネルギー利用に関する関心は高まっています。その状況を踏まえて、節電の取組を引き続き実施しながら、自動車の利用の自粛や工場等廃熱利用の促進、地域ぐるみの省エネルギー対策の推進などについても検討を進めることが求められています。

市民アンケート、事業者アンケートの結果から、市民や事業者は、日常生活や事業活動の中で何らかの環境配慮行動を行っている状況がうかがえます。

以上のような状況の中で、今後も省エネルギー対策を推進するとともに、市民・事業者が必要とする情報の提供や省エネルギーの取組に対して支援を行うことが望まれています。

取組

省エネルギー対策の推進のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 日常生活・事業活動における省エネルギー対策の推進

日常生活における省エネルギーの取組を呼びかけるとともに、住宅での省エネルギー機器への交換やエネルギーマネジメントシステム※の導入を促進します。また、事業活動において、省エネルギー効果の高い設備を導入する事業者に対して補助を実施します。

イ 公共施設における省エネルギー対策の推進

公共施設において省エネルギー機器への交換を推進するとともに、利用者に省エネルギーへの協力を呼びかけます。また、公共施設を改修する際は、「施設改修時における省エネ・再生エネ等ガイドライン」を踏まえて省エネルギー型の施設整備を推進します。

コラム

家庭でできる省エネルギー活動は電気代の節約にもなる？

家庭での省エネルギー活動は、電気代の節約にもなります。例えば、家庭での電力使用量の上位にある冷蔵庫やテレビについて、利用方法を見直すことで、省エネルギーにもなり、電気代の節約にもつながります。

■冷蔵庫

ものを詰め込みすぎない

年間で電気 43.84 k Wh の省エネ

約 960 円の節約 CO₂削減量 15.3kg

◇詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較

無駄な開閉はしない

年間で電気 10.40 k Wh の省エネ

約 230 円の節約 CO₂削減量 3.6kg

◇JIS 開閉試験（冷蔵庫は 12 分毎に 25 回、冷凍庫は 40 分毎に 8 回で、開放時間はいずれも 10 秒）の開閉を行った場合と、その 2 倍の回数を行った場合の比較

設定温度は適切に

年間で電気 61.72 k Wh の省エネ

約 1,360 円の節約 CO₂削減量 21.6kg

◇周囲温度 22℃で、設定温度を「強」から「中」にした場合

壁から適切な間隔で設置

年間で電気 45.08 k Wh の省エネ

約 990 円の節約 CO₂削減量 15.8kg

◇上と両側が壁に接している場合と片側が壁に接している場合との比較

■テレビ

テレビは見ないときは消す

●液晶の場合

年間で電気 16.79 k Wh の省エネ

約 370 円の節約 CO₂削減量 5.9kg

◇1 日 1 時間テレビ（32V 型）を見る時間を減らした場合

●プラズマの場合

年間で電気 56.58 k Wh の省エネ

約 1,240 円の節約 CO₂削減量 19.8kg

◇1 日 1 時間テレビ（42V 型）を見る時間を減らした場合

画面は明るすぎないように

●液晶の場合

年間で電気 27.10 k Wh の省エネ

約 600 円の節約 CO₂削減量 9.5kg

◇テレビ（32V 型）の画面の輝度を最適（最大→中央）に調節した場合

●プラズマの場合

年間で電気 151.93 k Wh の省エネ

約 3,340 円の節約 CO₂削減量 53.2kg

◇テレビ（42V 型）の画面の輝度を最適（最大→中央）に調節した場合

出典：「家庭の省エネ大辞典 2012 年版」（一般財団法人 省エネルギーセンター、平成 24 年）

～野菜を保存するときの適温～

野菜の新鮮さを長持ちさせるためには、保存する温度が重要です。原産地が暖かい地域の野菜は、冷やしすぎによる障害を起こしやすいといわれています。

例えば、トマト（南アメリカ）^{注）}、ナス（インドの東部）、カボチャ（メキシコ南部から南アメリカ）、サツマイモ（メキシコ中央部からグアテマラ付近）などは、冷やし過ぎに注意が必要です。

注）（ ）内は、原産地を示しています。



■ 5年間のアクションプラン

ア 日常生活・事業活動における省エネルギー対策の推進

市（担当課）	市民	事業者
・節電の呼びかけを行います。（環境対策課） ・玉川上水沿いなどの市内の木陰を紹介します。（公園緑地課） ・省エネルギー機器への交換やエネルギーマネジメントシステムの導入を周知・啓発します。（環境対策課） ・省エネルギー効果の高い設備を導入する事業者に対して補助を実施します。（環境対策課） ・省エネルギー改修を行った事業者の協力を得て、改修による効果等について発表する研修会を開催します。（環境対策課） ・商店街の装飾灯のLED化にかかる費用の補助、LED化された装飾灯の電気料の補助を行います。（産業観光課）	・電気使用量や自動車利用の削減など、エネルギーの使用を減らす生活への転換を進めます。 ・庭先に打ち水を行います。 ・LED照明や高効率給湯器など省エネルギー機器への買い替えを検討します。	・省エネルギー診断や省エネルギー研修会への参加や省エネルギー改修などに努めます。 ・電気使用量や自動車利用の削減など、エネルギーの使用量を減らす事業活動への転換を進めます。 ・省エネルギー製品を開発し、販売できるよう努めます。 ・LED照明や高効率給湯器など省エネルギー機器への買い替えを検討します。

イ 公共施設における省エネルギー対策の推進

市（担当課）	市民	事業者
・公共施設において、節電の呼びかけを行います。（環境対策課） ・公共施設を改修する際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を踏まえて省エネルギー化を図ります。（環境対策課） ・公共施設において、省エネルギー機器への交換やエネルギーマネジメントシステムの導入を検討します。（環境対策課） ・公共施設にクールシェア◇、ウォームシェア◇のスペースを設けることを検討します。（環境対策課）	・公共施設を利用する際は、節電など省エネルギーに協力します。	・公共施設を利用する際は、節電など省エネルギーに協力します。

◇クールシェア：一人ひとりが冷房を使うのではなく、家庭や地域の涼しい場所を皆で共有することや、自然が多く涼しいところへ行くことが、エネルギーの節約につながるというもの。

◇ウォームシェア：一人ひとりが暖房を使うのではなく、家族が1つの部屋に集まったり、自宅の暖房を止めて図書館や商業施設などの暖かい場所に出かけることが、エネルギーの節約につながるというもの。

■ 取組指標

取組指標		現状（平成 25 年度）	目標（平成 31 年度）
1	東京都無料省エネ診断幹旋件数（累計）	46 件	100 件
2	公共施設における温室効果ガス排出量（第 6 章で詳述）	26,494 t-CO ₂ eq	24,904 t-CO ₂ eq ^{注）}

注）基準年度（平成 25 年度）比で温室効果ガス排出量を 6 %削減した値。

コラム

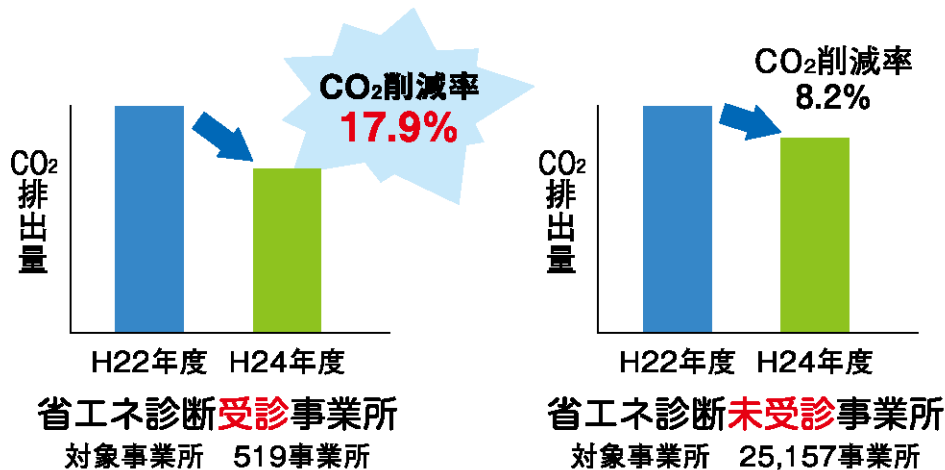
得する省エネルギー診断の受診

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）では、東京都内の産業・業務部門の温室効果ガス排出量の約 6 割を占めている中小規模事業所に対し、技術専門員が直接お伺いして、エネルギーの使用状況を診断し、光熱水費削減のための省エネルギーに関する提案や技術的な助言を無料で行っています。

省エネルギー診断を受診したほうが、二酸化炭素排出量削減の高い効果が得られます。

【省エネルギー診断を受けた場合のメリット】

- （1）経費削減できます！
- （2）第三者の視点から、省エネルギーのアドバイスが受けられます！
- （3）地球環境（地球温暖化防止）への貢献ができます！
- （4）環境企業としてイメージアップにつながります！
- （5）助成金・減免制度などがうけられます！（条件あり）



※CO₂ 排出量は、平成 22 年度及び平成 24 年度に提出された地球温暖化対策報告書より比較集計。

<対象事業所>

- (1)地球温暖化対策報告書を平成 22 年度～平成 24 年度の 3 ヶ年連続で提出、かつ比較年度において実績のある事業所。
- (2)受診事業所は平成 20 年度～23 年度に東京都の省エネルギー診断を実施した事業所。

出典：東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）のホームページ

図 36 省エネルギー診断の受診事業者、未受診事業者の二酸化炭素削減率の比較

(2)再生可能エネルギー等の導入推進

現状と課題

本市は、率先して再生可能エネルギー等の導入を推進するために、本庁舎の建設においてさまざまな設備を導入しました。導入後は、それぞれの設備の説明をパネルで紹介することなどにより、本庁舎を訪れた市民や事業者に対して、再生可能エネルギー等を紹介することに努めています。

以上のような状況の中で、今後、再生可能エネルギー等の導入推進のために、市民・事業者が導入する際の支援に取り組むとともに、公共施設への導入についても検討することが求められています。

取組

再生可能エネルギー等の導入推進のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 日常生活・事業活動における再生可能エネルギー等の導入推進

日常生活における太陽エネルギー利用機器の設置支援を行うとともに、蓄電池等の導入補助など、日常生活における再生可能エネルギー等の導入を促進するための新たな支援を検討します。また、事業者が再生可能エネルギー等を導入する際の支援の方法や、導入を検討するインセンティブになる取組について検討します。

イ 公共施設における再生可能エネルギー等の導入検討

公共施設を改修、新設する場合は、再生可能エネルギー等について、技術革新や費用対効果等を踏まえ、適切な設備の導入を検討します。

■ 5年間のアクションプラン

ア 日常生活・事業活動における再生可能エネルギー等の導入推進

市（担当課）	市民	事業者
市民や事業者に対して、太陽光発電設備、太陽熱利用設備などの再生可能エネルギー等の利用機器の設置補助を行うとともに、蓄電池等の導入補助について検討します。（環境対策課）	太陽光発電設備などの再生可能エネルギー等の利用を検討します。	- 太陽光発電設備などの再生可能エネルギー等の利用機器の導入を検討します。 - 本市と協力して、再生可能エネルギー等の導入による効果などの紹介や情報提供を行います。

イ 公共施設における再生可能エネルギー等の導入検討

市（担当課）	市民	事業者
- 公共施設における再生可能エネルギー等については、環境学習や防災面での活用や技術革新なども考慮し、機能的かつ効率的な設備導入を検討します。（施設課・防災課・環境対策課） - 公共施設を改修する際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を踏まえて、再生可能エネルギー等の導入を検討します。（環境対策課）	—	—

■ 取組指標

取組指標		現状（平成25年度）	目標（平成31年度）
1	太陽エネルギー利用機器設置費補助件数（累計）	822 件	2,000 件



庁舎屋上の太陽光パネル



風力と太陽光を用いた
ハイブリッド◇照明（富士見公園）

◇ハイブリッド：異質のものの組み合わせのこと。ハイブリッド自動車とは、ガソリンで動くエンジンと電気で動くモーターの2つの動力を持ち、その利点を組合わせて駆動することにより、省エネルギーと低公害を実現する自動車である。

(3)低炭素まちづくりの推進

現状と課題

平成24(2012)年、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定され、低炭素建築物の普及など、まちづくりにおける低炭素化に向けた取組が促されています。例えば、本市はレンタサイクルの社会実験を行っています。

今後は、低炭素まちづくりを進めるための検討を行うことが求められています。

取組

低炭素まちづくりの推進のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 地域で行う低炭素まちづくり

地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)[◇]の策定を検討するとともに、地域全体で低炭素まちづくりを進めます。

イ 自動車からの温室効果ガスの排出削減

自動車利用自粛等の啓発、自転車の利用環境の整備などを行うとともに、アイドリングストップやカーシェアリング^{*}、低公害車の購入や利用の啓発を行います。また、公用車を購入・リースする際は、低公害車を選択します。

ウ 二酸化炭素吸収源の確保

「立川市緑の基本計画」に基づき、緑地や公園の保全・創出を図ります。また、地域住民と連携した維持管理を行います。

エ 地球温暖化への適応

地球温暖化が原因と考えられる集中豪雨に対応した下水道整備を進めます。また市民や事業者が取り組むことができるクールビズやウォームビズの導入奨励や緑のカーテン^{*}の設置、打ち水などの普及を進めます。

[◇]地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編):「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、都道府県、指定都市、中核市及び特例市による策定が義務づけられた、区域内における活動から排出される温室効果ガスの排出抑制のための計画。

コラム

いろいろ役立つ緑のカーテン

緑のカーテンは、ゴーヤ・ヘチマ・アサガオなど、つるが伸びる植物を建物の窓の外や壁面を覆うように育てて、日差しを和らげ、室温の上昇を軽減する「地球にやさしい自然のカーテン」のことです。

本市は、環境啓発、環境学習、地球温暖化対策、食育などさまざまな観点において、有効で、誰もが取り組みやすい「緑のカーテン」の普及事業を行っています。

【緑のカーテンの効果】

- ・日差しを和らげ、省エネルギー効果
- ・ヒートアイランド現象[◇]の緩和
- ・二酸化炭素の吸収
- ・緑による癒し
- ・収穫の楽しみ



ゴーヤ



緑のカーテン（新生小学校 平成25年度）

ゴーヤが黄色やオレンジ色になると種の取り時です。種は赤いゼリー状のものに包まれています。きれいに洗って、日かげでよく乾燥させ、冷暗所や冷蔵庫で保管しておくことで、来年、その種からゴーヤを育てることができます。

コラム

環境にやさしい移動手段

自動車から排出される温室効果ガスを削減するためには、日常生活で頼りがちな自動車の利用を徒歩や自転車、公共交通機関などの移動手段に変更することが、その1つの取組となります。

自動車から徒歩や自転車に移動手段を変更することは、自身の健康づくりにも役立ちます。ただし、自転車を利用する際は、交通マナーを守って、安全に運転するように心がけましょう。



◇ヒートアイランド現象：特定の地域の地表温度が高くなる現象。等温線を描くと、都市部が海に浮かぶ島のようになることから、熱（ヒート）の島（アイランド）と呼ばれている。

■ 5年間のアクションプラン

ア 地域で行う低炭素まちづくり

市（担当課）	市民	事業者
- 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を検討します。（環境対策課） - 公共施設における再生可能エネルギー等については、環境学習や防災面での活用や技術革新なども考慮し、機能的かつ効率的な設備導入を検討します。（施設課・防災課・環境対策課） - 二酸化炭素の削減義務を負わない中小企業に、省エネルギー機器等の導入や省エネ改修により生じた二酸化炭素の削減量をクレジット化するためのサポートを行います。（環境対策課）	- 環境にやさしい製品を選択するよう努めます。 - 買い物の際は、マイバックの使用を心がけます。 - 地元の農産物を優先的に購入するよう努めます。	- 環境にやさしい製品の製造・販売に努めます。 - 店頭での啓発などにより、市民にマイバックの使用を促します。 - 地元の農産物を販売するよう努めます。

イ 自動車からの温室効果ガスの排出削減

市（担当課）	市民	事業者
- 公用車を購入・リースする際は、低公害車を導入します。（総務課） - 自動車からの排出ガスを削減するため、自動車利用自粛等の啓発を行います。（環境対策課） - 自転車駐車場の整備など、自転車の利用環境の整備を促進します。（交通対策課） - レンタサイクル事業の推進に取り組みます。（交通対策課） - 自動車からの排出ガスを削減するため、アイドリングストップを周知します。（環境対策課） - カーシェアリングの利用推進を目指します。（環境対策課）	- できるだけ自動車の利用を控えます。 - アイドリングストップを励行します。 - 自動車を購入する際は、低公害車の選択を検討します。	- できるだけ自動車の利用を控えます。 - アイドリングストップを励行します。 - 自動車を購入する際は、低公害車の選択を検討します。 - 自転車駐車場を適切に整備し、自転車を利用しやすい環境を整えます。

ウ 二酸化炭素吸収源の確保

市（担当課）	市民	事業者
「立川市緑の基本計画」に基づき、緑化重点地区の公園・緑地の整備、緑化等の施策を重点的・計画的に実施します。（公園緑地課） - 公園・緑地の整備を図る中で環境緑化に努めます。（公園緑地課）	- 自宅の庭に花や樹木を植栽します。 - 屋上緑化や壁面緑化に努めます。 - 公園・緑地の維持管理に協力します。	- 敷地内の緑化に努めます。 - 公園・緑地の維持管理に協力します。

エ 地球温暖化への適応

市（担当課）	市民	事業者
- 雨水浸透施設の設置の要請・指導・助成を行います。（下水道管理課） - クールビズ・ウォームビズや緑のカーテン、打ち水などのヒートアイランド対策を検討・実施します。（環境対策課）	クールビズ・ウォームビズや緑のカーテン、打ち水など、日常生活で行えることを実践します。	- クールビズ・ウォームビズや緑のカーテン、打ち水など、事業活動で行えることを実践します。 - 緑のカーテンの取組を支援します。

■ 取組指標

	取組指標	現状（平成25年度）	目標（平成31年度）
1	地球温暖化防止に取り組んでいる市民の割合	70.3%	80.1%
2	立川市全体のエネルギー消費量	7,716 TJ※（平成23年度）	7,252 TJ
3	東京都内中小クレジット創出量（累計）（東京都総量削減義務と排出量取引制度）	127 t-CO ₂	300 t-CO ₂

1 計画策定の背景

2 計画の基本的事項

3 計画の基本理念と目指すべき環境像

4 環境像の実現に向けた取組

5 計画の推進体制・進化管理

6 立川市地球温暖化対策実行計画

基盤的取組に関する
基本方針 1

良好な環境を保全・再生・創出する活動を
広げ、継承します

本市では、多くの環境に関わる市民団体との協働による取組や各団体、地域ごとにさまざまな形で、環境保全や環境啓発の活動についての取組が行われています。そこで、これらの活動を継承していくために、幅広い年代層からの参加を視野に入れ、市民意識や生活の多様化に応じた協働のあり方を検討します。また、環境に関する情報の集約化を進め、多様な主体（市民や事業者、来街者、地域、市など）が活動に参加するための情報を得やすい環境づくりを行います。

目標と取組の方向性

環境施策を展開していくためには、多様な主体が協働で進めていくことが、ますます重要となっており、幅広い年代層からの参加も視野に入れ、市民意識や生活の多様化に応じた協働のあり方を考える必要があります。

市民アンケートの結果では、市民参加への意欲が高い市民の割合が多く、活動に参加したい人がそのための情報を得やすい環境づくりや参加しやすい機会の増加、環境に関する情報をまとめて見ることができるしくみが必要になっています。

そこで、将来世代に良好な環境を引き継ぐとともに、その保全・再生・創出の活動を継承するため、環境学習の推進や活動に参加したい人が必要とする情報を得やすい環境づくりと参加しやすい機会の創出等に取り組むとともに、多様な主体が連携して環境保全や環境啓発に取り組むための協働のしくみづくりを推進します。

基盤的取組に関する基本方針1

目標

多様な主体のそれぞれが環境に配慮して行動するまちであることを目指します。

◎この基本方針では、最初の5年間の取組を重視し、10年間の目標に対する指標は設けないこととしました。

取組の方向性

(1) 環境学習機会の拡充

- ア 環境に関する講座等の開催
- イ 環境に関する体験学習機会の提供

(2) 環境配慮行動の実践

- ア 環境に関する情報の発信
- イ 環境に関する情報の共有
- ウ 環境配慮行動の促進

(3) 誰もが参加できる協働の推進

- ア 協働のしくみづくり
- イ 人材の育成・活用
- ウ 広域連携の推進

環境保全活動や自然観察会などへの参加を「行っている」と回答している市民の割合は2割以下です。

「今は行っていないが、今後行いたい」という市民の割合は3割以上となっています。

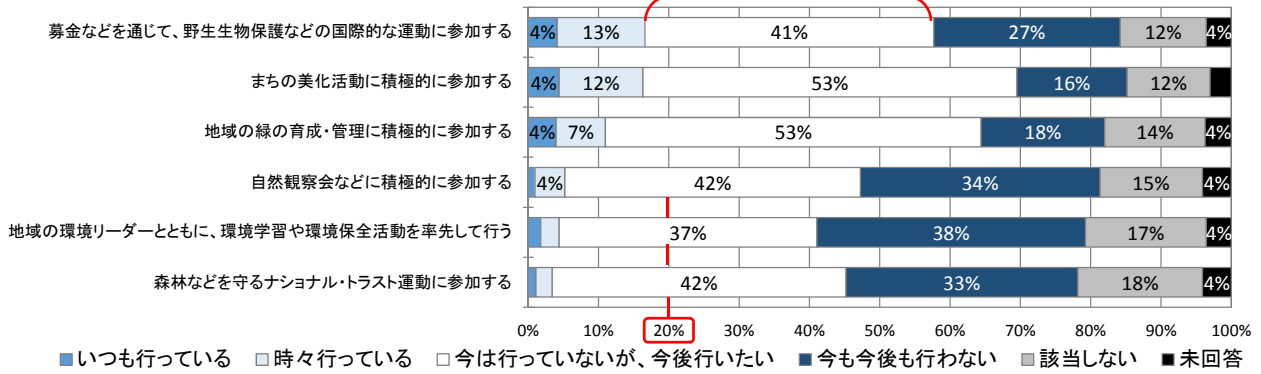


図 37 市民アンケート（日頃行っている、または、関心がある環境保全にかかわる取組）



野外でのたちかわエコパートナー講座



環境フェア

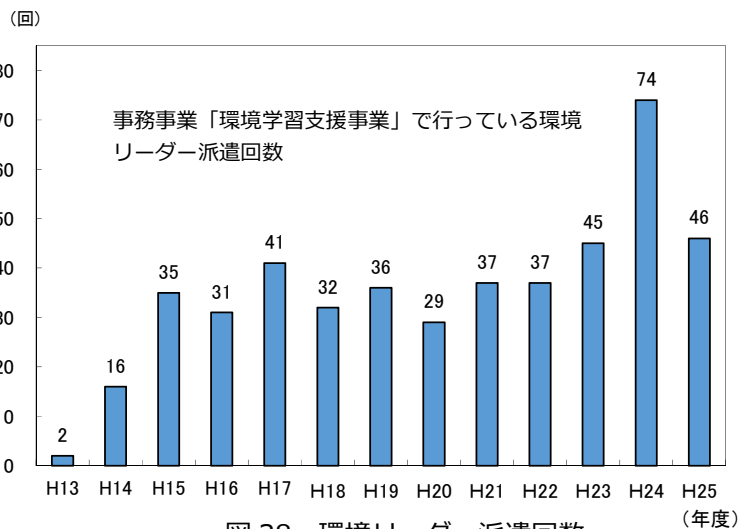


図 38 環境リーダー派遣回数



(1)環境学習機会の拡充

現状と課題

本市は、子どもたちの環境意識の向上に向けて、小学校や保育園などで、環境への意識の高い市民や団体に環境学習プログラムを実施してもらう取組を行ってきました。また、環境フェア※の開催や「たちかわし環境ブック」などでの環境に関わる市民団体の取組の紹介により、環境を意識したライフスタイルへの気づきを促し、環境配慮行動を地域に広めてきました。

以上のような状況の中で、今後も学校等での環境学習プログラムの充実を図っていくためには、多くの市民団体や個人がこれらの活動に関わり続けていくことが必要です。そのためには、環境学習の担い手となる環境への関心の高い市民を増やし、これらの方々の知恵や知識を、次世代に引き継いでいくことが重要です。

そこで、環境意識の向上を図るための環境に関する講座の開催や、講座を受講した市民が、環境学習の担い手となるしくみづくりなどを検討していきます。

取組

環境学習機会の拡充のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 環境に関する講座等の開催

環境保全や環境配慮の行動につなげるためのきっかけづくりとなるように、環境問題への関心を深めることを目的とした講座や実習を開催します。

イ 環境に関する体験学習機会の提供

小学校のプールをフィールドにした「ヤゴの救出作戦」など、小学校や保育園で、市民や団体による体験型の環境学習を行う機会を設けます。

(2)環境配慮行動の実践

現状と課題

環境配慮行動の実践のためには、環境問題の現状と課題を知り、どのような行動が環境の改善につながるのかを理解することが必要です。本市は、「たちかわし環境ブック」や広報紙・ホームページなどを中心に情報の発信を行ってきましたが、環境情報を発信・共有する拠点は十分とはいえません。

以上のような状況の中で、今後、市内の環境情報の提供と環境保全の普及啓発のため、環境情報を発信・共有する拠点の整備や幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的とした SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）[◇]などの新たな手法による情報の交換等を検討することが望まれています。

また、環境配慮行動に関する知識を得るだけでなく、実践するための日常生活や事業活動における環境配慮事例の紹介や、実践による効果などの情報を提供することが求められています。

このような多様な主体の環境配慮行動の実践をより進めるためのしくみづくりが期待されています。

取組

環境配慮行動の実践のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 環境に関する情報の発信

本市が行っている環境配慮行動の事例や環境に配慮した商品などの紹介、市民や事業者が行っている取組とその効果の見える化を本市のホームページ、広報紙、ケーブルテレビ、コミュニティ放送などを通じて行います。また、本市で収集・整理した環境に関する情報をもとに資料を作成し、学校等での環境学習に活用することを検討します。

イ 環境に関する情報の共有

環境配慮行動の事例や環境問題に関するグループの登録情報の収集と整理を行い、その結果を本市のホームページなどで紹介し、環境に関する情報の共有を図ります。

ウ 環境配慮行動の促進

多様な主体による環境配慮行動の実践を推進するため、既に行われている環境配慮行動を評価する方法を検討します。また、環境配慮行動を行いたい、継続したい、と思う市民や事業者が増えるしくみづくりを進めます。

◇SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：インターネット上で、人と人とのつながりを促進・サポートするサービス。

(3)誰もが参加できる協働の推進

現状と課題

本市は、環境学習の担い手となる環境への関心の高い市民を増やすため、環境に関する講座を開催し、自ら学び・考え・行動する人材の育成を行っています。また、継続的に子どもたちへ環境学習を行っていくためには、市民や事業者、市との協働が、ますます重要となってくると考えられます。

以上のような状況の中で、今後の少子高齢社会においては、幅広い年代層からの参加を推進するため、市民意識や生活の多様化に応じた協働のあり方を検討することが望まれています。また、大気汚染や河川の水質汚濁、水辺や緑地の減少などの環境問題は、本市だけでなく広域的に改善に向けた取組を進めることが必要であるため、広域連携も求められています。

取組

誰もが参加できる協働の推進のために、現状と課題を踏まえて、次の取組を推進します。

ア 協働のしくみづくり

多様な主体と連携して取り組むためのしくみづくりを行います。

イ 人材の育成・活用

環境学習の担い手となる環境への関心の高い市民を増やすため、環境に関する講座を開催するとともに、さまざまな環境に関する取組や子どもたちへの環境学習に気軽に参加できるしくみを構築して行きます。

ウ 広域連携の推進

環境の保全等を図るために広域的な取組が効果的なものについては、市民団体、環境関連団体、学術機関、国、東京都及び周辺の地方公共団体と協力し、その推進に努めます。



自然豊かな長野県大町市（姉妹都市）との交流事業
（木崎湖でのカヌー体験）

■協働プロジェクト

1 協働プロジェクトの位置づけ

目指すべき環境像を実現するためには、多様な主体が本市の環境に関心を持ち、環境に配慮して実際に行動することが必要です。また、本市では、市民との対話を重視し、多様な主体との協働のまちづくりを行うためのしくみづくりを以前から進めており、協働の素地はできています。

そこで、本計画期間中に、市民や事業者へ情報を発信し、自発的な行動が広がることを目指した、多様な主体の連携で取り組む、協働プロジェクトを設定します。

また、協働プロジェクトは、最初の5年間で、環境を機軸としたコミュニティづくりを目指し、5年後にテーマも含め見直しを行います。

2 協働プロジェクトのテーマ

本市の特徴として、「多摩地域における業務、商業等の中核拠点としてのまち」と、「河川や水路、その周辺の緑、緑道、公園、崖線、農地などの水と緑が身近にあるまち」の2つの顔を持っていることがあげられます。

そこで、協働プロジェクトのテーマは、中核拠点として発展しながらも環境負荷が少なく、環境にやさしい行動を実践する「エコなまち」を推進すること、「水と緑と生きものを感じられるまち」を将来世代に引き継ぐことの2つを目指して、「目指そう！エコなまち」、「目指そう！水と緑と生きものを感じられるまち」とします。

3 協働プロジェクトへの多様な主体の関わり方

多様な主体の各協働プロジェクトへの関わり方は、以下を基本とします。

＜市民・地域＞

- ・日常生活における環境配慮行動の実施
- ・市や事業者等の取組への協力・参加

＜事業者＞

- ・事業活動における環境配慮行動の実施
- ・市や市民等の取組への協力・参加

＜来街者＞

- ・市民、事業者、市の環境に配慮した取組への協力・参加

＜市＞

- ・誰もがプロジェクトに参加できるしくみづくり
- ・環境に関する情報の収集・発信
- ・市民や事業者、来街者に環境配慮行動を促す率先的な行動の実施

4 (仮称) 協働プロジェクト推進会議

各協働プロジェクトを推進する組織をつくります。この組織において、毎年、各協働プロジェクトの進捗状況を把握・評価し、次年度の取組を検討します。

① 構成

協働プロジェクトに関係する、市民、事業者、庁内関係各課の職員等により構成します。

② 役割

- ・各主体の取組の進捗状況を把握・評価し、その結果を共有します。
- ・進捗が思わしくない取組については、その解決策を検討します。
- ・進捗状況や次年度の取組における、役割・予定等について整理します。

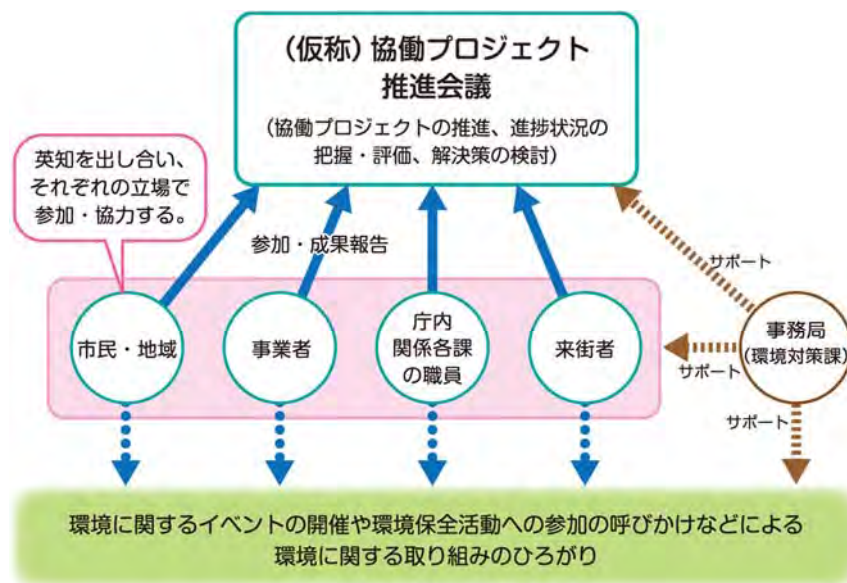


図 39 (仮称) 協働プロジェクト推進会議

5 協働プロジェクトの背景・目標

(1) 目指そう！エコなまち

<背景>

- ・市民アンケートにおいて、本市に求める取組として「省エネルギー、再生可能エネルギー等の利用による地球環境保全」など、環境に配慮した取組の回答割合が高い結果となっています。
- ・立川駅北口の大規模開発に代表されるように、開発が進んでいる本市においては、今後、環境負荷が増大することが予想されるため、その予防と抑制が求められています。
- ・本市は昼夜間人口比率が 113 であり、市域外からの通勤・通学者が多いまちであるため、市民だけでなく、通勤・通学者も含めた取組が望まれています。
- ・公共施設の管理において、エネルギーの面からも節電等の運営管理を行うことが重要になっています。
- ・東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故を機に、太陽光発電等は

非常時の分散型独立電源としても活用が期待されています。

- ・低炭素化に関する取組を推進するためには、その目的だけでは市民や事業者の意識や行動を変化させる働きかけとして弱いため、身近な取組と合わせて効果を実感できるしくみづくりが求められています。

＜目標＞

多様な主体それぞれが、環境負荷の少ない商品の購入、ごみの分別、省エネルギー機器の設置などのエコな取組をあたりまえのこととして行っているまちを目指します。

＜具体的な取組例＞

- ・エコな買い物！エコな立川
- ・しっかり分別！生ごみの水切り
- ・むりなく節電！省エネルギーのしくみづくり
- ・備えよう！低炭素と防災のまち など

（２） 目指そう！水と緑と生きものを感じられるまち

＜背景＞

- ・市民アンケートにおいて、水と緑を将来世代に引き継いでいきたいと考えている市民が多くいます。
- ・歴史・文化とともに残されている身近な水と緑が、それを大切に思う地域住民によって守られてきました。それが本市の水と緑の特徴です。
- ・豊かな水と緑のバロメーターともいえる生きものの生息環境を把握することも重要です。
- ・市民や事業者、来街者が、市内の水と緑と生きものに関するさまざまな保全活動について知る機会が少ない状況です。
- ・市民や事業者、来街者が、水と緑と生きものの保全活動に参加する機会を増やすことが望まれています。

＜目標＞

多様な主体それぞれが、水や緑を楽しむ機会を増やし、本市の水と緑を守り育てる取組を行っているまちを目指します。

＜具体的な取組例＞

- ・集めよう！地域の水と緑と生きもの情報
- ・学ぼう！地域の水と緑と生きもの
- ・引き継ごう！地域の水と緑と生きもの など

■ 取組指標

取組指標		現状（平成 25 年度）	目標（平成 31 年度）
1	地域の活動に参加している市民の割合	36.2%	42.0%

基盤的取組に関する 基本方針 2

市が率先して環境に関する取組を進めます

本市は、市役所を中心として率先した環境に関する取組を進めています。今後さらに市民、事業者の環境に配慮した行動を促すために、本市の率先した取組をより一層進めます。

目標と取組の方向性

市民、事業者の環境保全に向けた取組を推進するためには、本市が率先して環境保全に取り組み、その結果を広く、分かりやすく公表することが重要です。

そこで、本市の環境行動計画である「エコオフィスプラン 21」を更新し、行政活動全体から発生する環境負荷削減を一層推進します。また、その中に、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」を含め、地球温暖化対策にも率先して取り組みます。

なお、昨今の地球温暖化対策の重要性を踏まえ、本計画では「エコオフィスプラン 21」のうち地球温暖化対策に係る「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」の内容は、第6章に別途示しています。

基盤的取組に関する基本方針 2

目標

市の率先した取組が市民・事業者の行動を促しているまちであることを目指します。

◎この基本方針では、最初の5年間の取組を重視し、10年間の目標に対する指標は設けないこととしました。

取組の方向性

本計画の基本方針1～4、基盤的取組に関する基本方針1を進めるために、市が率先して環境に関する取組を推進

現状と課題

本市は、「立川市第3次環境行動計画」において、事業者としての市の率先した取組である「エコオフィスプラン 21」を示し、率先して環境に関する取組を進めてきました。その結果、市施設における水道使用量は減り、市所有の低公害車の割合は増えています。一方で、市の全施設からの二酸化炭素排出量や市の本庁舎における廃棄物排出量は減っているとはいえない状況です。

今後も、「エコオフィスプラン 21（平成 27 年度から平成 31 年度）」に基づき、率先した環境に関する取組を継続して進めていくことが求められています。

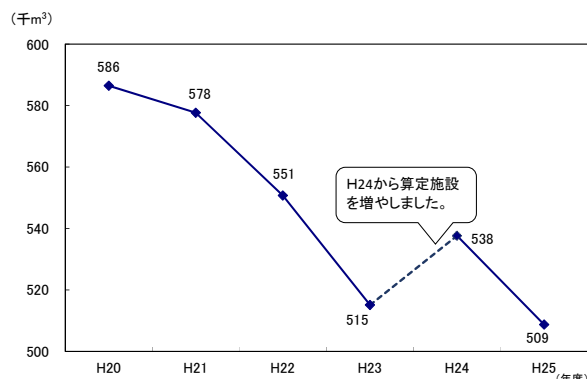


図 40 市の施設における水道使用量

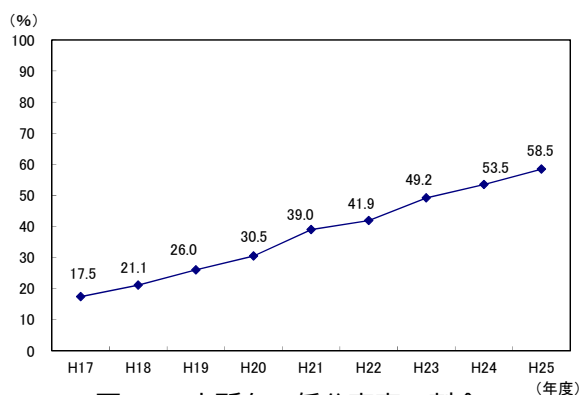


図 41 市所有の低公害車の割合

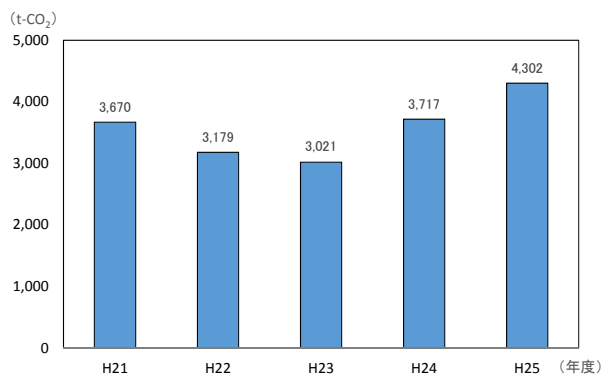


図 42 清掃工場からの二酸化炭素排出量

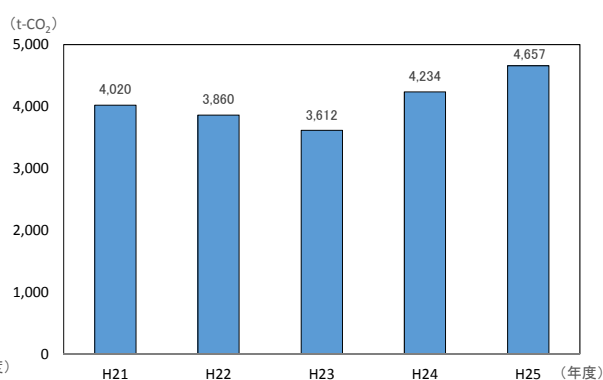


図 43 下水処理場からの二酸化炭素排出量

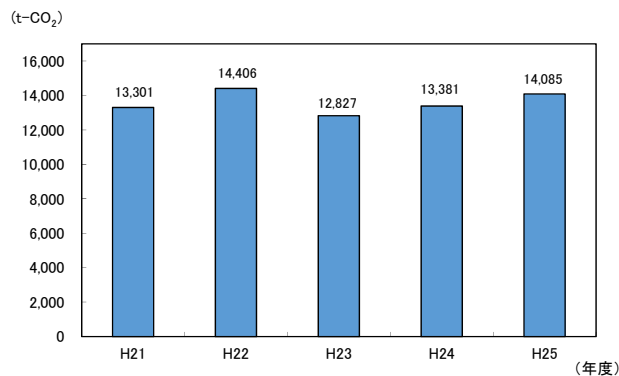


図 44 市の施設（清掃工場・下水処理場を除く）からの二酸化炭素排出量

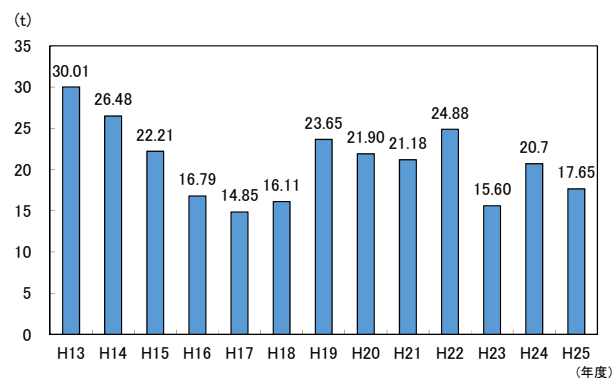


図 45 市の本庁舎における廃棄物排出量

取組

本計画の基本方針 1～4、基盤的取組に関する基本方針 1を進めるために、市が率先して環境に関する取組を推進し、市民や事業者の環境に配慮した行動を促します。

■エコオフィスプラン 21

1 水に関する率先した取組の実施

市の率先した行動
・ 節水型器具の採用(センサー式蛇口など)や水使用量の削減に努めます。 ・ 環境にやさしい石鹼や洗剤を使用し、排水による環境負荷の低減に努めます。

2 ごみの減量と資源の有効利用に関する率先した取組の実施

市の率先した行動
・ 事業系ごみ以外は、持ち帰りを基本とします。 ・ 消耗品などの物品調達に際し、ごみの発生抑制に配慮するとともに、不要物品の譲り合いなど、再利用、分別などによる資源リサイクルを徹底し、ごみの減量を図ります。 ・ ごみの持ち帰り・分別マニュアルを見直し、庁内でその実施を徹底します。 ・ ごみ・資源の分別の徹底と定期的な確認及び職員研修を実施します。 ・ グリーン購入◇ガイドラインを遵守・徹底します。

3 自動車に関する率先した取組の実施

市の率先した行動
・ 全職員へエコドライブの周知徹底を図ります。 ・ 庁用車に低公害車等の導入を推進します。 ・ 通勤や業務での自転車利用を推進します。

4 地球温暖化の防止に関する率先した取組の実施

市の率先した行動
・ クールビズ、ウォームビズを徹底し、室内温度が、夏は28℃、冬は20℃となるように適切に空調の運転を管理します。 ・ パソコン、照明等の電気機器類は不使用時には電源を切るように徹底します。 ・ 公共施設において省エネルギー診断などを必要に応じて実施し、エネルギー使用量の少ない設備や機器の導入を推進します。 ・ 庁内におけるエネルギー使用量と二酸化炭素排出量の削減効果を公表することにより、市民や事業者による地球温暖化対策の実施を促進します。 ・ 二酸化炭素排出量を減らすための省エネルギー行動をメニュー化します。 ・ 各施設で二酸化炭素排出量の削減を目指すため、施設の電気・ガス・燃料使用量を年度ごとに把握し、公表します。 ・ 施設ごとにエネルギー消費量の削減推進のための管理体制を整備し、削減目標を示します。

◇グリーン購入 : 製品を購入したり、サービスを受ける際に、価格、品質、利便性及びデザインなどだけでなく、環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

市の率先した行動

- ・施設改修を行う際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を遵守します。
- ・各施設の電気使用状況を通信端末などで一元管理できるシステムを検討し、ムダを見つけ改善します。

※本市が行う事務及び事業を対象とし、施設等から排出される温室効果ガスの現状、地球温暖化の防止に関する率先した取組を進めて達成を目指す目標値は、「第6章 立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に記述しています。

5 その他

市の率先した行動

- ・公共施設周辺の美化に努めます。
- ・職員に向けた環境に関する知識を得るための研修やエコオフィスプラン 21 の研修を実施します。
- ・各施設のエネルギー管理マニュアルの策定を検討します。

■ 取組指標

取組指標		現状（平成 25 年度）	目標（平成 31 年度）
1	公共施設における温室効果ガス排出量（第6章で詳述） 【63 ページの取組指標の再掲】	26,494 t-CO ₂ eq	24,904 t-CO ₂ eq ^{注)}

注) 基準年度（平成 25 年度）比で温室効果ガス排出量を 6 %削減した値。

第 5 章

計画の推進体制・進行管理

5-1 推進体制

本計画を進める推進組織は、立川市環境審議会、庁内検討組織（立川市環境保全推進本部、立川市環境保全推進委員会）とします。

（1）立川市環境審議会

市長からの諮問に対し調査審議の後、答申するとともに、環境報告書（たちかわし環境ブック）やそれに対する市民などの意見を踏まえ、専門的見地から計画の点検・評価を行います。

ア 構成

市民、学識経験を有する者、事業者、関係行政機関の職員、市長の部内の職員により構成されます。

イ 役割

立川市環境基本条例第 18 条第 2 項に規定する事項として、主に以下の役割を担います。

- （ア）環境基本計画に関すること。
- （イ）環境の保全等に関する基本的事項

（2）庁内検討組織（立川市環境保全推進本部、立川市環境保全推進委員会）

庁内の課を横断する組織として、環境の保全と回復及び創造にかかわる施策を総合的に推進し、本計画の進行管理を通じて全体の環境マネジメントを行います。

なお、エコオフィスプラン 21 の推進体制、進行管理については、別途庁内で検討し、実施します。

ア 構成

- （ア）立川市環境保全推進本部は、市長、副市長、教育委員会教育長、会計管理者、部長及び担当部長、教育委員会事務局教育部長と議会事務局長で構成します。

- （イ）立川市環境保全推進委員会は、庁内の各部署の関係課長で構成する横断的な組織です。

イ 役割

- (ア) 各課で取り組む環境保全の施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発
- (イ) 市民・事業者との協働事業の実施
- (ウ) 周辺市町村や国、東京都などと協働して取り組む施策・事業の実施と周辺市町村への環境情報の発信
- (エ) 各課で取り組む環境保全の施策・事業についての点検と評価
- (オ) 環境保全の施策・事業についての点検と評価結果を踏まえた取組の見直しと環境報告書（たちかわし環境ブック）の作成・公表
- (カ) 環境報告書（たちかわし環境ブック）に対する市民、立川市環境審議会等からの意見を踏まえ、次年度以降の年次計画等へ反映

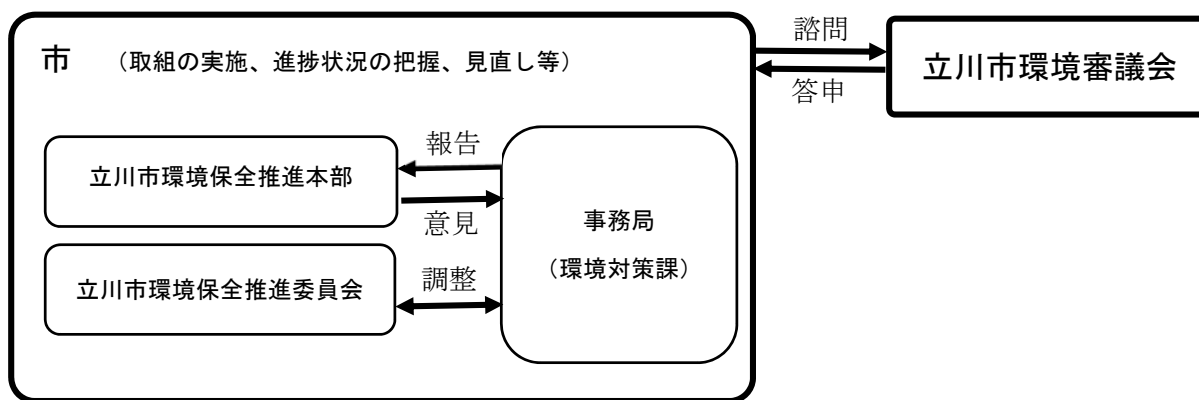


図 46 推進体制

5-2 進行管理

目指すべき環境像の実現のために、本計画に示した取組を確実に実行し、その進捗状況を点検・評価し、その結果を踏まえて、これを見直し、必要に応じて改善を検討します。また、計画の進行管理は、PDCAサイクルを用います。

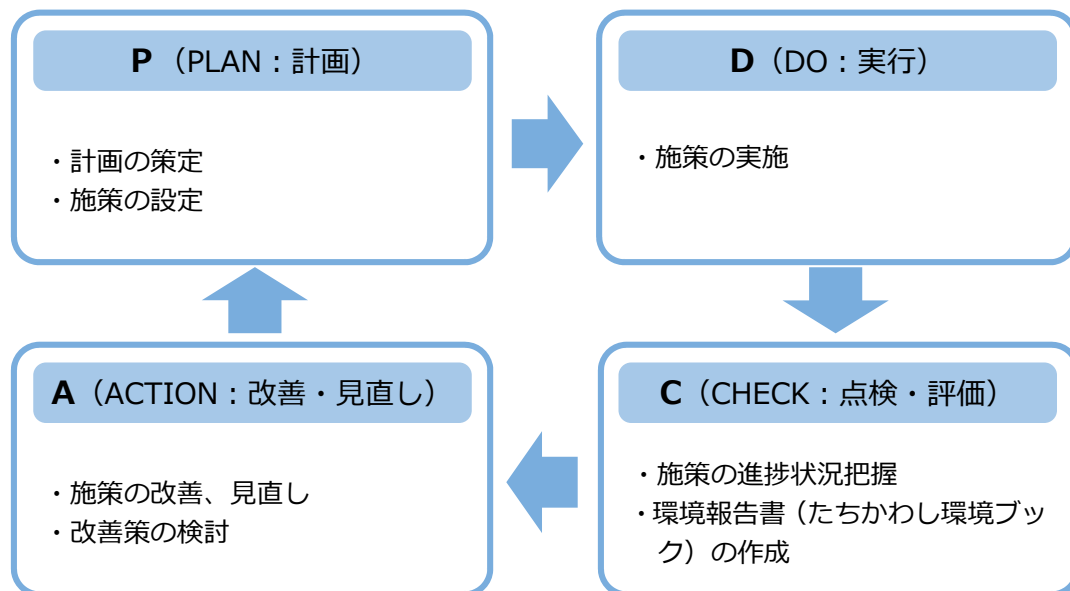


図 47 進行管理

毎年、計画に記述する取組の進捗状況を整理し、立川市環境審議会で審議したのち、環境報告書（たちかわし環境ブック）で公表します。

本市の取組の進捗状況は、施策進捗管理シートによる庁内調査で把握し、基本方針ごとに、取組状況と今後の展開を整理します。

市民、事業者の取組の進捗状況は、イベントへの参加者数やアンケート結果などで把握に努めます。また、5年後に計画の見直しを行う際にアンケートを実施することで、意識の変化を把握します。



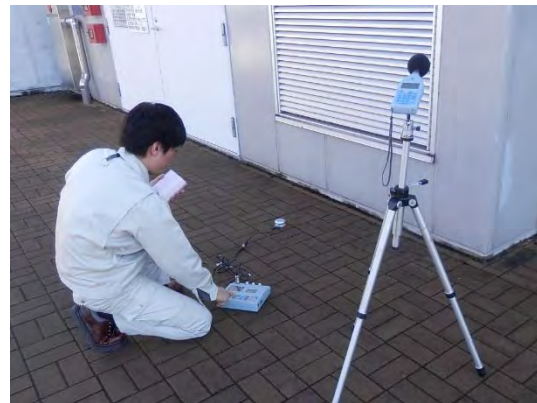
立川市環境審議会

市民や学識経験者、事業者などで構成する立川市環境審議会が本計画の策定や見直しについて調査・審議し、さまざまな視点からの意見を述べます。



環境フェア・環境カルタ大会

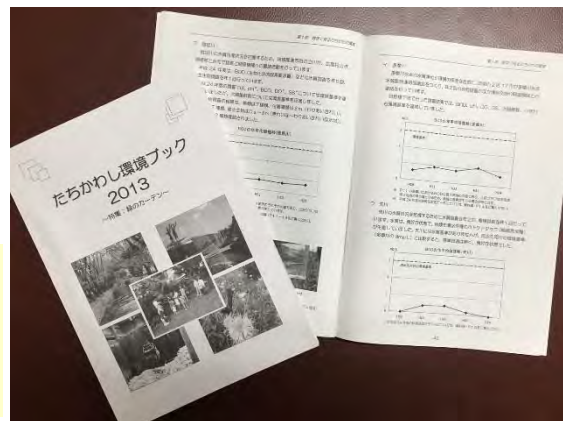
市民や関連団体とも連携して事業を実施しています。



騒音・振動調査



たちかわエコパートナー講座



たちかわし環境ブック

市民や事業者、市の取組状況は、毎年、点検と評価を行い、環境報告書（たちかわし環境ブック）で公表しています。

1 計画策定の背景

2 計画の基本的事項

3 計画の基本理念と目指すべき環境像

4 環境像の実現に向けた取組

5 計画の推進体制・進管理

6 立川市地球温暖化対策実行計画

第 6 章

立川市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

6-1 基本的事項

(1) 計画の目的

「立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「実行計画」という）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 に基づき、本市の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減に向けて、推進すべき取組について示すものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

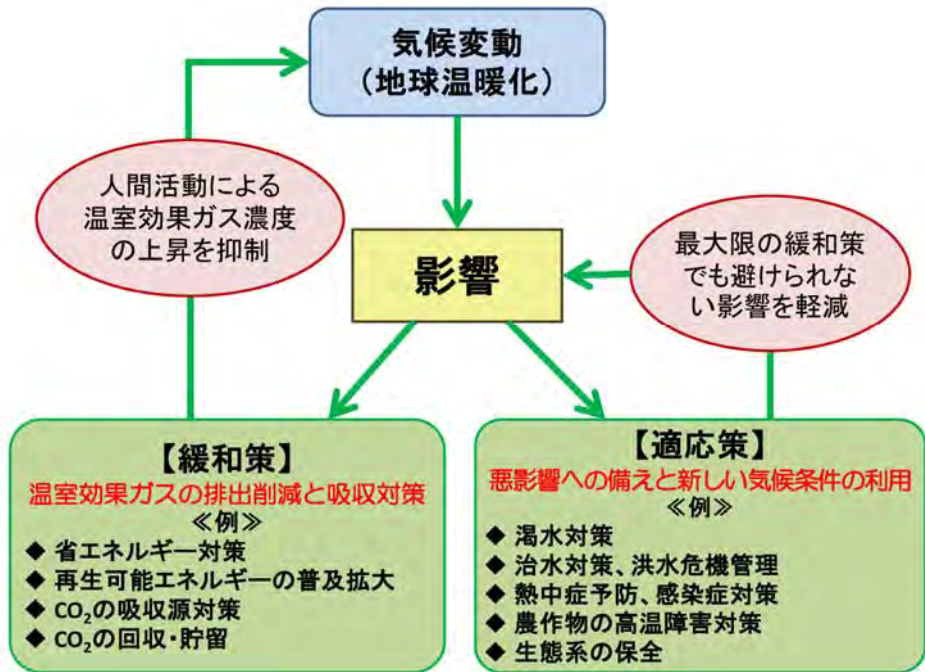
2～7 （省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

なお、本市では、平成 12（2000）年度を初年度とする「環境基本計画」等に基づき、市職員が自ら実施する事務事業に伴う環境への負荷を低減するため、市の率先した取組と地球温暖化対策の 2 つの役割を併せ持つものとして、「エコオフィスプラン 21」を策定し、平成 26（2014）年度まで具体的な取組を進めてきました。



出典：「日本の気候変動とその影響（2012 年度版）」（文部科学省、気象庁、環境省、平成 24 年）

地球温暖化に対する対策は大きく分けて2つあります。1つは、原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」、もう1つは、既に起こりつつある温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する「適応」です。実行計画は、市として、温室効果ガスの排出量の削減等に関する「緩和」についての措置について定めた計画です。しかし、その一方で、最善の緩和の努力を行ったとしても、今後数十年間は、ある程度の温暖化の影響は避けることができないといわれていることから、施設の緑化、保水性建材や高反射性塗装の活用、都市における緑地の保全、風の道や水路の整備等といった「適応」の取組も進めていく必要があります。

(2) 計画の範囲

実行計画では、本市が行う事務及び事業を対象とし、施設等（指定管理者制度導入施設等も含む）の温室効果ガスの排出量を推計し、目標達成に向けた取組を行います。

対象施設等は以下のとおりです。

表3 実行計画の対象となる施設等一覧

No.	施設名	No.	施設名
1	女性総合センター	25	市営自転車駐車場
2	本庁舎	26	市営駐車場
3	シルバー人材センター	27	公園
4	旧共済会職員会館	28	中里測定局
5	富士見連絡所	29	下水処理場（高度処理施設を含む）
6	消防団	30	ポンプ場
7	大山防災井戸	31	総合リサイクルセンター
8	立川駅南口地域安全ステーション	32	公衆便所
9	チャレンジショップ	33	清掃工場
10	はな広場	34	競輪場
11	ファーマーズセンターみののれ立川	35	小学校
12	子ども未来センター	36	中学校
13	市民会館	37	学校給食共同調理場
14	いちばん子育てひろば	38	学習等供用施設
15	旧多摩川小学校跡施設	39	八ヶ岳山荘
16	児童館	40	学習館
17	学童保育所	41	歴史民俗資料館
18	保育園等	42	古民家園
19	斎場	43	泉体育館
20	福祉会館等	44	柴崎体育館
21	総合福祉センター	45	屋外体育施設等
22	福祉作業所	46	図書館
23	地域福祉サービスセンター	47	庁用車
24	健康会館	48	街路灯

(3) 対象とする温室効果ガス

実行計画において対象とする温室効果ガスは、以下のとおりです。

表4 実行計画の対象となる温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。	

※実行計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFC 及び PFC は物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は施行令第1条（HFC13物質）及び第2条（PFC7物質）に掲げられている。

出典：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」（環境省、平成26年3月）より作成

ただし、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）に関しては地方公共団体の事務及び事業ではほとんど該当せず、本市においても該当しないと考えられることから、実行計画では対象外としました。

(4) 計画期間

実行計画の計画期間は、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間とします。

(5) 基準年度

実行計画では、東日本大震災前後での社会情勢等の変化により電気使用量の単位当たりの二酸化炭素排出量が増加していることを考慮し、基準年度は東日本大震災後とすることが望ましいと考え、東日本大震災から3年が経過し、排出量データも収集可能な直近の年である平成25(2013)年度を基準年度としました。

6-2 温室効果ガスの排出量

基準年度である平成25(2013)年度における対象施設等に関して、温室効果ガスの排出量を推計しました。

(1) 温室効果ガスの排出量

温室効果ガスの排出量を種類別に推計した結果は以下のとおりです。その合計値を見ると本市の対象施設等の温室効果ガス排出量はCO₂換算で51,256t-CO₂eqとなっています。ガスの種類別に見ると、そのほとんどが二酸化炭素(CO₂)であることがわかります。なお、各種温室効果ガスを比較する際は、CO₂に換算した場合の数値(単位:t-CO₂eq)で比較を行っています。

表5 対象施設等の温室効果ガスの排出量

ガス種類	CO ₂ 換算前	CO ₂ 換算後(単位:t-CO ₂ eq)
	平成25年度	平成25年度
二酸化炭素(CO ₂)	46,606 t-CO ₂	46,606 t-CO ₂ eq
メタン(CH ₄)	19 t-CH ₄	390 t-CO ₂ eq
一酸化二窒素(N ₂ O)	14 t-N ₂ O	4,258 t-CO ₂ eq
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1 kg-HFC	2 t-CO ₂ eq
合計		51,256 t-CO ₂ eq

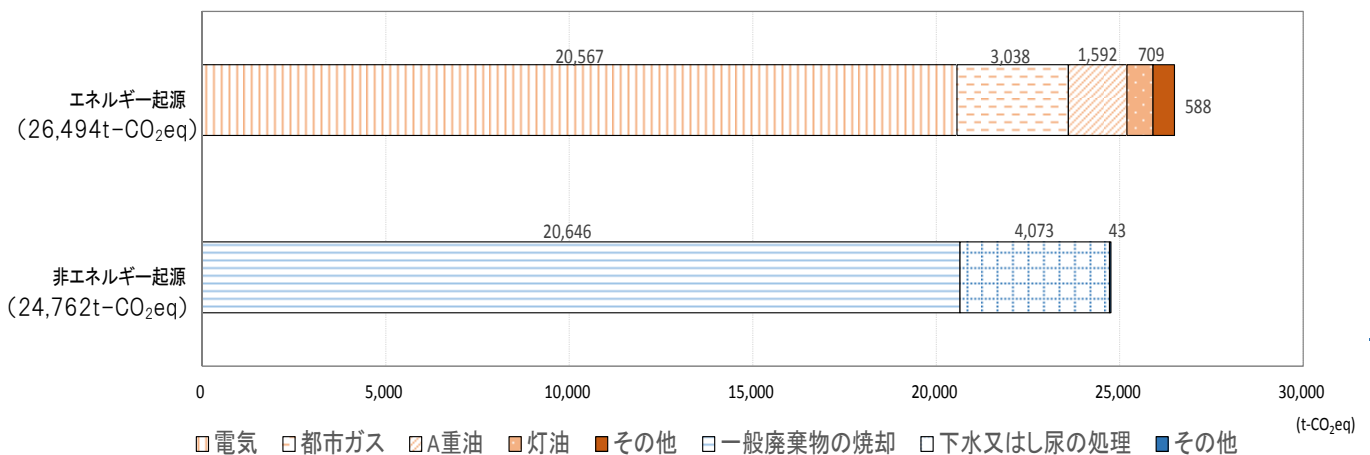
(2) エネルギー起源及び非エネルギー起源の温室効果ガスの排出量

対象となる温室効果ガスのうち、その半分以上がエネルギー（燃料の燃焼、他者から供給された電気又は熱）を使用した際に排出されているもの（エネルギー起源）であり、内訳としては、電気がその多くを占めており、次いで、都市ガス、A重油と続きます。

このエネルギー起源の温室効果ガスの排出量は、電気をこまめに消す、LED照明への交換等、省エネルギーの取組や、太陽光パネルの設置等の再生可能エネルギーの導入等によって削減が可能です。また、施設の建て替え時等に適切な設備機器の交換を行うことでも削減が期待できます。

また、本市の清掃工場における一般廃棄物の焼却や下水処理場における下水又はし尿の処理により発生する温室効果ガス排出量（非エネルギー起源）については、一般廃棄物の焼却由来の排出量が8割以上と大きな割合を占め、次いで、下水又はし尿の処理が続きます。

この非エネルギー起源の温室効果ガスの排出量は、「立川市第2次環境基本計画」の基本方針3のごみ減量の推進及び「立川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の実行により削減が期待できます。

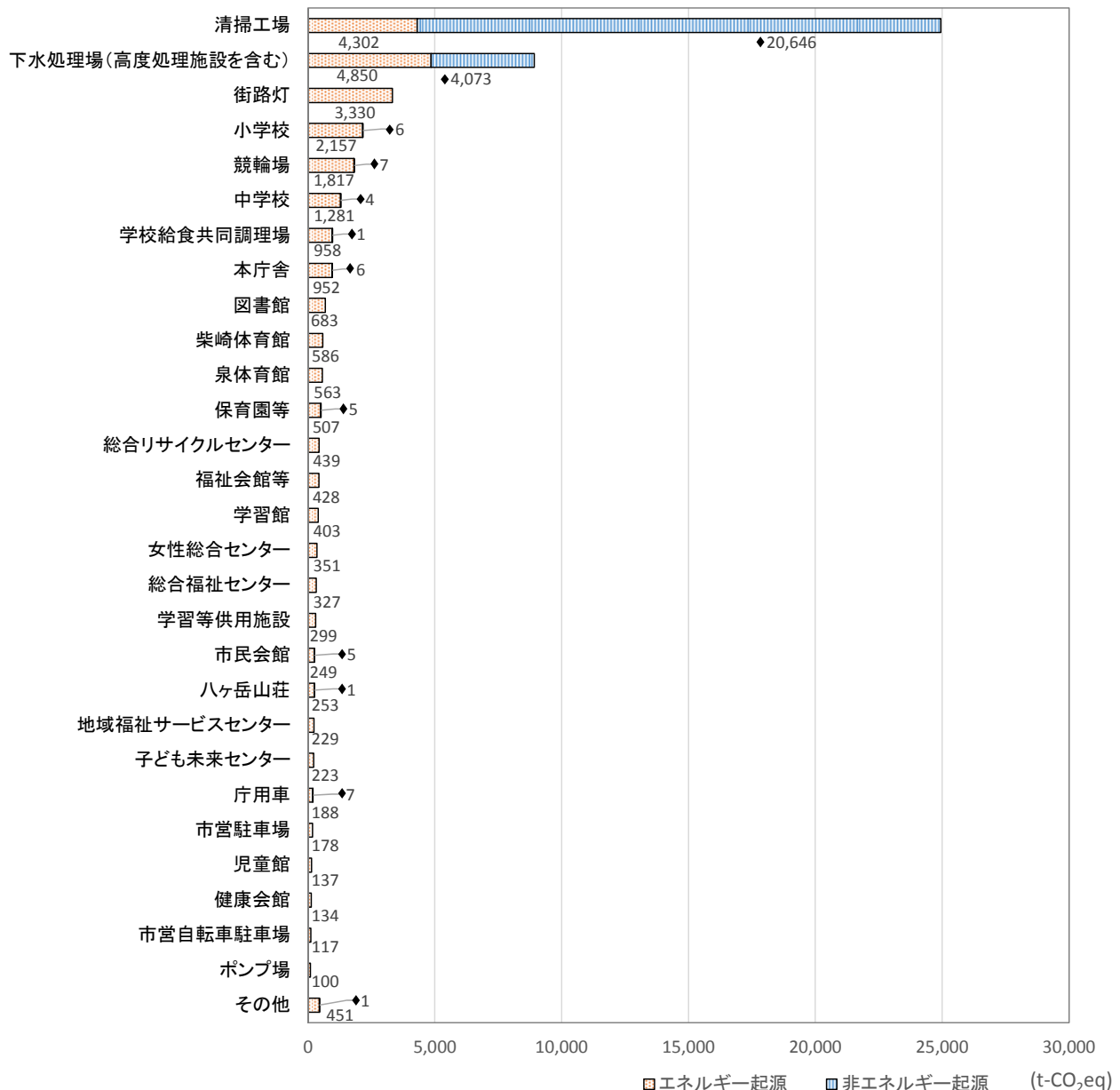


※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しないことがある。

図48 エネルギー起源、非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の内訳（平成25年度）

(3) 施設等の温室効果ガスの排出量

施設別に温室効果ガスの排出量を見てみると、「清掃工場」、「下水処理場」、「街路灯」、「小中学校」、「競輪場」の割合が大きくなっています。これらの施設等は、その特性上、温室効果ガスの削減が難しいものもありますが、設備更新、LED 照明への交換、省エネ機器の導入、再生可能エネルギーの活用等により温室効果ガスの削減が可能なものもあります。そのため、これらの施設等に関しては、今後、特に率先した取組の可能性について検討していきます。



※◆が付いている数値は、非エネルギー起源の数値を表す。

※ここでは、二酸化炭素以外の温室効果ガスも含めた排出量を示しており、P79 に示す二酸化炭素排出量とは異なる。

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しないことがある。

図 49 施設別温室効果ガスの排出量（平成 25 年度）

6-3 目標

◆目標◆

エネルギー起源の温室効果ガス排出量について
基準年度から6%以上、1,590t-CO₂eq 以上の削減を目指します。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下、「省エネ法」という）では、年間エネルギー使用量が原油換算値で 1,500kl を超える事業者に対して、中長期的にみて年平均 1 % 以上のエネルギー消費原単位[◇]の削減目標が課せられています。

実行計画においては、この目標を達成するため、平成 31（2019）年度を目標年度とし、基準年度である平成 25（2013）年度よりエネルギー起源の温室効果ガス排出量について 6 % 以上、1,590t-CO₂eq 以上の温室効果ガスの削減を目指します。

また、非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の削減については、ごみ減量の推進と合わせて進捗管理を行っていきます。

なお、省エネ法ではエネルギー消費量ではなく、エネルギー消費原単位による毎年 1 % 以上の削減が課されていますが、実行計画では省エネ法に含まれない街路灯や庁用車も含めた温室効果ガス排出量の削減を掲げています。

今後の進捗管理において推計に用いる温室効果ガス排出係数[◇]に関しては、省エネルギーの取組の効果が確認できるように、基本的に基準年度の推計に用いた係数を用いることとします。

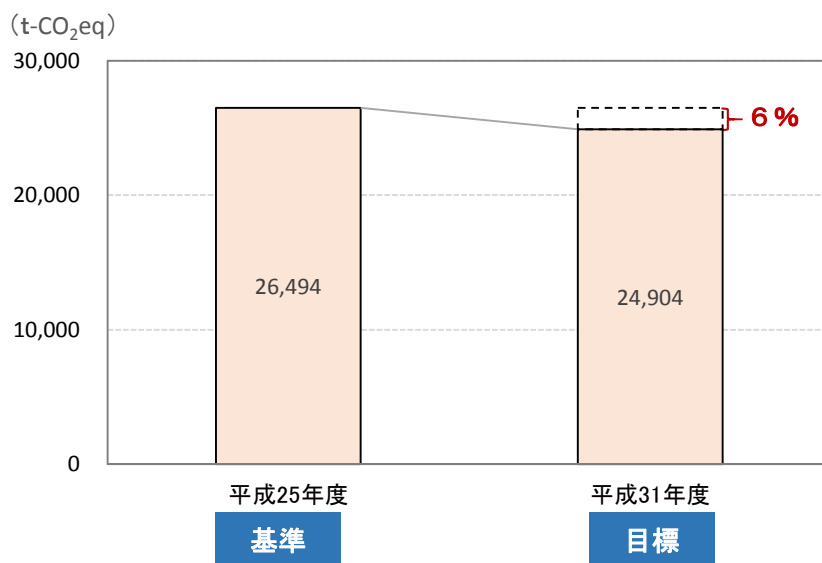


図 50 エネルギー起源の温室効果ガスの排出量と目標数値

◇エネルギー消費原単位：エネルギーの消費量を、生産数量や床面積等で除して得た単位あたりのエネルギー消費量のこと。

◇温室効果ガス排出係数：単位あたりの温室効果ガス排出量のこと。

6-4 目標達成に向けた取組

実行計画における目標達成に向けた取組については、以下の通りです。

- ・全職員へエコドライブの周知徹底を図ります。
- ・庁用車に低公害車等の導入を推進します。
- ・通勤や業務での自転車利用を推進します。
- ・クールビズ、ウォームビズを徹底し、室内温度が、夏は28℃、冬は20℃となるように適切に空調の運転を管理します。
- ・パソコン、照明等の電気機器類は不使用時には電源を切るように徹底します。
- ・公共施設において省エネルギー診断などを必要に応じて実施し、エネルギー使用量の少ない設備や機器の導入を推進します。
- ・庁内におけるエネルギー使用量と二酸化炭素排出量の削減効果を公表することにより、市民や事業者による地球温暖化対策の実施を促進します。
- ・二酸化炭素排出量を減らすための省エネルギー行動をメニュー化します。
- ・各施設で二酸化炭素排出量の削減を目指すため、施設の電気・ガス・燃料使用量を年度ごとに把握し、公表します。
- ・施設ごとにエネルギー消費量の削減推進のための管理体制を整備し、削減目標を示します。
- ・施設改修を行う際は、「施設改修時における省エネ・再エネ等ガイドライン」を遵守します。
- ・各施設の電気使用状況を通信端末などで一元管理できるシステムを検討し、ムダを見つけ改善します。

6-5 計画の推進

(1)推進体制

推進体制、進行管理については、「エコオフィスプラン21」と同様とします。

(2)取組結果の公表

毎年度、実行計画の主管課である環境対策課から関係課に温室効果ガスの排出量に係る調査を実施し、その結果は、広報紙や本市のホームページなどで毎年公表します。

資 料 編

資料 1：立川市環境審議会開催経緯

(1) 立川市環境審議会名簿

区 分	委員名(敬称略)	推薦機関・勤務先等
学識経験者	会長 原 剛	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科名誉教授 早稲田環境塾長 毎日新聞客員編集委員
事業者	副会長 安藤 広和	平成 26 年3月 31 日まで環境審議会委員 東京ガス株式会社 多摩支店長
	副会長 長谷川 弘一	平成 26 年4月 1 日から環境審議会委員 東京ガス株式会社 多摩支店長
市民委員 (公募)	綾部 守彦	
	片野 勸	
	久野 春子	
	瀬戸 昌之	
	宗像 ヨシ子	
	森田 寛臣	
市民委員 (自治連推薦)	齋藤 孚彦	立川市自治会連合会
学識経験者	村田 佳壽子	日本環境ジャーナリストの会理事 (公社)環境科学会理事
事業者	中島 孝昌	立川商工会議所副会頭
関係行政機関 の職員	難波 芳男	立川市立小学校長会
	三宅 玉雄	平成 26 年7月 15 日まで環境審議会委員 東京都環境局多摩環境事務所長
	金子 亨	平成 26 年8月 27 日から環境審議会委員 東京都環境局多摩環境事務所長
市	木村 信雄	平成 26 年9月 29 日まで環境審議会委員 副市長
	田中 良明	平成 26 年9月 30 日から環境審議会委員 副市長

(2) 開催日程と審議内容

開催日	会議名称	審議内容
平成26年 1月23日	第1回環境審議会 (第9期)	・ 諮問 ・ 本計画の策定に向けた基本的な考え方 ・ アンケート結果の分析について
平成26年 3月19日	第2回環境審議会	・ 本計画の策定に向けた基本的な考え方 ・ 前計画の振り返りについて
平成26年 6月 2日	第3回環境審議会	・ 本計画の策定に向けた基本的な考え方
平成26年 9月16日	第4回環境審議会	・ 本計画の策定に向けた基本的な考え方 ・ 環境像について
平成26年11月21日	第5回環境審議会	・ 立川市第2次環境基本計画素案について
平成26年12月24日	第6回環境審議会	・ 立川市第2次環境基本計画素案について ・ 立川市環境市民検討委員会の提言書について
平成27年 2月 4日	第7回環境審議会	・ 立川市第2次環境基本計画素案について ・ 答申

資料 2 : 立川市環境市民検討委員会開催経緯

(1) 立川市環境市民検討委員会名簿

区分	氏名（敬称略）	備考
公募市民	稲葉 裕香莉	
	大沼 洋子	
	加藤 禮子	
	株屋根 美保子	
	高橋 由蔵	
	山崎 員弘	
環境関連団体	柴 俊男	玉川上水の自然保護を考える会
	鈴木 功	立川自然観察友の会
	高野 由香	立川かんきょう市民の会
	鳥海 清	たちかわエコパートナー
	萩本 悦久	砂川・鳴く虫の会
	山本 英樹	立川ホテルの会
事業者	池谷 和子	立川市商店街振興組合連合会推薦
	市村 聡子	立川商工会議所推薦

(2) 開催日程と検討内容

開 催 日	議 題	
平成 26 年 2 月 5 日	環境の現状と課題	
平成 26 年 3 月 6 日	目指すべき環境像	
平成 26 年 5 月 23 日	取組 の 検 討	優先的に取り組むべきテーマ
平成 26 年 6 月 16 日		優先的に取り組むべきテーマの中での市民・事業者の役割
平成 26 年 7 月 7 日		市民・事業者・市として取り組むべきこと
平成 26 年 8 月 19 日		市民・事業者・市として取り組むべきこと
平成 26 年 9 月 30 日	立川市環境市民検討委員会とりまとめ（提言書）	
平成 26 年 12 月 16 日	提言書手交式	

資料3：立川市環境基本条例

平成10（1998）年3月26日 条例第16号

立川市環境保全条例(昭和47年立川市条例第25号)の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本となる理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全等の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 公害 環境の保全等の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であつて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によつて、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

（基本理念）

- 第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
 - 3 地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- （1） 公害の防止に関すること。
- （2） 緑地、河川、土壌、地下水、湧水その他の自然環境の保全等に関すること。
- （3） 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- （4） 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- （5） 良好な景観の保全及び歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- （6） 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

(7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

- 2 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。この場合において、市長が定める規模の事業活動を行う者は、その事業活動に係る環境の保全等に関する適正な配慮の措置を市長の求めに応じて報告するように努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、立川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標

(2) 施策の方向

(3) 環境配慮指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ立川市環境審議会の意見を聴き、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての調整等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすとみられる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第9条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するための適切な施策を講ずることができるものとする。

(公害に係る措置等)

第10条 市は、公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、環境の保全等に関する施策の推進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(環境学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるように、人材の育成その他の必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(支援的措置)

第13条 市は、市民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るための施策の整備その他の適切な措置がとれるよう支援に努めるものとする。

(環境の監視、測定等)

第14条 市は、大気汚染等環境の状況を的確に把握するため、必要な監視及び測定を行うものとする。

2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(情報の収集等)

第15条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、環境の保全等に関する情報の収集並びに調査及び研究に努めるものとする。

(国等との協力)

第 16 条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全等の推進)

第 17 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第 18 条 法第 44 条の規定に基づき、立川市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、委員 28 人以内をもって組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

(1) 市民 12 人以内

(2) 学識経験を有する者 5 人以内

(3) 事業者 5 人以内

(4) 関係行政機関の職員 5 人以内

(5) 削除

(6) 市長の部内の職員 1 人

5 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

6 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 審議会は、会長が招集する。

10 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

11 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成 12 年条例 46 号〕

(委任)

第 19 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、同年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の立川市環境保全条例（以下「旧条例」という。）第25条に規定する立川市環境審議会は、平成10年7月31日まで存続するものとする。
- 3 旧条例第20条から第24条までの規定は、この条例の施行後も、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（平成12年7月24日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4 : 用語解説

【あ】

■アイドリングストップ p.22、24、25、66、68

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させる行為。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制などの効果がある。

■エコオフィスプラン 21 p.15、18、19、78、79、80、81、82、86、94

事業者として、本市が率先して環境に関する取組（省資源、省エネルギー、ごみ減量・リサイクルなど）を行うことを示した計画。

■エコセメント p.54、55、57

多摩地域 25 市 1 町のごみの焼却により発生した焼却灰を原料に生産したセメント。このエコセメントを使用し歩道のブロック等をつくり、本市では道路工事等に使用している。

■エコドライブ p.24、80、94

環境に配慮した自動車の運転方法のこと。やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等により、燃料の節約に努め、地球温暖化に影響を与える温室効果ガスの排出量を減らす効果が期待される。

■エネルギーマネジメントシステム p.60、62

エネルギーの使用状況を管理し、削減につなげるシステム（EMS は Energy Management System の略語）。家庭(Home)版の「HEMS」やビル(Building)版の「BEMS」などの用語がある。

■屋上緑化 p.42、69

建物の屋根や屋上に植物を植え緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和や断熱性・防音性の向上、保水力の増加、大気汚染物質の吸収・吸着、景観の向上などの効果が期待される。

■温室効果ガス p.58、59、63、66、67、68、81、86、87、88、89、90、91、92、93、94

地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。

【か】

■カーシェアリング p.66、68

必要な時に使用目的に合った車を自家用車と同じように手軽に共同利用するシステム。エネルギー消費の効率化といった環境保全上の効果や利用者が所有する車の維持費の低減、都市における駐車場問題の解消といったメリットが期待される。

■崖線 p.7、9、17、20、24、30、31、36、38、41、49、75

多摩川などの河川や海の浸食作用でできた崖地の連なり。崖線下は、湧水や動植物の生育・生息の場所となっていることがある。また、市街地の中で行政界を超えて連続して存在する緑を有することもある。

■外来種 p.44、45

もともとその地域にいなかったのに、人の活動によって他の地域から入ってきた生きもののこと。植物のアレチウリや爬虫類のミシシippアカミミガメなどがある。

■環境基準 p.21、22、23、25

人の健康の保護と生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかを定めた行政上の政策目標である。

■環境フェア p.71、72、85

環境に優しい生活を市民に知ってもらい、その行動を促すきっかけを提供するために、身近な自然や家庭での省エネルギー活動など、環境問題を身近なものから見て、触って、感じるができるさまざまな催しが行われるイベント。

■環境負荷 p.3、11、12、16、17、18、19、20、26、52、75、76、77、78、80

人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

■環境リーダー p.6、47、71

本計画では、環境の大切さや環境にやさしい生活を周囲の人に伝え、広めていく人材の総称としています。

■協働 p.6、15、19、21、30、32、33、34、40、42、44、46、48、70、74、75、83

市民、企業、行政などの多様な主体が共通する地域課題などを解決するために、対等の立場で、相互の責任と役割分担のもとに協力して取り組むこと（「立川市協働推進基本指針」での定義）。

■公共用水域 p.22、24

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれらに接続する公共の用に供される水域、並びにこれに接続する公共溝きょ、かんがい用水路及びその他公共の用に供される水路をいう。

■高効率給湯器 p.58、60、62

従来の機器よりも少ないエネルギー（電気やガスなど）でお湯を沸かすことができる機器。省エネルギーとなり、温室効果ガスの排出量の削減につながる。

■高度処理（下水の高度処理） p.22、24

窒素やリンといった富栄養化の原因物質などを可能な限り取り除く高度な処理方法。

【さ】

■再生可能エネルギー p.19、58、64、65、68、76、91、92

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

■循環型社会 p.3、4、6、50、51

天然資源の消費を抑え、環境への負荷を可能な限り低減させた社会のこと。実現のためには、ごみを出さない、出たごみはできるだけ利用する、どうしても利用できないごみはきちんと処分する、という3つの徹底が必要とされている。

■資源化率 p.53、54、55

排出されたごみのうち、資源化されたごみの割合。総資源化量を総ごみ排出量で除した数値。

■生態系 p.5、16、38、44、45

ある一定の範囲に生育・生息する生きものとそれをとりまく土壌や水などの環境のまとまり。

■生物多様性 p.3、5

地球上に多様な生きものが存在していること。生態系、種間（種）、種内（遺伝子）の3つのレベルで多様性があるといわれている。

【た】

■たちかわエコパートナー講座 p.6、71、85

環境リーダーの養成を目的とした市が行う講座。講座の卒業生は、地域の活動や、小中学校での環境学習、講座の企画・運営、市民団体・NPO団体としての活動などを通じ、環境にやさしい生活の普及・推進に広く活躍していただくことが期待される。

■地球温暖化 p.3、6、15、18、19、58、59、66、69、80、81、87

太陽からのエネルギーで地表面が暖まり、その地表面から放射される熱を温室効果ガスが吸収・再放射して大気が暖まる現象。

■低公害車 p.24、66、68、78、79、80、94

窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。低公害車には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などがある。

■低炭素社会 p.3、4、26

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。実現のためには、無駄なエネルギー消費の削減、エネルギー効率の向上、再生可能エネルギー等の活用などが必要とされている。

■適正管理化学物質 p.22、25

東京都環境確保条例により、適正に管理することが義務付けられている化学物質。取り扱い事業者は、使用量などの把握及び報告が義務付けられている。

【は】

■ビオトープ p.40、47

生きものが互いにつながりを持ちながら生息している空間。開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生きものの生育・生息環境空間を指して言う場合もある。

■壁面緑化 p.42、69

建物の外壁をつるが伸びる植物などで覆うこと。これにより、ヒートアイランド現象や室内温度が高くなるのを抑えることができ、省エネルギーにもつながる。

【ま】

■緑のカーテン p.66、67、69

つるが伸びる植物などを建物の外側にカーテン状に生育させ、建物の温度が上がるのを抑える省エネルギー手法。

■民生家庭部門 p.58、59

家庭の住宅内で消費したエネルギーを計上するための部門。自家用車や公共交通機関の利用など人や物の移動に利用したエネルギーの消費は運輸部門に計上する。

■民生業務部門 p.58、59

第三次産業(水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など)に属する企業・個人が、事業所内で消費したエネルギーを計上するための部門。

【や】

■屋敷林 p.38、48

屋敷の周囲に防風や防雪など家屋を守るために設置された林のこと。本市では、五日市街道、旧甲州街道付近などで見られる。

■湧水 p.9、21、22、39、40、41、42

地下水が台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出ているもの。本市で見られる湧水は、崖線沿いに多く、立川崖線沿いに10箇所、青柳崖線沿いに1箇所が確認されている。

【ら】

■来街者 p.26、70、75、77

通勤や通学、買い物等で本市を訪れる人。

■リサイクル p.50、51、53、54、55、80

廃棄物等を原材料として再利用すること。

【B】

■BOD (Biochemical Oxygen Demand)

p.22、23、25

微生物が水中の有機物を分解する過程で消費する水中の酸素量。河川において有機物による水質汚濁を測る指標の一つである。

【T】

■TJ (テラジュール) p.59、69

エネルギー、仕事熱量、電力量の単位。1ジュールは、地球上でおよそ102グラムの物体を1メートル持ち上げる時の仕事量に相当する。テラジュールは、10の12乗(1兆)ジュール。

立川市第 2 次環境基本計画

平成 27（2015）年 6 月発行

発行 立川市

〒190-8666 東京都立川市泉町 1156 番地の 9

TEL : 042-523-2111（代表）

FAX : 042-524-2603

ホームページ : <http://www.city.tachikawa.lg.jp>

E-Mail : kankyoutaisaku@city.tachikawa.lg.jp

編集 立川市 環境下水道部 環境対策課

本書は再生紙を使用しています。

